

令和 3 年 舟形町議会
第 4 回 定例会 会議録

舟形町議会

令和3年舟形町議会第4回定例会会議録

招集年月日 令和3年12月2日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 12月7日 午前10時

応招議員(10名)

1番 叶内昌樹

6番 斎藤好彦

2番 荒澤広光

7番 佐藤広幸

3番 伊藤欽一

8番 叶内富夫

4番 小国浩文

9番 奥山謙三

5番 石山和春

10番 八 欽 太

不応招議員(なし)

令和3年12月7日（火曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和3年舟形町議会第4回定例会第1日目

令和3年12月7日（火）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八鍬太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	デジタルファースト推進室長	沼澤 一 征
副町長	菅 原 正 春	地域強靱化対策室長	伊 藤 英 一
会計管理者	須 貝 孝 子	総務課財政主査	佐 藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	住民税務課長補佐	森 英 利
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊 藤 幸 一
健康福祉課長	沼澤 伸 一	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	農業委員会会長	叶 内 栄 一
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	代表監査委員	齊 藤 徹
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	監査委員事務局長	相 馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相 馬 広 志	主 任	伊 藤 優
--------	---------	-----	-------

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和3年第4回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名をします。4番小国浩文議員、8番叶内富夫議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、斎藤議会運営委員長よりお願いいたします。

6番 それでは、ご報告申し上げます。

去る令和3年11月30日に開催された議会運営委員会におきまして、第4回定例会の会期について協議いたしました。結果についてご報告いたします。

令和3年舟形町議会第4回定例会の会期は、本日12月7日から9日までの3日間とすることに決まりましたのでご報告を申し上げます。

以上です。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、斎藤議会運営委員長報告のとおり、12月7日から9日までの3日間と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9日までの3日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第3 諸般の報告並びに日程第4 議員派遣の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第5 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日は、令和3年第4回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には時節柄何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナ感染者が全国的に減少したこともありまして、7月以来5か月ぶりに先月16日から東京に出張いたしました。17日には、遠藤利明議員の特別なご配慮によりまして、総理官邸において岸田総理と面談する機会を得ることができました。

県町村会として、ワクチン接種等新型コロナウイルス感染症対策や米価下落等地域の課題について要望いたしました。岸田総理からは、総裁選の御礼と地域の小さな課題についてもしっかりと耳を傾けて、一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと回答がありました。総理官邸で総理にお会いするのは当然初めてですが、以前、菅官房長官のときに面談したときの会場と違って、テレビでよく見る応接会場でありました。

また、別の日ではありましたが、新庄市出身の信夫農林水産大臣官房審議官と会食いたしました。信夫審議官は農林水産省においてデジタル化を推進する責任者であります。信夫審議官からは、舟形町のデジタル化の取組についてご評価いただきました。また、個人的な案件で農業振興課に問合せをしたところ、舟形町職員の対応がすばらしく、町長の指導の賜物と私まで称賛していただきました。改めて、農業振興課の金田君に感謝を申し上げます。今後とも岸田総理が言われるように、町民の声にしっかりと耳を傾け、一つ一つ丁寧に対応してまいります。

ここで、定例会に提案しています案件に先立ちまして、9月定例会町議会以降の主な行事について、行政報告を申し上げます。

(1) 第2回縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテスト表彰式の開催について

10月28日木曜日、中央公民館において第2回縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテストの表彰式を開催いたしました。これは、国宝土偶「縄文の女神」のペーパークラフトの作製やデザインを通して、縄文文化への興味・関心を深め、郷土愛の醸成につなげようと舟形町、最上町、大蔵村で組織する最上南部縄文文化発信推進会議と連携して実施した事業であります。

2年目となった今回は、3町村から昨年度の2倍以上となる206作品の応募がありました。小学生部門、中学生部門、一般部門の各賞を表彰いたしました。アニメのキャラクターやSDGs関連など、今年の流行や世相を反映した作品も多く見られ、個性豊かな縄文の女神が集合いたしました。

(2) 最上川さくら回廊植樹式の開催について

10月30日土曜日、旧堀内小学校跡地において最上川さくら回廊舟形町会場植樹式が開催されました。この事業は、母なる川・最上川流域を桜並木でいっぱいになろうと山形新聞・山形放送が8大事業として提唱し、国土交通省や県、やまがた森林と緑の推進機構、関係市町村

の協力を得て1996年から続けられており、今年で26年目になります。

秋晴れの空の下、堀内地区の全町内会や応募抽選により同地区にゆかりのある家族やグループが大勢集まりました。子供から高齢者まで100人を超える方々が参加し、きれいな花が咲くように願いを込めながら15本のオオヤマザクラの植樹を行いました。

今年は芝を張り、周辺住民が集う憩いの広場として町と地域住民が協働で整備を進めてまいりたいと考えております。

（３）令和３年度舟形町自治功労表彰式の開催について

11月１日月曜日、公共の福祉増進に尽くした功績が極めて顕著で、他の模範として認められる方々を表彰する舟形町自治功労表彰式を、中央公民館を会場に開催いたしました。今年度は表彰として、町内会長、農事実行組合長、文化財保護委員、社会教育委員、全国高等学校野球選手権大会出場、寄附行為、まちづくり審議会委員として功績のあった９名の方々、また、感謝状として町内会長や新型コロナウイルスワクチン接種事業への貢献として５名の方々の功績をたたえました。

（４）令和３年度舟形大蔵戸沢間道路整備促進期成同盟会の開催について

11月５日金曜日、舟形大蔵戸沢間道路整備推進期成同盟会現地調査会が行われ、舟形町、大蔵村、戸沢村の町村道の県道昇格と関係県道の整備促進について現地を踏査し、その必要性について最上総合支庁建設部長に説明いたしました。

舟形町では、八楯町議会議長、佐藤産業推進常任委員長からも参加いただき、町道福寿野岡矢場線と福寿野沖の原線の県道編入と、県道舟形大蔵線福寿野地内の交差点改良及び急勾配急カーブの改良について説明し要望いたしました。

（５）令和３年度WAKU WAKU WORKの開催について

11月９日火曜日、舟形中学校体育館において、舟形中学校１年生44名を対象に、地域起業10社が参加し、職業体験会を開催いたしました。これは「おかえり！孫プロジェクト」事業の一環として、本格的な進路選択が始まる前の中学生の時期に地域の仕事を体験することで、地域企業に対する生徒の興味関心を高め、進路選択の幅を広げるために開催しております。「地元には働く場所がない」「希望する仕事がない」というイメージを解消し、地域企業を知る機会を増やすことにより、若者の地元定着・地元回帰につなげてまいります。

（６）国宝「縄文の女神」陶製レプリカ完成記念除幕式の開催について

11月10日水曜日、町中央公民館で舟形町西ノ前遺跡出土の国宝「縄文の女神」高精細レプリカ除幕式を開催いたしました。このレプリカは、大阪市の大塚オーミ陶業に製作を依頼し、3次元データを基に山形県立博物館に収蔵された実物と比較しながら製作したもので、重さや大きさはもちろん、表面の凸凹や細かな質感も再現しております。最大の特徴は、直接触れたり持ち上げたりすることができ、特製ケース床面のミラー越しに足の裏を確認すること

もできます。

参加したほほえみ保育園の年長児らは、代わる代わる縄文の女神に触れながら、ずっしりとした重さにも驚いているようでありました。

(7) 民生児童委員協議会と町長と語る会の開催について

11月24日水曜日、民生児童委員協議会と町長と語る会が開催されました。民生児童委員の方々とこの年に1回の意見交換会として開催しているものですが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、3年ぶりの開催となりました。

語る会では、まず1期目の委員の皆さんが普段の活動を通じての感想や課題などを発表していただき、その後、町に対する意見や要望について一問一答形式で意見交換を行いました。高齢化が進む中での克雪対策の充実などについて要望がありましたが、現在実施している高齢者除雪サービス事業などの要望事項について調査検討し、高齢者除雪サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。

地域における委員の皆さんの活動の様子やご苦労ぶりなどを伺うことができ、また、活動の中で感じている課題や要望について素直に意見交換ができて、大変有意義な意見交換会となりました。

(8) 令和3年度第2回町内会長会議の開催について

11月26日金曜日、中央公民館において町内会長会議が開催されました。この会議は、地域の代表である町内会長と町が地域・行政の情報共有や意見交換等を行うことで、よりよい町政と自治活動等につなげていくことを目的に開催しております。例年4月と11月の年2回開催しており、今回の会議では、これからの降雪期に向け、町の雪対策関連事業の説明を行い、自助・共助・公助の精神に基づき、降雪期の町内の安定した生活環境を維持するため、町内会長の皆さんと情報共有を行いました。

(9) 農業関係団体との農政懇談会の開催について

11月30日火曜日、舟形町認定農業者協議会と町長及び農業関係団体との農政懇談会が開催されました。認定農業者協議会は町内の認定農業者で構成されており、懇談会には私のほか叶内農業委員会会長、浅沼もがみ中央農協南部営農センター長、叶内舟形町土地改良区理事長が来賓として招かれ、参加された認定農業者15人とこれからの舟形町の農業情勢等について意見交換を行わせていただきました。これらの貴重なご意見は、事前に提出されました要望書と併せまして、町農業行政の発展のための参考とさせていただきたいと思います。

また、懇談会に先立って、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い1年延期されオンラインで開催された「第23回全国農業担い手サミット in 茨城」の配信視聴を行いました。全体会及び営農類型別事例紹介などを通じ、全国第3位の農業産出額を誇る農業大県・茨城県の多彩な農業を知るとともに、本町の「儲かる農業」の実現と地域農業の発展を図るうえで

大変意義深いものとなりました。

(10) 5 Gを活用した舟形町と港区との自治体間交流の開催について

10月29日、31日、11月2日の3日間、5 G環境での新しい学びの体験の場、交流の場を創出するため、舟形中学校及び農林漁業体験実習館と、区立「みなと科学館」をつなぎ、オンラインでの遠隔交流を行いました。中学校では、科学館のリモート見学や実験ショーの視聴、港区の中学生との交流、実習館では科学館の来場者へ温泉関係者などから町のPRを行いました。

町の子供たちが最新のデジタル技術に直接触れる体験は、科学への興味となり、学習意欲の向上につながったと思います。また、実習館では、私と港区の武井区長とオンラインで対談する機会もあり、コロナ終息後を見据え、互いの交流をより一層深めていくことを確認いたしました。

以上、10件について行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、補正予算の専決処分の承認についてが1件、一般会計及び特別会計補正予算についてが2件、条例の制定について3件、字の区域の変更について1件、指定管理者の指定について2件、以上9件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちましてご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

なお、9月定例町議会以降の主要事業につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただき、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

日程第6 一般質問

議長 日程第6 一般質問を受けます。順次発言を許可します。2番荒澤広光議員。

2番 おはようございます。

それでは、さきの通告に従いまして、一般質問を行います。

1点目は、3年産米価下落に伴う救済策が必要では、2つ目として、最上川緊急治水対策プロジェクトについて質問いたします。

まず初めに、3年産米米価下落に伴う救済策が必要では。

令和3年産米に関し、さきの報道で山形県全体の作況指数は104の「やや良」、当最上地域でも103の「やや良」で、県全体での10アール当たり収量は、1995年以降過去2番目に多い625キログラムと全国トップの見込みとの報道がありました。

本来ならば喜ばしい記録のはずですが、3年産米の出荷契約米農協概算金が大きく落ち込んでしまいました。

60キログラム1等米農協概算金は、前年産比較でつや姫は800円下落し1万5,000円、本町で作付け面積の多いはえぬきに関しては、2,400円と大きく下落し9,300円と大変厳しい価格になってしまいました。

一方、令和4年用の肥料・農薬に関しては、値上げの価格が提示されております。

別紙資料に一例として記載している比較的安価な肥料Aは、令和3年価格比1袋20キログラムで510円、肥料Bは、1袋20キログラムで1,120円の大幅値上げとなり、稲作農家は死活問題だと思います。

このような状況下では、営農意欲の衰退、離農が懸念されます。稲作農家には、様々な補助制度があるものの、来年度以降も稲作経営が持続できるように、町としても救済策が必要だと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

2つ目の質問になります。最上川緊急治水対策プロジェクトについて。

令和2年7月豪雨により、県内各地で甚大な被害が発生したことを踏まえ、国、県、市町村が連携し、「最上川中流・上流緊急治水プロジェクト事業」が、令和2年度から令和11年度までの計画で事業費約656億円をかけて、河道掘削、堤防整備、分水路整備、遊水地改良等の取組を集中的に実施し、最上川の氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策がスタートしております。

本町から上流側の河北、村山、大石田町では、既に堤防の漏水対策、護岸工事、河道掘削、下流側の大蔵村でも堤防のかさ上げ、河道掘削が盛んに行われています。

本町を流れる最上川も太折地区の堆積土砂、堀内地区では左岸の支障木、松橋川との合流地点の堆積土砂、馬形地区では農地への反乱の危険箇所が多くあります。本町流域では対策が行われるのか。上流側が整備されれば、昨年と同程度の豪雨でも最上川の水位は昨年以上に上昇し、毒沢・太折・堀内・馬形・烏川地区がはけ口となってしまう、昨年以上の被害が想定されます。

舟形町流域でも対策が行われるように、県、国に積極的に要望する必要があると思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、2番荒澤広光議員の3年産米価下落に伴う救済策が必要ではのご質問にお答えいたします。

初めに、本町の水稲主力品種ははえぬきであり、令和3年の水稲共済細目書によりますと、作付けしている全主食用品種のうち、約7割を占めております。はえぬきは、業務用米として高い評価を得ておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により外食需要及びインバウンド需要が大きく減少したことが影響し、3年産の農協概算金が大きく下落しております。

一方で、肥料及び農薬については、海外需要の高まりと穀物相場の上昇を受け、価格が急激に上昇しております。また、海上輸送費、コンテナ運賃の高騰もあり、来春の元肥価格が大

幅に上昇する見込みであります。

現在、米価下落に対するセーフティネットは、認定農業者のみが加入できる収入減少影響緩和交付金、いわゆるナラシ対策と、青色申告が加入できる収入保険制度があります。しかしながら、令和2年度においていずれかの制度に加入している本町の経営体数は89で、米を販売する全経営体数304の29%にとどまっており、約7割の経営体がセーフティネットに加入していないことになります。

概算金の大幅下落を受け、県では無利子の融資制度を創設しました。いわゆるつなぎ資金と呼ばれるもので、ナラシ対策の補填金が交付されるまでの間の資金繰りに充てることを目的としたものであります。しかしながら、償還期限が1年以内と短いことから、現時点で本町農業者の申込みはなく、これとは別にJAが独自に新設した低利子で償還期限5年以内のコロナ対策資金に対し、11月末時点で4経営体から申込みがある状況であります。

このような状況の中、本町としては米価下落の影響を緩和し、次期作に向けた米の販売農家の営農意欲の維持・向上を図るため、種子及び肥料等の購入経費の一部を補助する事業を検討してまいりました。内容については、生産の目安を守っている米の販売農家に対し、主食用米及び加工用米、政府備蓄米の栽培面積10アール当たり3,000円を交付するものであります。ただし、飯米及び縁故米分として10アール分を控除し補助金額を算定します。

今定例会の補正予算として提案しておりますので、米の販売農家の支援のため、何とぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、最上川緊急治水対策プロジェクトについてのご質問にお答えいたします。

令和2年7月の豪雨により最上川の中流・上流では、大規模な堤防からの越水が村山市1か所、大石田町2か所、大蔵村1か所、溢水が新庄市1か所、大石田町1か所、河北町2か所、大江町1か所で発生し、甚大な被害をもたらしました。舟形町でも住宅や農業用揚水機場、農地等が浸水や冠水により大きな被害を受けました。

こうした甚大な被害が発生したことを踏まえ、再度災害防止を目的として、国、県、市町村が連携し、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトが策定されました。

プロジェクトのロードマップでは、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、大江町から戸沢村の区間で河道掘削約90万立米、堤防整備約8キロメートル、遊水池改良1か所、分水路整備1か所を、令和2年度から令和11年度の期間で実施する計画となっております。舟形町の近隣では、大蔵村白須賀地区の堤防整備及び河道掘削、大石田町横山地区及び大石田地区の堤防整備が計画されております。舟形町としましても、町の上流が整備され通水量が多くなったとき、舟形町の区間で通水が阻害される状況では、水位が上昇し、舟形町がより大きな被害を受けることになるため、その対策を新庄河川事務所長に要望し、対応していただくことになっております。

舟形町の区間では、水位を低下させる緊急対策として河道掘削が想定されますが、河道掘削については、下流の大蔵村で進められており、舟形町については位置・範囲とも現時点では確定していない状況であります。また、新庄河川事務所では、大量に発生する掘削土砂の置場に苦慮しており、置場の確保が実施の条件にならざるを得ず、町では現在、置場の選定について検討を進めているところであります。

町としては、事業主体である新庄河川事務所と連携しながら、最上川沿いに住む町民の皆様
の安全・安心の確保に向けて、引き続き取り組んでまいります。

2番 今ほどの答弁、大変ありがとうございました。確認の意味も含めてですけれども、少し確認いたします。

令和2年度の実績になりますけれども、はえぬきの作付け面積は最上管内では59.4%というふうな実績に対しまして、本町舟形町は79.8%と管内では最も高いはえぬきの作付け面積になっているようです。そのほか下落幅の大きいあきたこまち、はえぬき、コシヒカリ等々を含めた作付け面積の割合は、舟形町では86.3%と非常に高く、さらに米の品質は主食用とほぼ、ほぼじゃないですね、同じ加工米に関しましても補助対象になるというふうな今ほどの答弁に対しましては、大変ありがたいのではないかなと思っております。

先日の全員協議会の中で補助の条件の説明がありました。その中で、令和4年に主食用米の出荷を行う生産者で、出荷ができなくなったとしても返還を求めないというふうな説明があったんですけれども、それについて具体的な事例はどのようなものかお聞きしたいと思います。

町長 その件につきましては、農業振興課長のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問についてですが、来年産の作付けの意思が確定する時期なんです
が、4月もしくは5月末に確定するというふうな理解でありまして、それまで作付けの意思の確認を待っていると支援が非常に遅れてしまうということがありまして、なるべく迅速な支援を行うため、現時点で判断をすることができないので返還を求めないというふうな考え方にしております。まず交付をして、なるべく早くしましうというふうな考え方でおります。

以上です。

2番 今回、交付された場合ですけれども、最悪どういうふうな条件いろいろあると思うんですけれども、ぎりぎりになって作付けしない、されなくなったという方でも返還を求めないというふうな理解でよろしいでしょうか。

農業振興課長 そのように、返還を求めないというふうな考えで現在おります。

2番 もう1点ですけれども、この米の下落による補助ということで新聞等々で各市町村の記事が出ております。その中身をよく見てみますと、今答弁にあった内容ですけれども、作付け

10アール当たり3,000円というふうな私認識していますけれども、ほかの市町村では所有する田10アール当たり何千円とかいろいろ書かれていますけれども、改めて確認ですけれども、作付け10アール当たり3,000円というふうな認識でよろしいでしょうか。

農業振興課長 今、議員おっしゃるとおりになります。本町の今の事業スキームとしましては、作付け10アール当たり3,000円、主食用米、加工用米、備蓄米になりますが、飼料用米は含まないんですけれども、そこからかつて個別所得補償制度の中で行われておりました米の直接支払交付金の際に、飯米及び縁故米を10アール分差し引くというようなルールでありましたので、それを参考にしまして10アール分除いた面積というふうになります。

他の市町村では、やはり自分の所有地のみとか、あとは品種によって交付しないとかがいろいろな形があるようでございます。

2番 これも確認です。

本町の場合、大規模農家の方もおりますけれども、比較的小規模な農家さんもかなりいると思います。例えばこういうふうな事例はどうなのかというふうなところですが、所有する田んぼ10アール当たり幾らとかありますけれども、作付け10アール当たり本町の場合、すみません。例えば作付けを20アールしてしまして、10アール分を飯米、縁故米というふうなところになりますと、10アール分だけ3000円が補助もらえるというふうな認識でよろしいでしょうか。

農業振興課長 20アールから飯米、縁故米分を引くということで10アール分の補助、おっしゃるとおりになります。

2番 稲作につきましては、本町の場合、例えば機械の購入するときの補助等々、大変有利な補助制度は今までもあるんですけれども、今現在、こういうふうな米の大幅な下落というふうなところで、稲作経営ですか、断念するというふうな今の段階での情報は役場のほうに入っているのかどうかお聞きしたいと思います。

農業振興課長 現時点においては、来年産の作付けをやめるというふうに確実な方は今まで聞いておりません。ただ、借りる方がいらっしゃればそれを検討したいというふうな方は1件だけございます。

2番 次に、肥料の話になりますけれども、今回の肥料の値上げに関しましては、原材料ですね。窒素、リン酸、カリですか、これら3要素の入った肥料が大幅な値上がりしているような状況だと思いますけれども、例えば来年の春使う培土ですね。培土に関しましても当然肥料入りの培土もありますので、その辺の値上げの状況とかはちょっと把握しているのかお聞きしたいと思います。

農業振興課長 培土の販売会社等にいろいろとお聞きしたり、JAさんのほうにお聞きしたりしたところ、やはり今のところまだ価格がはっきりとは決まっていはいないんですけれども、た

だし、培土の中に肥料が入っていることもありまして、価格が下がるということではなく、上がるのが想定されるのではないかというふうには言われております。JAのほうでもなるべく早く価格を把握したいということで、メーカーさんのほうに問合せを進めているところ です。

2番 本町の場合は今答弁のあった10アール当たり3,000円の補助というふうなところだと思いますが、合わせて山形県でも補助が出るというふうな報道もあります。それに関しましては、具体的に県の補助の条件、あるいは申請の方法について教えていただきたいと思います。

農業振興課長 県のほうでは、何らかの支援策が必要であろうというふうな検討をかねてより進めておりまして、町のほうにも情報少しは入ってきているんですが、まだその対象となる農業者の条件だったり、交付の時期、あとはその他詳細な要件についてまだ示されていないことから、全くどのような形で実施されるのか分からない状況であります。

2番 あと、県の補助条件に関しましては、まだ詳細が不明というふうな回答だったんですけれども、これの申請方法ですけれども、申請方法に関しましては、認定方針作成者ですか、今回町ではそこに取りまとめをお願いするような格好だと思いますけれども、県の補助金に関しましても、そういうふうなことができるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

農業振興課長 県のほう、まだ詳しいこと示されていないものですから、その辺はまだ全く不透明な状況であります。町としての交付の仕方については、より迅速に交付を目指すために考えたものでございます。

2番 できれば今回の町と同じような申請方法ができれば、小さい農家さんにとっては大変有利なのかなと思っていますので、その辺も含めてぜひ県との交渉をよろしくお願いしたいと思っています。

あともう1点ですけれども、今回の10アール当たり3,000円というふうな稲作農家への周知の方法ですけれども、どういうふうな方法で行われる予定をしているのかお聞きしたいと思います。

農業振興課長 先ほどお話のあった認定方針作成者にお米を出している方については、認定方針作成者経由での周知と、あとは広報お知らせ版を用いた形で実施したいというふうに考えてございまして、そのほか認定方針作成者に米を出荷していない方につきましては、直接お手紙等出しましてお知らせしたいというふうに考えてございます。

2番 私の一般質問の一部の中で、稲作農家はいろいろな補助があつて、ほかの業種から比べれば大変恵まれているのかなと思っておりますので、ぜひこういうふうな3,000円を周知する際ですけれども、ほかの市町村ははえぬきだけだよとか、加工米は含まないよとか、そういうふうな情報もぜひ含めて舟形町ではここまで補助しますよというふうなところも見えるようにぜひ周知していただければと思いますけれども、その辺の考え方も教えていただきたいと

思います。

農業振興課長 はい、そのように舟形町としては非常に有利な方法で補助支援をしていくというふうなことを書きたいところでもございますが、各市町村の対応がまちまちでございまして、今現在も制度が固まっていない市町村が多いようでございます。対象範囲等が変わる可能性がありますので、なかなかその辺は難しいかなというふうに思います。

2番 これも交付の時期ですけれども、令和4年の1月末頃というふうな説明だったと思うんですけれども、県あるいは国でも米価下落に対する補償ということで、何らかの補償はあるような話は出てますけれども、舟形町の場合は1月末というふうな目標してますけれども、この目標が例えば今年末に支給していただければ稲作農家の方々に関しましては、大変ありがたいのかなと思いますけれども、その辺の見込み1月末より少し早くできるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

農業振興課長 認定方針作成者経由の支払いが大半ということで、非常に迅速にできるとは考えてはございますが、年内というのは、ここでちょっと明言は避けたいなと。なるべく早い交付にしたいというふうには考えておりまして、1月末までにはというふうな目標を掲げさせていただいております。

2番 やはり肥料の高騰、来年度肥料の高騰が40%とか20%強値上がりするとか、いろいろな情報が入っておりますので、ぜひ目標に対して幾らかでも早く交付できるように、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上で米に関しての再質問を終わりにしたいと思います。

次に、最上川の緊急治水対策プロジェクトについてですけれども、昨年7月の豪雨ですか。それではそのときは堀内橋の水道管に流木が激突して損傷するというふうな被害がありました。緊急的には舟形町を流れる最上川に関しましては、河道の掘削がやはり急務だと私も認識しております。特に写真に添付してあります最上川と松橋川との合流地点の河道掘削ですか、堆積土砂を優先しなければならないと思っておりますけれども、町としての優先順位などをつけて要望するのも要望の方法かなと思いますけれども、その辺の考え方をお伺いいたします。

町長 やはり土砂堆積している箇所については、町としてもこの部分が多いというようなことは認識しておるんですが、やはり事業を実施するのは国のほうでありますので、まずは国の方針として新庄河川事務所のほうがここから掘削しますよというようなことであって、そこ町と協議をするという形になると思いますので、町としては先ほど答弁書にありましたとおり、上流が整備されてくる、下流が整備されてくるというふうな中で、町の被害を少なくするためには町のほうの最上川の河道掘削をいち早くお願いしたいというような要望になるかなというふうに思います。

2番 河道掘削につきましては、ぜひ県と調整しながら優先順位をつけてぜひ進めていただきたいと思います。

あと、河道掘削についてもう1点ですけれども、土砂の置場ですね。それが大変苦慮しているというふうな答弁ありましたけれども、現在、今現状ですけれども、具体的に置場はこの辺とこの辺がいいんじゃないかみたいなのが決まっているのかいないのか、これも質問させていただきます。

町長 何か所かは想定しながら、地権者等もありますので、そちらの方々と相談しながらというふうなことになると思いますので、まだ現在、この場でこことここというふうなことで申し上げるところまでは至っておりません。

2番 あともう1か所ですけれども、最上川の右岸になりますか、馬形地区の水田ですけれども、昨年大きな被害が受けられて復旧して今年の作付けは終わったようですけれども、やはりあの場所はかなりリスクが高い場所と私も認識しております。馬形地区の方からは、以前堤防というふうな話もあったというふうなことをちょっと聞いたんですけれども、その辺の具体的な地区からの要望とかその辺はあるのかないのかお聞きしたいと思います。

町長 そのような話もお聞きはしておるんですが、あそこの馬形の最上川沿いの農地に堤防を造るとすると、農地が大半潰れてしまうと。じゃあ何のために堤防を造るのかというふうなところの問題もございまして、なかなかやっぱり築堤にというふうなことには至らないというふうな現状があるというふうに認識しております。

2番 昨年のこの豪雨による、特に堀内地区ですけれども、内水の上昇ですか、それで非難したりいろいろあったんですけれども、ハザードマップの改訂を受けてだと思えますけれども、町内の各所各所に想定浸水深ですか、その表示が目につくようになったんですけれども、それに関しましては地区にはどのような周知の仕方に表示されているのかもちょっとお聞きしたいと思います。

町長 多分ですね、実栗屋と堀内町内会のほうと新庄河川事務所が一緒になってワークショップを開きながら、浸水区域とか、あとそれから避難誘導等のワークショップを開催しておりましたので、その際に浸水水位とかを表示しているというふうなことでありまして、多分堀内地区と実栗屋地区だけだというふうに認識しております。その周知については、当然地域の方々がこういうふうなところでこういうふうにつくるというふうに分かっているはずですので、こちらでは今のところ、その点について周知をしているというふうなことはないんですが、ワークショップを開催して地元の方も了解してそういった水位表をつくっているというふうに思っておりますので、そんな認識かなというふうに思っておりますが、何か補足することがあれば危機管理室のほうからちょっと説明をお願いしたいと思います。

住民税務課長補佐 それでは、令和元年度に国交省の事業で堀内地区を対象にして、まるごとま

ちごとハザードマップ、そちらの事業を実施しまして、その成果として議員おっしゃったとおり、浸水深の想定ライン、そちらを堀内地区の5か所に表示を今年度実施をしております。

こちらについては、堀内の町内会長さんと地元消防団のほうに周知をしまして、こちらについて住民の方に周知をしていただくようにということでお願いをしているところでございます。

以上です。

2番 分かりました。ありがとうございます。

今、ハザードマップというふうな言葉出てきたんですけれども、ハザードマップが去年の3月ですか、改訂されて全戸配布されて大変きれいなハザードマップに生まれ変わったと思っています。以前ですと紙1枚A3あるいはA2あたりの用紙で、例えば大きな施設などには掲示ができるようなタイプがあったと思うんですけれども、今回の改訂に当たってそういうふうな掲示できるA3あるいはA2ぐらいのハザードマップは、各地区ごとですけれども、準備されているのかもちょっとお聞きしたいと思います。

住民税務課補佐 現在のところ、各地区にA0サイズぐらいのハザードマップを提示をするというふうな計画はございません。

2番 前のハザードマップが、A2あるいはA3かな、その辺の大きさを掲示されているところも今、福祉施設の中にまだ古いタイプが貼られていますので、その辺もどうするのか、ぜひちょっとお聞きしたいと思います。

町長 今のところ、冊子のタイプのハザードマップにしたものですから、そういった掲示するというふうなことについては、今のところ想定していなかったんですが、いろんな施設に置いてそういうものを掲示しているというふうなことになったとすれば、改めてその対応を検討させていただきたいなというふうに思っております。

2番 やはり災害がいつ発生してくるか分かりませんので、いざ何かあったとき古いタイプがまだ残っているというふうなところは大変まずいのかなと思っていますので、まずは現状を把握して、さらによりよい防災体制を進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりにします。

議長 以上をもって、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番伊藤欽一議員。

3番 それでは、私から通告しています「ほほえみ保育園の防犯対策について」質問いたします。

11月9日に宮城県登米市の認定こども園「豊里こども園」に刃物を持った男が子供を殺す目的で侵入したが、不審な行動にいち早く気づいた男性職員が取り押さえ、最悪の事態を回避できたという事件が発生しました。

各社の新聞によると、今回の事件は職員が不審者の情報を共有し素早く対応することができ

たこと、危機管理マニュアルに従い外にいた園児を建物に避難させることができたこと。しかし一方で、さすまたなど防犯用具が備えられていないといった課題もあったと報じられています。

ほほえみ保育園では、今回のような類似事件が発生した場合、どのような対応をすることになっているのか。また、男性職員の人数は防犯対策から考えた場合どうなのか、町長にお伺いいたします。

町長 それでは、3番伊藤欽一議員のほほえみ保育園の防犯対策についてのご質問にお答えします。

宮城県登米市の認定こども園で起きた今回の事件については、大惨事につながる可能性もあった中で、マニュアルに沿った迅速な対応と、職員の機転を利かせた行動が園児の命を救ったと報じられ、改めて危機を想定した訓練の重要性が認識されました。

ほほえみ保育園においても危機管理マニュアルの中で、危機管理体制や緊急時の行動体制、不審者の侵入防止等について定められており、今年はこれまでに10月4日と11月1日の2回にわたり、不審者の侵入を想定した訓練を行っております。

質問にあります不審者への対応については、不審者の侵入防止マニュアルとして、1、日常の保育時における園児の安全確保、2、保育園の施設面での安全確保、3、関係機関及び地域での緻密な連携、4、不審者情報がある場合の安全確保、5、不審者の立入り等、緊急時の安全確保について定め、事件発生時にはこれに基づいた対応を取ることとなっております。

さて、この度の登米市の認定こども園のような類似事件が発生した場合の対応ですが、マニュアルでは、まず、不審者を発見した職員（第一発見者）が近くの職員に緊急連絡し、事務室への連絡、そして不審者には2人で対応し、事情聴取や退所説得、退所要求を行うこととしております。同時に園児の安全確保のため、避難誘導に応じて警察への通報など、園児の生命を守ることを最優先とした対応を行います。ちなみに、保育所内には防犯器具としてさすまたの装備はありますが、威嚇の道具として考えており、職員が積極的に侵入者を取り押さえる対応は想定しておりません。

次に、防犯対策上の男性職員の人数についてどう考えているかというご質問ですが、保育所には現在、園長と保育士、そして業務員の合計3名の男性職員が勤務しておりますが、防犯対策要員としての任務を命じているものではありません。防犯対策は、男女の区別なくマニュアルに基づいて訓練どおりの対応を心がけていただきたいと考えており、今後も防犯上の観点のみをもって男性職員を増やすという考え方は今のところありません。

これまでも不審者情報などが寄せられたときには、防犯協会や交通安全協会、警察等のパトロールを実施していただくなど、連携した対応を行っていただき感謝しているところであります。不審者の防犯対策については、引き続き日常の施設整備の安全点検や職員への危機管

理意識の指導、そして関係団体・地域住民との情報共有と連携を行いながら対応してまいります。

3番 再質問に入る前に、11月24日愛知県弥富市の中学校で3年生同級生の男子生徒による殺人というふうなことで、同級生に刺されて亡くなったという痛ましい事件が発生しております。校内で起こった事件で、学校関係者はもちろんですけれども、多くの方々が非常に衝撃を受けた事件なのではないかなというふうに思っております。

当町の教育環境のさらなる体制づくりがこれからもますます必要になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

初めに、ほほえみ保育園の現在の園児数、職員数等々お伺いしたいと思います。

教育課長 ほほえみ保育園の現在の園児数が106名、それから職員数ですけれども、給食等の業務員も全て含めまして34名ということになっております。

3番 ありがとうございます。

答弁の中で、不審者を想定した訓練を実施したのということ、大変結構なことだと思いますが、コロナ禍でもあったのかなというふうに思いますけれども、なぜ10月4日と11月1日の比較的遅いこの時期に集中したのかお伺いしたいと思います。

教育課長 訓練につきましては、年間計画に基づいて行っている部分がございます。今回、最初に10月4日ということで行ったわけですけれども、その際、遊戯室のほうに園児を集めての避難訓練を実施しておりますけれども、その後の11月1日の訓練につきましては、最初に行った10月4日の訓練のときに不審者に対する呼び名、隠語などの取決めをその際行ったということもありまして、それを使った訓練を期間をあまり置かず実施したという経緯がございます。

以上です。

3番 年間計画あるということですが、年間計画ではどういうふうになっているのか。例えば5月、7月、何月とかそこら辺をお伺いしたいと思います。

教育長 私も前、保育所に3年ほど勤務させていただきましたけれども、毎月1回避難訓練をやっています。ただ、そのテーマについては様々ございまして、避難訓練であったり、先ほどの不審者であったりというふうなことなんですけれども、子供たちはやっぱり集団生活が初めてというふうなこともあって、4月の段階では例えば集まる練習とか、そういったところから始まります。職員については、様々社会的な今回のような事件があった場合については、その都度、もし園であった場合とか、そういったことを踏まえて話し合いを持っています。話し合いについては、毎日お昼寝の時間に各クラスの代表が集まっていろいろと話し合いをしているというふうに存じております。

3番 毎月1回実施しているような計画ということで、保育現場でも学校保健安全法と、あと消防法、各園の実情に応じた危機管理マニュアルの作成、少なくとも月1回は避難訓練をしてくださいというようなことが義務づけられているようですので、それに沿った対策を取っているのかなということで、そこら辺は大変結構かなというふうに思います。

その10月と11月訓練したわけですが、そのときにやっぱり訓練すれば必ずよい点、悪い点、反省しなきゃならない点、今後検討しなければならない点出ると思います。どんな課題が出たのかお伺いしたいと思います。

教育課長 最初の10月4日の訓練では、想定として遊戯室で集まりをしている際に不審者が急に入ってきたというような想定で行っております。

やはりその際に急な侵入者ということで、驚いて泣いてしまった子供たちが出たということもありました。訓練の大切さがこういったやってみるということではあると思います。そういう子供たちが混乱したときの対応というようなところも保育士のほうでも課題としてありましたので、その後の話合いの中で子供たちへの注意といった部分について話し合ったようでございます。

それから、その際にみんなで不審者が来たときのかけ声、その不審者の呼び名ということの取決めをしたようでございます。ほほえみ保育園の場合は、うさぎさんという隠語で表現するというように決めたようでしたので、今後、うさぎさんが来ましたというような放送があった場合には注意するようという指導も園児たちの中にさせていただいております。

11月の訓練におきましては、園児については保育室のほうにいる状況での訓練ということで、まず管内放送でうさぎさんが来ましたというような放送を流して、それに対して対応するという訓練でございました。この際には、部屋に鍵をかけるような状況で、中に入って来れないようにということで、部屋の中に避難するというような対応での訓練ということで聞いております。

再度、合言葉の確認であったり、不審者が来たときの対応について確認したということで報告を受けているところです。

以上です。

3番 例えば園児がお昼寝をしているときなど、なかなか園内放送等々もあると思いますけれども、あるものを調べたところ、お昼寝しているときに天井に電気があって、通常は白灯ですが、何かそういう事件等々が発生した場合に電気が赤色に変わるというような、そういうふうな装置をつけている保育所もあるようでございます。いろんな物件を調べて、できるだけ子供たちに何ていうのかな、悪影響とか、あまり驚かないような対応で事件を知らせる、解決するというような対策も必要なのかなというふうには考えるところであります。

危機管理マニュアル作成されているというようなことで、先ほど教育長から答弁ありました

けれども、毎月1回やるようになっているということで、やはりできれば新年度早く子供たちもそうですけれども、例えば保育士さんも新しい保育士さんが入られた場合とか、やはり危機管理に共有するものというか、問題を共有するような対策を講じるためにも早い時期にやはり訓練をやるべきなのではないかなと思うんですけれども、そこら辺どう考えますか。

教育課長 避難訓練につきましては、不審者対応だけでなくやはり災害対応といった訓練もいろんな想定での訓練が予想されますし、それに基づいた訓練が必要かと思います。一応園のほうでは、月1回を基本として訓練計画を立てておりますので、そこについては緊急性の高いものから共有していくという形で考えていきたいと思っております。

不審者訓練につきましても、今年度は10月、11月ということで今のところ実施しておりますけれども、社会情勢といろんな町の状況も踏まえてそちらの緊急性、優先度の高い訓練のほうを検討しながら計画のほうも立てていきたいと思っております。

以上です。

3番 ずっと不審者に関して訓練というふうなことがありますけれども、例えば火災等これから冬季間に向かって降雪に関して火災等の発生等々に関しての訓練等を実施する予定はありますか。

教育課長 火災訓練、それから地震想定 of 訓練等種々ありますが、今後、火災訓練のほうの日程については、今の時点で私のほうでは把握してございません。

教育長 すみません。経験からというふうなことで申し上げますけれども、地震の場合はやはりガラスが割れるというふうな想定されますので、当然フロアの中央のほうに子供たちを集めるというふうな指導を私はやってきました。

あと、火災については、給食室から火災が発生する可能性が多いので、そういう想定でお願いしたというふうなことです。

なお、地震については、ちょうど3.11の経験をしたわけですが、ちょうど1週間ぐらい、3日前ぐらいに地震があったので、その際にもし大きな地震が来たらというふうな想定でミーティングで話し合いをした成果が当日生きたのかなと思っています。あの建物で地震に一番強い場所については、以前に使っていた子育て支援センターの部屋が一番頑丈な部屋というふうなことで、まずあそこに子供を集めようと。あとは、ちょうど昼寝が終わる場合というふうなこともあったので、まずはガラスから離れて着替えを順次させて、それで子育て支援センターのほうに集合させたというふうな、そんな経験もしております。

3番 冬になり、私も仕事上何回か除雪にお邪魔したときもありますけれども、非常口が雪で閉ざされて出れないというようなところも見受けられたところもありました。除雪はしましたけれども、やはりそういった非常口、避難口のこれから除雪、やはりいつ何時何があるかわからないので、そこら辺も十分注意しながらやっぱり保育行政やっていただきたいなという

ふうと思うところであります。

あと、不審者を発見した場合に、緊急に連絡を取るというような答弁ありました。職員同士の緊急の場合の即座の連絡方法というのは、どういうふうなことをやる予定にしていますか。

教育課長 保育士同士の連携ということですが、保育をするに当たって複数の保育士で常に子供たちのそばにはついております。誰かが第一発見者が気づいた時点で、ほかの保育士に伝える方法ですが、機械的な手法で伝えるということは今のところ想定されておられませんので、耳打ちなり、合図なり、お互いのアイコンタクトというような形で伝えることになるのかなというふうには思っております。

先般の登米市での事例でもそういった形で保育士同士で伝えあったということもございしますが、時間が余裕があればスマホ等で事務室にとか、そういった対応もできるかと思いますが、その部分については臨機応変な対応ということになるかと思っております。

3番 やはり不審者が暴れないように、あまり感情を湧き立てないように、今課長答弁したように、ある程度の暗黙のアイコンタクト等々、やっぱり皆さん日頃から訓練してやっぱりそういったことの対応がいいのかなというふうには私も思うところであります。

先ほどのこども園に関しても、やはりアイコンタクトが非常に有効に生かされていたようなので、そこら辺も今後職員同士の訓練というか、そこら辺やっぱりアイコンタクト、例えば手話で連絡するとか、そこら辺の対策も必要になってくるのかなというふうには十分考えられます。

ここで不審者に2人で対応し、必要に応じて警察へ通報するというようなことでありますけれども、不審者であれば警察が来るまでの時間稼ぎをしなきゃならないので、その状況必要に応じて警察に通報するのではなくて、やはり最初ある程度警察に通報してからそういった事情聴取とか園に入って来ないようにとかというのはやるべきだと思うんですが、ちょっとこれ、想定が逆なのかなというふうに私は考えるところなんです。やはり警察に通報して、何事もなければそれで結構ですが、何か起きてから警察に通報してもちょっと遅くなるのかなと。やはり不審者と確認されれば第一報警察に通報が急がれるのかなと思いますけれども、ちょっとそこら辺の内容を確認したいと思います。

教育課長 ちょっとこちらの答弁の内容で状況に応じてというようなことがありますけれども、まず一つ、不審者というところの定義でございしますが、まず見知らぬ人が不審者となる場合もあり得るということで、見たこともない人がいるという段階ではなかなかそういった対応まで、通報の対応までできるのかはちょっと分からないというふうに考えております。実際に不審者については、今回の悪意をもって凶器をもって侵入しようとする方は当然不審者でございしますが、園児たちにもいたずらをしようとか、写真を撮ろうとかいろんな場面が想定されるというふうにも考えて、ちょっと状況に応じた通報ということで答弁させ

ていただいたのでございますけれども、実は先般、警察署のほうで不審者対応の研修会というのが開催されました。そこにちょっと私も参加してきましたんですけれども、その際、今議員がおっしゃられたように、不審者を特定した場合には時間を稼いでくださいというような指導でございました。警察には速やかに通報してほしいというようなことも言われまして、それが例えば空振りといいますか、不審者出なかったということで最終的に判断されたとしても警察のほうへの通報はしてもらって構わないというような指導も受けたところですので、それを踏まえて保育園のほうでも不審者と思われる方がいた場合の対応については、できる限り速やかに判断して対応、行動していきたいというふうに思っております。

3番 警察署で各保育所から参加して、さすまたを使ってやっているようなニュースも私も拝見しました。29日か何かのですね。たしか11月29日あたりのニュースかなというふうに思いますけれども、園長先生も行ってたようなんですけれども、そういった訓練等々を実施されてきて、それが例えば園の皆さんにどういった報告がなされたか、そこら辺やはり訓練して来ましたよだけでなく、こういった場合はこうだとかって、そういうふうなところまで園の保育士さんの中に共有できているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

教育課長 今回の11月29日の研修会については、園からは園長先生が参加しております。このときの研修で一番大きかったのは、やはりそういった不審な方、見慣れない方を発見して認知したら速やかに対応するということが一つと、おかしいなと思ったら通報も含めて情報伝達、共有するというような話を聞いてきました。

なお、先ほど申し上げたとおり、できるだけ時間を稼ぐような対応を取るというところもお聞きして来ましたので、それについては、園長先生のほうから保育士のほうには伝達されております。

さすまたの使い方の研修もしたんですけれども、さすまた自体が不審者を取り押さえる道具ではあるんですけれども、実際の使われ方としてはそういった取り押さえることにはなかなか抵抗されることで捕まえられないというのが現実のようでもございました。さらに、さすまたが1本だけあってもどうしようもないというようなことも言われて来ましたので、それは威嚇の道具として近づけないようにするためにさすまたを使って時間を稼ぐというようなことで、さすまたの使い方等の指導の中でも教わって来ましたので、そこは保育士の方についてもさすまたの使い方の考え方についても併せて伝達しておりますので、時間を稼ぐことと、通報することということ、この2点のほうを中心に今後対応できるかなと考えているところです。

3番 なるべくそういった事件が起こらないようにと願うばかりであります。

さすまただけでなく、本当に事件が起きた場合にどこかの園でありますけれども、催涙スプレーも何か準備しているところもあるようなので、そういった本当に緊急の場合だと思い

ますけれども、起きてはならないことではありますけれども、起きた場合のやっぱりそういった防犯対策の器具等もやはりある程度準備されていたほうがいいのかなというふうに思いますけれども、そういった催涙スプレーなんかは今、保育園には準備はされているんですか。

教育課長 現在、催涙スプレーの準備はございません。今回の研修会のときにも、催涙スプレーに関する質問が警察のほうにされたということもありまして、こういった器具もいいなというふうに共有してきたところですけども、催涙スプレーとかいろんな熊撃退スプレーとか、いろんなそういった類似の商品等が販売されております。ひとつ警察の方に言われたのは、種類によってはいわゆる熊除けスプレーなんかはすごく強力過ぎて、健康被害を与える恐れがあるということもあるようで、逆に訴えられかねないですよというようなお話もされております。目が開けられなくなるような催涙スプレー、防犯用というような表示のあるものについては、そういった危険は少ないというふうにも考えられますので、距離をとって時間を稼ぐという意味では、金額的にも比較的高額なものでもございませんので、催涙スプレーのようなスプレー類の整備については園長先生のほうと準備を考えてみましょうということで相談しているところでございます。

3番 事件は起きないことを願っているしかないのかなというふうには思います。

先ほど来、アイコンタクト等の話しましたがけれども、豊里こども園では職員同士がやっぱりアイコンタクト、目で合図して職員に知らせて、施設の庭で遊んでいた園児71人、数分で建物内に移動させたというような記事があります。その際、子供たちを怖がらせないようにやはり隠語、こちらのほうでは「いかのおすし」というような隠語を使って状況の説明をして子供たちを避難していると。ほほえみ保育園でもそういった隠語を使っているというようなことですけども、やはり保育士さんの意識づけ、そういった隠語を使ってとっさの場合でできるか、それが訓練だと思います。何回も申しますけれども、やはりそういう事件を共有し、例えばこのこども園では「いかのおすし」、ほほえみさんでもやっているんですけども、やはり保育士さん、業務員の方、やっぱり園全体がそういったことを共有していかないととっさの場合の危機管理ができないのかなというふうに思いますので、ぜひともそこら辺は再度やっぱり認識を新たにしてその対策を講じていっていただきたいというふうに考えるところであります。

あと、防犯上の観点のみをもって男性職員を増やす考えはないという答弁であります。保育の現場に男性職員というのは、まだ珍しいということで、全国的に見ても5%にとどまっているというような現状であります。ただ、防犯上の観点のみでなく、やはり園に通わせている保護者や保育士さんの皆さんの精神的な安心にもつながるのかなと。あともう一つは、男性の保育士さんが保育業務にあたることによって、通っている園児の皆さんの心境というか、心の変化というか、保育行政に対してどういうふうな、今1名いられるということですから

ども、そのいないときと入ってからの園児の皆さんの対応というか、心の何ていうのかな、そういったものは変わってはきていますか。

教育課長 1名の保育士につきましては、現在、年中児を中心に保育をしていただいております。特段好評というか、不評というか、そういったことは聞いておりませんので、粛々と保育にあたっただいただいております、責務を全うしていただいているなというふうに感じて見ているところです。

保育士につきましては、採用等がある場合には、基本的には能力、資質というところを優先して採用のほうを検討していると思いますので、今後もそういった形での人員体制になるかと思いますが、さきにおっしゃられましたように全員で共有しながら情報とか危険性の共有認知をしながら、こういった非常時の体制についても対応してまいりたいと思います。

3番 男性保育士の採用に関しては、園児、保護者、またよその男性保育士さんを採用しているよその保育園、保育士さん等々のいろいろな意見を参考に今後ぜひ前向きな検討をしていたければというふうに考えるところであります。防犯観点上だけでなく、そういった子供さんに対しての心のケアとか、そういった遊び方等々やっぱり男性の保育士さん、女性の保育士さん、色分けすると今いろいろ問題発言になるかと思いますが、やはりそれなりの保育士さんの実情というか、能力に応じていろんなことができるのかなというふうに思います。そんなことでぜひとも今後、そういった観点から男性保育士さんも採用していけば、また変わったいい保育園になるのかなというふうにも考えるところでありますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいところであります。

議長 時間となりましたので、以上をもって、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩をいたします。

午前11時40分 休憩

午後1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。5番石山和春議員。

5番 それでは、通告書に従いまして振興公社はもっと身近にと題しまして質問いたします。

舟形町振興公社は、平成9年の設立以降若あゆ温泉あゆっこ村を事業の柱として交流人口の拡大、観光産業の中核として大きな実績を上げております。温泉利用人数は、令和2年度までに400万人を数え、町民、周辺地域の憩いの場として認知されております。

しかし、近年老朽化による改修工事のための休業、一昨年からのコロナウイルス感染症の影響によりかつてのにぎわいを取り戻すまでには至っておりません。

ワクチンの接種も進んでおり、コロナ後を見据えた対策が必要であると思います。そのためには、まず公社自体を身軽にし、本業に専念すべきと考え、次の点について質問いたします。

①公社の事業目的には、9項目が明記されているが、設立当初からの目的か。

②取扱金額が多額になっているが、経営状況報告は社長がやるべきではないのか。

③現在、振興公社はまちづくり課が担当しているが、これは仮称になりますけれども、商工、観光課の必要はないのか。

以上、質問いたします。

町長 それでは、5番石山和春議員の振興公社はもっと身軽にについてのご質問にお答えします。

まず初めに、公社の9項目の事業目的について、設立当初からの目的だったのかについては、当初は舟形若あゆ温泉あゆっこ村の経営が主体であったため、9項目の事業目的ではありませんでした。その後、各事業の効率的な運営と公社の収益の確保を目指して、必要な事業を加え、現在は温泉・コテージのほかに加工所、物産センター、ふるさと納税、保育所や小中学校への調理師等の出向の計5つを行っております。

次に、経営状況報告は社長がやるべきではないかについては、現在、公社の代表取締役は町再任用職員（係長級）としてまちづくり課に所属し、公社へ派遣されております。また、担当課のまちづくり課長はその上司であり、かつ公社の取締役でもあることから公社の経営状況については、6月の定例議会においてまちづくり課長が報告を行っているものであります。

報告においては、貸借対照表、損益計算書など公社の決算に関わる資料のほかに、温泉・コテージをはじめとした5つの事業の収支を添付し、そのほか温泉、コテージ、キャンプ場など施設ごとの売上げや利用者数をまとめた一覧表も参考資料としてご提示するなど説明の充実に努めておりますので、公社の経営状況についてはこれまでどおり、まちづくり課長から報告させていただきたいと考えております。

最後に、（仮称）商工、観光課の必要性についてですが、町内の商工業者及び観光事業者は、農業者に比べれば比較的少ない現状にあります。そのような中で、商工業者の振興と支援等に関する事務を商工支援係で、地域間交流や各種イベントによる交流の推進と集客施設の管理運営等に関する事務を交流促進係が担っており、まちづくり課にある企画調整係、地域支援係との連携と協力により業務を推進しております。

そのようなことから、新たな課を編成するよりは現状のままの係体制が適当であると考えます。

また、町職員の中から委員を委嘱し、機構改革検討委員会を組織し、事務事業の効率的な運営を目的に、課等の組織編制について検討しておりますが、現時点において、商工、観光に関わる課の新設については考えておりません。

5番 冒頭、質問の中で本業に専業すべきというふうに私申し上げました。若あゆ温泉のあゆっ

こ村事業を本業と理解してよいのかどうか、確認のために伺います。

町長 先ほど申し上げましたとおり、9項目について今現在、事業項目としてあるわけですから、その9つが全て本業だというふうに認識をしております。

5番 町長のほうから答弁の中で、設立当初は今のままではなかったと、今の9項目ではなかったというご答弁がございました。そういうふうな中で、主体は若あゆ温泉あゆっこ村事業だというふうなご答弁だったと思います。

そうすると、当初の主体だった事業からは今はもう事業を拡大して、それも全て本業だというふうな考えでよろしいんですか。

町長 はい、そのとおりであります。

5番 たくさんの傍聴の方いらしていますから、私も緊張しておりますけれども、内容が分からないと大変困ると思いますので、ここで先ほどから申し上げた9項目という事業目的、その9項目というものを朗読してみたいと思います。

- 1、舟形町から受託する舟形若あゆ温泉あゆっこ村の各種施設の保守管理
- 2、上記施設内で行う食堂の経營業務に関する事業
- 3、上記内で行う次の物品等の販売に関する事業
- 4、各種催し物の企画、政策、運営及び実施業務に関する事業
- 5、労働者派遣事業に基づく人材派遣業務に関する事業
- 6、舟形町特産品加工所に関する事業
- 7、舟形町観光物産センターに関する事業
- 8、ふるさと納税寄附金に関する事業

9番目として、その他目的を達成するために必要な事業と、このようになっております。

答弁にあったように、当初は1から4までの事業だったというふうに思います。5から8につきましては、それぞれの事業を公社に委託するために後付けで明記したということによろしんでしょうか。

町長 私を含む各当時の町長さん方が、こういう事業も必要だろうというふうなことで取り組んで、その事業を実施主体として町100%の振興公社がそれを担うというふうなことで、事業目的が増えていっているものと認識しております。

5番 そうすると、もしそうであれば、後付けで事業目的に明記すれば、何でも委託ができると、公社のほうに委託ができると、こういうふうなことにもなるのかなというふうに思いますけれども、今後も目的達成のためには事業目的を追加すると、このような考えはあるのでしょうか。

町長 その点は、今後の社会情勢なり、住民ニーズであったり、そういったものが新たに出てきて、その業務を担う一つのセクションとしてあった場合に振興公社のほうの業務目的が増え

るというふうな可能性もありますし、例えば事業目的が終わったようなものがあれば減るというふうな可能性もあると思います。やはり常に100%出資しております振興公社というものについては、役場と行政と一緒にあってその行政ができない部分をしっかりと担っていただくというふうな目的があると思いますので、その時代、時代に合った事業目的があるかというふうに思っております。

5番 そうすると、この事業目的というのは、非常に流動性があると、そういうふうな考えでよろしいんですか。

町長 はい、そのとおりであります。

5番 分かりました。

それでは、答弁にありました各事業の効率的な運営と公社の収益の確保を目指して、必要な事業を加えているというふうな答弁ございました。これに照らし合わせまして、今年6月の振興公社の経営状況をちょっと調べてみましたところ、公社全体の収入としては3億7,000万円ほどございます。その中で、温泉あゆっこ村の収入を除きますと加工所、物産センター、ふるさと納税、教育委員会、これを入れますと約2億8,142万円でございます。この中で収入としてはこのくらいあるんですけれども、この中のうちの補助金が約4,700万円、町からの補助金ですね。これが4,700万円。それから、町からの委託料、これが2億2,400万円、合計で2億7,000万円ほどが、2億8,000万円の収入のうちの2億7,000万円近くが補助金と委託料と、こういうふうなことでございます。実質、売上げとしては大体1,550万円ぐらいの売上げになっているんですけれども、公社の収益の確保を目指すというふうなことであれば、これでいいのかなというふうな感じもしますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

町長 議員さんがおっしゃられるとおりでございます。やはりコロナの影響で本業の部分の温泉の入客数、それからコテージの利用者数というふうなものが減少している中で、前から富長の加工所につきましては、事業実施体が定まらないというふうなことで、農林水産業の補助事業を受ける際に振興公社がそれを担うというふうなことで、変更計画を出して変更しております。そういったあまり収益の上まらないものについては、補助金という形で運営する補助を出しております。そのほか委託としましては、やはり収益分を担うというふうなことで少しでも振興公社の利益が出るようにというふうなことで、ふるさと納税の事務を任せています。そのことによって振興公社としての利益が出ているかというふうに思います。

そういった意味で町としましてもできるだけ収益性の上まらないものも押し付けておりますので、そういったところで収益の上がる事業というふうなものも加えているところでありますので、今後ともそういった形でできればというふうに考えております。

5番 町長の答弁分かりますけれども、やはり先ほどの答弁とは非常に大きな乖離があるなというふうに私は感じております。

そこで、次に経営状況報告についてお伺いいたします。

私の質問上は、社長がすべきではないかという質問をいたしました。そういうふうな中で、振興公社の最高の責任者ですね、責任者というのはどなたになるんですか。

町長 社長になります。

5番 取締役が4名いらっしゃいます。その中で、代表取締役が社長になると、私も当然のことだというふうに思います。

そうすると、社長の例えば位置づけですけれども、この位置づけというのはどのように考えているのかお伺いいたします。社長の職責ですね、社長の職責というのはどのようにお考えですか。

町長 これはやはり定款にありますとおり、社長としての責務というのは、通常どおりやっぱり振興公社としての管理運営、代表者としての利用計画等々を担っているというふうに思っております。

5番 先ほど町長の答弁にあったように、これまでどおりまちづくり課長が経営状況報告については報告するというふうなご答弁でした。

数字は誰が報告しても同じだというふうに考えます、私も。この数字に関しては、必ずしも社長でなくてはいいいのかなというふうに思いますけれども、まちづくり課長のお伺います。

社長になれば、やはりそれだけの責任もあるだろうし、自分の思いもあるだろうし、様々常日頃考えていることもあるだろうし、いろんな感想もあると思います。それをまちづくり課長が社長の代弁をするというふうなことではないですけれども、その社長の思いというものを答弁できますか。

まちづくり課長 町長の答弁の中でもお答えしておりますが、現在の社長は再任用としてまちづくり課に所属しているといったことで、私の部下になります。常日頃から会社の状況とか課題とか、そういった情報のやり取りは報告を受けておりますので、そういった気持ち、あとは現場の課題、そういったものを社長に代わって上司である私が報告できていると、私は考えているところであります。

5番 町が100%出資の公社でございますから、当然それは分かります。振興公社は、一般で言えば子会社、完全子会社というふうなことだろうと思います。それは理解できますけれども、その責任者というのは、それでは何にもそういうふうな報告とか何かは、何らかの形で報告すべきことが、事務方に任せるところは任せても報告するところは報告してしかるべきじゃないのかなと。子会社の説明を親会社が全てやると、こういうふうなことじゃないと私は思うんです。子会社であっても責任者なわけですから、しかるべき説明があつていいのかなと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

町長 2代前の酒井副町長、それから庄司副町長が1年だけでしたか、社長として兼務をしてお

りました。やはりそれでは副町長としての事務と、それから社長としての兼務というふうなことで、振興公社の経営というふうなものに力を入れられないというふうなことがありまして、それで再任用ではございますが、その経営のためにというふうなことで、経営に専念してもらうことで、今、伊藤誠宏係長を社長としているわけでございます。

経営状況の報告云々というふうなことよりは、その経営であったり、さらに利用していただくようにいろいろPRしたり、そういったことが重要かというふうに思いますし、また、職員の管理というふうなものが行政を経験した者としてしっかりやっていただけるんではないかということしております。さらに支配人が定年退職した関係で新たにニューグランドホテルの支配人であった白鳥さんなんかも支配人として迎えて、そういうPRであったり、民間手法を使った経営というふうなものに努力しているわけでございますので、単に経営状況の報告等について社長が一生懸命考えるよりは、そういった経営報告に慣れているまちづくり課長がしっかりと説明をしたほうが議会のほうの皆様方にもしっかりと説明ができるものというふうに思っております。

5 番 分かりました。町長の気持ちは分かりました。分かりますけれども、やはり町民感情としては社長が何らかの責任を負っているわけですから、社長として責任を持ってやっているわけですから、しかるべき何らかの説明があってもいいのではないかとというふうな町民からのご意見があったものですから、私もその思いを酌んで今質問をしたところです。

今、公社で運営している4つの施設ですか、加工所等。その施設に関しては、公社として何らかの指導と、あるいは助言とかそういうふうな指導はなされているのでしょうか。

町長 それぞれの施設等について指定管理者等で指定していたり、委託をしているというふうなこともございますので、その点については振興公社のほうでしっかりと指導しているものというふうに認識をしております。

5 番 そうすると、指導していると。例えば指導する場所、全て違うと思うんです。例えば加工所は加工所の指導があるだろうし、物産センターは物産センターの指導のやり方というふうなものがあると思います。それは、施設ごとにどのような指導をなさっているのか、まちづくり課長教えてください。

まちづくり課長 公社の指導、体制なんですけど、まず全体を見ておりますのが当然社長、代表取締役。その次にその下で全体を見ているのが支配人、4月から新しく来た支配人がまず全体を見ております。それと、あとは駅、温泉、コテージ、そちらのほうを副支配人が2人おりますので、副支配人の1人がまずリーダーとなって見ております。あと、併せて加工所のほうももう1人の支配人のほうがリーダーとなって指導とか内容を見ていただいております。ふるさと納税についても、全体を見ている代表取締役、支配人のほうで内容を見て指導して、または役場との連絡調整を間に入ってやってもらっているといった指導体制、管理体制を行

っているものです。

5 番 分かりました。しっかりと指導していただいて、実績も残していただきたいというふうに思います。

次に、仮称ですけれども、商工、観光課の必要性について伺います。

今、まちづくり課の守備範囲が非常に広いんじゃないかなと、私、感じております。役場の各課全てにまたがるのはまちづくり課じゃないかなというふうに思っております。その辺は町長としてどういうふうにお感じになっているのでしょうか。

町長 議員さんおっしゃるとおりで、まちづくり課についてはやはりまちづくりの全般に関わることが多くあると思います。しかしながら、県内で職員数が一番少ないのが舟形町でありますので、新たな課を起こすというふうなことになりますと、絶対数の職員が足りません。そんな関係で、一人一人の能力を高めながらというふうなことで、特にまちづくり課の曾根田課長をはじめ、まちづくり課の方々についてはすばらしい職員を配置しておりますので、その中で何とか機能を果たしていただいているというふうに思います。

5 番 全ての課に関わっているまちづくり課長には、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

そういうふうな中で、機構改革検討委員会を組織して検討しているというふうなご答弁もございました。しっかりと検討していただいて、前向きな結論を出していただきたいというふうに思います。

それで、温泉は令和元年と比較して見ますと、収入としては半減しておりますけれども、このコロナ禍であっても、令和2年度ですけれども8万9,000人が利用しているわけです。1年を通してこれだけの集客力があるというのは、舟形町では温泉しかない。大変残念なことですけれども、温泉しかないというふうに思います。1か月当たり7,400人ぐらゐの入れ込み客数があるわけですから、その辺のところを考えていただいて、公社としては前の温泉と、にぎわいのあった温泉と、こういうものをぜひ取り戻していただきたい。やはりそのためには、もう少し身軽になったほうがいいんじゃないかなと。そこに専念するためにはもう少し身軽になったほうがいいんじゃないかなと、私はこういうふうに感じております。その辺のところも含めて、町長からご答弁をお願いします。

町長 結論から言いますと先ほど答弁したとおりになるわけですが、やはり本来の温泉の目的というふうなものについては、町民の保養施設というふうな意味合いもございますので、しっかりとやっぱり町民の期待に応えられるような、そういった若あゆ温泉になっていかなければいけないというふうに思っておりますので、今後とも社長はじめ職員の皆様方から頑張っていただいて、アフターコロナの際につきましては、しっかりと今までどおりの入客数が戻って来れるように、またそれ以上に舟形の若あゆ温泉に来ていただけるよう

にというふうなことで、今センターハウスのところにラテールというふうな新しい一つの目玉のレストランもできております。ここと県民ゴルフ場、それに舟形マッシュルームのマッシュルームスタンドというふうなことで、総合的に若あゆ温泉を中心として入客数、舟形町においでいただける方、そして舟形町民が憩いの場所にしていきたいというふうに思います。

5番 ありがとうございました。

以上をもちまして質問を終わりにしたいと思います。

議長 以上をもって、石山和春議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、1番叶内昌樹議員。

1番 それでは、通告書に伴い次のとおり一般質問いたします。

1つ目としまして、部活動の改革と今後の展望は、2つ目に魅力ある河川公園をという主題で質問したいと思います。

1つ目の部活動の改革と今後の展望は。

文部科学省では、令和5年度から部活動を学校単位から地域単位の取組を段階的に図る改革が示されております。しかし、幾つかの懸念点で平日は学校の教師が職務として未経験者であっても部活指導を行っており、文科省としては段階的に地域移行する考えのようですが、平日も含め部活動全てを地域に移行する必要があるのではないのでしょうか。自治体によっては既に企業の協力を得ながら地域と協働・融合させて取り組んでいる地域もあるようですが、舟形町の現状の取組や課題があれば伺いたいと思います。

昨年の12月定例会での一般質問の答弁で、地域クラブ活動に移行し、国からの補助制度があれば学校の施設関係も整備環境を整えたいとのことでしたが、それに加えて若あゆ温泉多目的グラウンドの活用方法と合わせて町長の意見を伺います。

次に、魅力ある河川公園を。

舟形町では、生活環境／安心して暮らせる住環境の整備によって定住・移住者が増えて大変喜ばしいことと思います。主な移住者は、子育て世代が多く世代間での遊び場や憩いの場が少ないと指摘されています。

県内の自治体でも公園や憩いの場の整備に力を入れており、舟形町でも激甚災害後の河川公園の整備により、遊具の規模は小さくなったものの噴水広場の設置等で、コロナ禍での影響もあったとは思いますが、たくさんの親子連れや子供たちでにぎわっていました。

河川公園（リバーサイドアユパーク全体）の範囲は広く、チャイルドランド・せせらぎ水路・噴水広場・アユ型水路・多目的広場・芋煮会広場・イベントとミニ競技広場・ゲートボール広場・輓馬大会会場となっていますが、時代の変化に伴い利活用について検討が必要ではないと思うのですが、町長の意見を伺います。

町長 それでは、1番叶内昌樹議員の部活動の改革と今後の展望はについてのご質問にお答えし

ます。

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、教育学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会や多様な生徒が活躍できる場としての役割を持ち、学校教育の一環として学習指導要領に位置づけられた活動です。

一方で、部活動の設置、運営は、法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師が担う必要のない業務と位置づけられていることから、長時間勤務の要因や指導経験がない教師には多大な負担となっていることが指摘されております。

部活動改革の大きな契機となったのは、平成30年3月にスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」であると思います。生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点から、学校の設置者及び学校は、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、改革に取り組むこととされました。

その後、公立学校における働き方改革の視点を踏まえ、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」として、令和5年度以降を目途に「休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこと」とする方策が示されました。

教育委員会の取組としては、平成31年3月に「舟形町運動部活動の方針」を策定し、部活動の最適な実施を目指して、休養日の設定や活動時間について規定し、また平成31年度から学校の働き方改革の一環として、学校部活動とは別組織の「地域クラブ活動」をそれぞれの学校部活動の保護者が中心となって立ち上げ、教職員が部活動の関わる時間の削減を図りました。

現在、舟形中学校の多くの生徒は、学校部活動と地域クラブ活動の両方に所属しており、1週間のうち学校部活動が3日、地域クラブ活動が2日、そして休養日が2日というスケジュールで活動を行っております。

しかし、地域クラブ活動については、立ち上げ当初から活動の受け皿となる団体がない、専門の指導者がいない、または不足しているといった問題があり、今も解消されていない現状を踏まえると、地域クラブ活動のさらなる拡充は、人材面での課題が大きいと考えております。議員がおっしゃるように、平日も含めた活動全てが地域へ移行されれば、学校にとってのメリットも大きいと考えますが、現実的には少し時間がかかるだろうと思っております。

国での検討も「運動部活動の地域移行に関する検討会議」の第1回会合が今年10月7日にスタートしたばかりですので、動向について今後も注視してまいります。

なお、学校部活動が地域クラブ活動へ移行していくことになれば、活動場所となる学校施設の開放や照明設備等の環境整備への対応が必要となることも考えられますが、昨年12月の定例会で答弁しましたとおり、国の動向を見極めながら取り組む考えであります。ただ、若あ

ゆ温泉多目的グラウンドにつきましては、今のところ学校部活動での使用は考えておりません。当該施設の利活用については、現時点において具体的な計画は決まっておりませんので、今後検討してまいります。

次に、魅力ある河川公園についての質問にお答えいたします。

河川公園は、清流最上小国川の川沿いに平成4年度から平成10年度まで、延長にして約2,400メートルの整備を行いました。

当初計画においては、国道13号舟形橋から上流に向かって子供たちが楽しく遊べるチャイルドランド、小国川観光付近でのイベント等において人々が集うことができる噴水・多目的広場、アユ型水路、その上流部には個人から団体まで利用できる十二川原芋煮会場広場、さらにその上流には一の関地区でも芋煮会ができる広場、そして一の関大橋付近にはミニサッカー場とゲートボール場、最も上流部に位置するイベント広場として輓馬大会会場を整備いたしました。

現在の利用状況を見ますと、チャイルドランドでは家族連れや多くの子供たちが遊ぶ姿が見られ、保育園にも利用されております。アユ型水路では、家族でのピクニックや学年行事、子供会活動によるアユのつかみ取りが行われるなど、休日や夏休みの期間を中心に多くの方に利用いただいております。多目的広場においては、コロナ禍のため昨年度と今年度はドライブスルーによるアユの販売となりましたが、例年は舟形町最大のイベントである若あゆ祭りやヒストリックカーミーティングなどに活用され、県内外から多くの方に来訪いただいております。芋煮会広場においては、コロナ禍以前よりもテントを張りアウトドアを楽しむ人たちが大勢見受けられ、広場にも活気があふれ大盛況となっております。

一方、当初の目的に沿った利用が少ない場所としましては、輓馬大会会場と一の関大橋の真下のゲートボール場がありますが、輓馬大会会場においては、全国の高校生を対象にした最上小国川アユ釣り甲子園大会の会場として、ゲートボール場では、小学生がサッカーに利用するなど当初の整備目的にとらわれず柔軟な利用も行っております。

今後の時代変化に対応した公園の利活用につきましては、現在のところ新たな施設整備の計画はございませんが、適切な管理を行いながら河川公園本来の目的である「子供たちが水辺環境に親しむことができる魅力ある公園」として今後とも活用してまいりたいと考えております。

1番 ありがとうございます。

では、再度質問をしていきたいと思いますが、まずは部活動改革の件につきましてですけれども、やはりクラブ活動と部活動のやっぱり振り分けというのは難しいと思いますけれども、やはり先生方に対しては未経験者で部活指導は極めて困難というような、調査をすると大体68%の教職員の方がちょっと負担に感じているということがあります。今、部活動

とクラブ活動と2つに分けてやっているわけですが、やはり教職員は移動もあって何年か後には違う先生が来るというような形になる場合があります。保護者に関しても、自分の子供とかいるその時だけの指導員になったりする可能性も出てきます。そうすると、やはりその時その時の子供の成長とか、子供がやっぱり求め方違うと思いますけれども、ただ運動したい方から本当に上位を目指す生徒がいると思います。

そんな中でやはり今の段階で、令和5年から徐々にしていくという話ですが、来年は令和4年で、再来年が令和5年ですが、来年からそういう取組的なものをちょっとずつ見ていかなければいけないのかなと思いますけれども、そういう方法とかいろんな企業とか経験者、行政の退職者とかそういうところを含めた中で、今現在で考えているようなことありましたら教えてください。

教育長 やはり部活動については、部活動の数もいろいろと、今中学校のほうでもいろいろと検討しているところであります。本来であれば、子供たちが本当にやりたいスポーツを自由に選択できる環境というのはとても大切だと思っていますけれども、先般新聞でもありましたけれども、天童市の中学校の野球なんかは、複数校でチームを組んでいると、そういった状況です。最上管内でもいろいろと学校に入れば必ずこれに入らなくちゃいけないみたいなどころもあるようです。そういった部活動の数の問題とかもあります。

あとは、今スポーツ庁で出しているいわゆるガイドラインについても、やっぱりいろんな大会の見直しも必要なんだろうと。いわゆる学校単位での大会で全中とかあるんですけど、そういった大会の在り方、参加の形というふうなことも検討しなくちゃいけないというふうなこともあって、先ほど叶内議員の質問については、やっぱりまだ明確なところがまだ指示されてきていないので、ましてや10月に国のほうで検討委員会が立ち上がったばかりというふうなこともありますので、今現在、町としての課題については、ここに挙げてありますとおり、いろんなことを整理しながらその指示が出た段階で対応していきたいというふうに考えております。

1番 確かに生徒数も少なくなって、団体競技においてはやはり合同チームだったりしているような学校も多く見受けられます。したがって、やっぱり1つの中学校だけでそういうクラブ活動とかという形にしてもちょっと難しいのかなと。いずれは最上全域のチームとか、そういうふうになっていくのかなとも感じております。

その外部指導者を活用するという場合ですが、先ほども言いましたけれども、やはり保護者だったり、行政で経験者の人が指導とか入ったりしていますけれども、やはりもうちょっと枠を広げて企業とか、あと提携とか協力を求めながら地域の子供は地域で支えるような企業等の協力も得ながらやっていけばいいと思いますけれども、課題として上げられているのが、生徒の出欠の確認とか、やっぱり運動場や体育館の活動施設、場所、そういうと

ころが問題視されてくるのかなと思います。

先ほど12月の定例会での温泉の多目的グラウンドは、部活動に対してはするつもりはないという感じですが、ちなみに経費とかもかかると思いますけれども、温泉下の多目的グラウンドはすごい立派な施設でありまして、予算的地域活動になれば負担も増えてくると思いますけれども、今の現在で活用できないというのは、経費だけの問題なのか、その点ちょっと教えてください。

町長 大分前の落雷で照明施設が使用できなくなっただけというふうなことで、夜間の利用がないというふうなことになっております。

合わせて町民グラウンドというふうなことで第3のほうにグラウンドもございますし、小学校、中学校のグラウンドもあるというふうなこと、あとスポ少の野球なんかは、堀内の農村環境改善センターのグラウンドを使っているというふうなこともございまして、特に夜間使わなければいけないようなことがなければ、今のところ部活動、地域クラブ活動をというふうなことで考えていくと、道具等の問題も近くにあるというふうなことであれば、中学校のグラウンドを再整備するというのが一番はいいのではないかとこのように思っているところでございます。

1番 今後の国の方針も踏まえながらだとは思いますが、以前に活動的なもので部活動改革をしております東京の日野市というところで、行政、民間企業、連携協力により学校と地域が一体となった部活動をつくり上げているような事例もあります。やはり今生徒、または今の指導者、教員等のやっぱりこっちの地域の人たちのじっくり声を拾い上げて子供たちのやっぱり理想的な活動ができる環境を整えていただきたいと思いますので、令和5年からスタートではありますけれども、そういうところも重視しながら子供たちのために取り組んでいただきたいと思いますけれども、これで最後にしますけれども、総括でまずどう舟形町のやり方として一言お願いします。

教育長 今、日野市の話が出ました。やっぱり都市部はスポーツ産業的な視点があります。経産省のほうも今回のガイドラインについて、様々部活動について言及しています。ただ、こちらのほうでそういったスポーツ産業的なところでなかなか酌み取れない環境にあるのかなというふうには思いますけれども、また、学校の先生についてもやっぱり部活動の視点で異動になってくれというふうなことはあまり聞いたときがないんですけれども、まずはこういった先ほども何回も申し上げますけれども、検討の内容が決まりましたらどんな対応ができるか、十分に検討させていただきたいと思います。

町長 地域クラブ組織については、やはり今後文科省のほうの制度設計ができあがってくると同時に、一つはやはり指導者に対する財源、その方を雇うというふうなことが、その財源が必要になってくるだろうというふうに思います。その財源をしっかりと国のほうで出してい

ただける、また地域クラブの運営費用というようなものも出していただけるようになると非常に我々としてはそれが進めるのではないかなというふうに思っているところでありますので、当然施設の整備というふうな部分で照明を明るくしたりとかいろいろあるかと思います。そういったものとか、あと学校施設であるがために学校長の許可を得ないと利用できないという制度が今はありますので、そういったものを一旦町長のほうに返していただくというようなこととか、いろいろ制度を見据えながら一番は先ほども言ったとおり、財源がどれだけ来るかというふうなことが非常に大きくなるかなと。その中で町としても先生方の働き方改革、併せて子供たちがいろんな協議に打ち込められるようにできるような、そんな環境を整えていきたいというふうに思っております。

1 番 まず、国からたくさんの支援が来るように、町長も頑張ってくださいと思います。

続きまして、河川公園に関するちょっと質問したいと思いますけれども、延長が2.4キロメートルあるということですが、やはりチャイルドランドからまず一の関の大橋までの区間でやっぱり結構歩くと距離があるなというふうに思っています。

1つ目に、チャイルドランドの災害に遭った後の復旧後の今の遊具の規模がちっと小さくなったのかなと思うんですけれども、それは安全面なのか、それとも予算的なもので小さくなったのか、その辺ちょっと一つお聞かせください。

町長 当初は、宝くじ等の補助事業がありまして立派なものができたかというふうに思いますが、災害後については町のほうの予算でというふうなことでありましたので、大分縮小した形にはなっておりますが、ほぼほぼ前のような形の遊具については取り付けたというふうな認識でおります。

1 番 予算等であるのでは仕方ないと思いますけれども、やはり子供、チャイルドランドからまず上流までいろんな整備がされているわけですが、やはりそこで遊べる子供たちの年齢制限を考えますと、今の段階では小さい子供から小学生ぐらいが遊べるのかなというようなことがあります。やはりすごい広い範囲でありますけれども、やはり上流と下流的なもので、全体に渡って何か思う、すごい今やっぱり人が河川もそうですし、チャイルドランド、去年した噴水等にはたくさんの人が見えているのが伺えます。ただ、上流のほうの先ほど言ったゲートボール場、芋煮会場、輓馬大会の広場は、あまり活動の場が見られないということが見受けられますけれども、やはり温泉に行く大橋というか、温泉に行く橋の下で遊んでいるような雰囲気があるとすごい画期的でいいのかなと、私的には思いますけれども、答弁にもありましたけれども、当初の考えとは違う使い方となっておりますけれども、ゲートボール場、ミニサッカー場、輓馬大会場となっておりますが、それはそのまま今後も維持していくのか、そのままの名前で残していくのかお伺いいたします。

町長 名前は幾らでも変えることができると思いますが、改めて輓馬大会の2つの山がございま

すが、そういったものをなくして整地するというふうなお金のかけ方がいいのかどうかというふうなことで、その2つの山も利用しながら、また橋の下の芝生の広場をしっかりと利用していただくというふうなことで、こういう目的のためにこういう施設を造るというのではなくて、こういう施設があるからいろんな遊びを遊ぶ人が自由に考えていただければ一番いいのかなというふうに思っているところでございます。

1 番 今、町長が自由に遊べるというふうなことを言いましたので、僕もちょっと質問しようと思ったんですけども、やはり場所があったとしても遊ぶきっかけじゃないですけども、基盤じゃないですけども、何かこういうことができますよ的なものがないとただの空間だけでじゃあ自由に遊んでいいよというふうなものではなかなか使われないのかなと思います。例えば、有償でもいいからそこで使える遊び道具を貸出しするとか、やっぱりそういう一つのこの場所はこういうふうに使えるんだよというようなことをしないと、あそこで例えばサッカーとかの練習をしていると、多分そこにはほかの人が入って行けないと思うんですよ。だから、全体像としてこんな遊びができますよ的なものを提示していただかないと駄目なのかなと思っております。

輓馬大会の会場の盛土については、河川公園で建設等のものができないというものがあって、一旦取り壊すともう盛れないというような形あると思いますけれども、その場所をどうするかということで、アユ釣り大会で会場にしているとは言いましたが、もう少しどうせそのままにするのなら花を植えたりとか、何か映えるようなスポット的なものをしてはどうかと思うんですけども、そういう考えとかはないのでしょうか。

町長 結論から申し上げますと、今のところはそういう考え方は持っておりません。私は古い人間なので、遊ぶ場所というものと、遊ぶものとかというのを特定した遊んだ記憶がなく、やはり小学校から中学生ぐらいまでそこら辺の山野を駆け回って、そこが全体が遊び場フィールドとしてあったり、木の枝だったり、そういったものも遊び場として遊んできた経験から言うと、それだけそういったものがあるのであれば、自由に考えていただいてやっていただけるのがいいのかなと。子供たちの創造性というふうなことから言っても、駄目なものは駄目だというふうにこちらで申し上げることがあるかもしれませんが、やはり遊ぶ人が自由な発想の中で遊びをつくっていくというふうなのが大事なのかなというふうに思っているところでございます。

1 番 私もそう若くもないので、私も野山を駆けずり回って走ったほうなんですけれども、やはり今の子供はやっぱりゲームのほうが主流であって、本当に自然の遊びを教えるとすごい楽しんでやるんですけども、やっぱりそこまで親たちも行き着けさせない、行き着かないというような状況があると思いますので、やはり東根のNPO法人さんがしています遊びランド、あそこでは道具だけ準備して、あとは手を切っても何しても自己責任だよという、やっ

ぱり一つの子供の勝手さとかそういうものを成長させるものではすごい取組をしているかなと。だから、私はちょっと道具的なものを、どう遊ぶかは分からないけれども、こういう道具だけ準備してあげるとあと遊び方は子供の自由的なものがいいのかなと。わざわざ道具を持って来て遊ぶというスタイルは多分今はないと思いますので、そういうこともちょっと検討していただきたいなと思います。

あとは、やっぱり河川公園で景観的なものを考えると、今もチャイルドランド付近では花壇等の整備していますけれども、そっちの輓馬大会のほうはほぼ芝生をきれいにするぐらいで、あとは河川敷の花壇ぐらいなものでありますけれども、そこにやっぱり土手に菜花を植えるとか、やっぱり景観がいいような年間を通して見るだけでも楽しめるような雰囲気があれば、見るだけで楽しければ人は多分集まって来ると思いますので、そういうことも検討していただきたいなと思っております。

ちょっと一つ提案なんですけれども、今マッシュルームスタンドにも置いていますけれども、サンパチェンスという花、どんどん大きくなって春から秋まで枯れずにずっと持つような花とかありますので、河川だけではなくて舟形町でもそういう花的なもので植替えが要らない、春から秋まで咲き続けられるサンパチェンスって新庄市でクリタ園芸さんのほうで育てて秋までずっと咲いているということだったので、河川公園にもそういう花とかがあればすごいスポット的なものでもいいのかなと思います。その辺の今私の意見に対してどう思うか教えてください。

町長 多分総合支所の前にあるような花だったような気がするんですが、大変いい提案でありますので、そういったものが植えられるのかどうか検討してまいりたいと思います。

1番 花はどんな人でも気持ちを和らげるものだと思いますので、植替えのないようなものがあれば管理的にも楽なのかなと思っております。

すみません。今後の名前を変えてもいいよと、例えば公園全体のありましたら別に輓馬大会、商工部の青年部も人間輓馬大会もやっぱり人的な問題でちょっと大変だということで、ちょっと取りやめたようなんですけれども、やっぱり何らかの形で輓馬大会会場ではなくてもやっぱりあっちの上流部の河川敷の利用方法、もう一つ道の駅構想もあります。道の駅構想で舟形町はやはり一番近い高速から近いような場所になりますので、この間のランドマークの協議でもありますけれども、やはり人口増ではなくてやっぱり目的地とかそういう場所にするような取組が市町村では大事なのではないかとありますので、子供の遊び場だけではなくて、車環境を取り備えたような設備とか、例えばEVステーションとか完備しながら子供を遊ばせるとか、いろいろな今後の方向性はあると思いますけれども、可能かどうか分かりませんが、オートキャンプ場だったり、キャンプができる条例つくったりとかして、河川公園を活用できればいいのかなと思いますけれども、その点について教えてください。

ださい。

町長 今、北のゲートウェイ型というふうなことから、いろいろ道の駅を8市町村でというふうなことであったかというふうに思いますし、やはりそういった中で新庄市にそういったものができるとなると、そこから舟形町にどうやって人を呼び込むかというふうなことの一つとして河川公園という資源が一つあるんだらうなというふうに思います。

ただ、今議員さんのおっしゃられるオートキャンプ場とかについては、前も申し上げましたが、あそこの河川公園につきましては、河川敷内にあります。上流で洪水になったときにそれを知らせるすべが現在ありません。したがって、キャンプはお断りしている状況にありますので、オートキャンプ場についても同様でありますので、ぜひ町としてオートキャンプ場を備えるのだとすれば、若あゆ温泉のほうに持ってくるというふうなことしかないのかなというふうに思っているところです。

河川公園の利用については、今後ともどういった形がいいのかというふうなことも考えながら、あの輓馬大会の山を利用しながらというふうなことも一つ考えられるのかなというふうに思っております。そういったところをうまく利用して多くの方から利用していただければというふうに思います。

1番 河川公園でそういうことができないということありますけれども、1級河川敷でも活用している場所はあるようです。例を挙げますと、長井市、あとは去年あたり最上のおらだずの川公園も県との協定を結んで有料のキャンプ場にしたようなんですけれども、何か河川敷でも県と協定とかを結べばそういうこともできるようなこともちょっと聞いたんですけれども、できないということなんでしょうか。

町長 河川法で禁じられている行為がございますので、その中の一つにあるというふうに思っております。

1番 ちょっと私も総合支庁のほうに聞いて協定を結べば大丈夫だという返答があったもので、今後先々の話ですけれども、その道の駅のゲートウェイも含め子供から大人まで遊べる施設、あとは日陰の場所がないという一つの問題もありますので、簡易的なものでもいいし、やっぱり日陰をつくってというふうな仕組みをするとよりよいゆったり過ごせるのかと思いますので、今後とも河川公園に対する尽力を賜りたいと思って、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもって、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、6番斎藤好彦議員。

6番 それでは、私からさきの通告に従いまして、2点についてご質問をさせていただきます。

まず初めに、認知症対策事業の成果はと題しましてご質問させていただきます。

高齢化社会へのスピードが加速する中、2020年では65歳以上の認知症患者と有病率は全国で

602万人、16.7%であり、6人に1人の割合になっております。将来的推計では、25年で約700万人に達すると推測され、5人に1人が認知症患者になると見込まれております。さらに、厚生労働省研究班の調査では、60年での有病率は24.5%までになるとの予測もあり、認知症の前兆である軽度認知障害の高齢者も加えると約1,500万人規模になるとも言われております。

認知症は、誰もがなり得る病気と言われ、本町でも山形県認知症施策推進行動計画に基づき、様々な事業を展開しております。これまで実施してきた認知症書記集中支援推進事業、認知症地域支援・ケア向上事業の事業成果と評価と分析を行い、適切な対応と予防策を確立し、町民の健康寿命延伸を目指すべきであると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

次に、公共施設等管理計画の見直しをと題してご質問いたします。

第7次舟形町総合発展計画で謳っている「健全で持続可能な行政運営」の具体的施策に、「公共施設等の適正管理」を掲げております。本町の建築系公共施設は、建築後30年以上経過し、老朽化した施設が多くなっている中、高齢化の進展などに伴い、社会保障費などの増加が予想され、施設を運営・維持管理していく上での財源確保が課題になってきており、施設の老朽化による存続等による総合的な判断が必要な時期に来ているものと思います。

今後、施策の大綱にある「時代の変化に的確に対応する行政運営」に基づいて、維持管理・運営に要する経費等を試算した個別施設計画の策定、各施設の課題整理と公共施設運営委員会を中心とした管理運営の方向性の検討を行い、施設の総体的な在り方について協議する必要があります。平成29年策定の「舟形町公共施設等総合管理計画」の見直しも必要であると考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

町長 それでは、6番斎藤好彦議員の認知症対策事業の成果はについてのご質問にお答えします。

認知症対策については、国では従来の「認知症施策推進総合戦略」を見直し、「認知症施策推進大綱」を令和元年度に取りまとめており、これを受けて山形県においても「山形県認知症施策推進行動計画」を令和2年度に改定しております。

町の認証対策については、こうした国や県の計画を踏まえ、第8期介護保険事業計画の中に位置づけ、各種の対策を実施しております。

町で実施している認知症対策としては、まず、議員の質問にもあります「認知症初期集中支援推進事業」があります。これは、自宅で生活している方で、認知症やその疑いのある方やその家族に対して認知症サポート医師と医療や介護の専門職がチームとなって対策や相談を行い、適切な医療や介護サービスにつなぐための支援を行う事業であります。当町では、舟形クリニックの武藤先生をサポート医師にお願いし、町の保健師を専門職スタッフとして配置し体制を整えております。しかしながら、平成29年度の事業開始以来、この事業で取り組んだ実績はまだないのが現状であります。実績がない一つの要因としては、認知症も含めた介護に関する相談や隣近所でちょっと心配な人がいるといった情報が町や地域包括支援セン

ター等に寄せられた段階で、比較的スムーズに必要な医療や介護サービス等の支援に結びつけることができているためではないかと考えられます。

次に、「認知症地域支援・ケア向上事業」についてですが、これは認知症になってもできるだけ長く住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにするための地域における取組や地域における認知症のケア力を向上させる取組で、当町では「認知症サポーター養成講座」や「認知症カフェ」などに取り組んでおります。

認知症サポーター養成講座には、平成22年度から取り組んでおり、講座の開催数が43回、受講した人数が延べ1,017人となっております。この養成講座の講師となることができる「キャラバンメイト」と呼ばれる方も現在38人おり、なるべく多くの町民の皆さんに認知症への関心を持ってもらうことや、認知症についての正しい知識の普及に取り組んでおります。

次に、認知症カフェについては、認知症の人やその家族が気軽に相談したり、情報を得ることができる場所を設置する事業で、町内の介護事業所において冬期間を除き毎月1回開催しております。このように町では新型コロナウイルス感染症の影響で、計画どおりの事業ができなかったものもありますが、認知症対策事業について各種の取組を実施しております。

その事業成果については、毎年地域包括支援センター運営協議会に報告し、委員の皆様から意見等を頂きながら翌年の取組に生かしているところであります。また、3年ごとに策定する介護保険事業計画にもその取組や成果を反映させ、計画を策定しております。その結果として、第7期と第8期の介護保険事業計画においては、介護認定を受ける人数も緩やかな上昇にとどまっており、介護保険料も据置きという状況になっております。これは、認知症対策の成果の一つとして、介護サービスを必要としない元気な高齢者が比較的多い状況につながっているのではないかと分析しております。

議員ご指摘のとおり、認知症は誰もがなり得る病気であります。当町でも高齢化が進む中ではありますが、ただいま申し上げました各種の認知症対策の事業と、町の重要施策の一つである「100歳元気プロジェクト」による各種取組も併せて推進することで、健康寿命の延伸を図り、町民誰もが心身ともに健康でいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らすことができるように取り組んでまいります。

次に、公共施設等管理計画の見直しについての質問にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、所有施設等の現状や施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるもので、町では平成29年3月に策定しております。計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間を設定しております。また、個別施設計画の内容としては、公共施設等管理計画に基づき、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、点検・診断によって得られた個別施設の状態や維持管理や更新等に係る対策の優先順位の考え方、

対策の内容や実施時期、対策費用を定めるもので、令和3年3月に策定しております。計画期間は、公共施設総合管理計画と整合性を図るため、令和3年度から令和8年度までの計画としております。

個別施設計画では、施設の判断基準として施設の残寿命年数により評価点を算出する「建物評価」と、行政運営において不可欠な施設や年間利用率を基に算出する「サービス評価」により、①存続、②更新の検討、③廃止の検討、④廃止の4つに分類しております。その結果、計画に計上した建築系公共施設119施設のうち、存続と判断した施設、役場庁舎など99件、更新の検討と判断した施設、駅前定住促進住宅など9件、廃止の検討とした施設、木友町営住宅など8件、廃止とした堀内生活改善センターなど3件となっております。

公共施設等総合管理計画の見直しにつきましては、総務省より計画策定から一定の期間が経過したことと国のインフラ長寿命化計画が令和2年度に見直されたこと等により、令和3年1月26日付「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」という通知があり、要旨としては、個別施設計画等を踏まえた見直しを行うこととなっております。

この通知に対し町では、今年度から国により新たに創設された「経営・財務マネジメント強化事業」を活用し、アドバイザーによる助言を頂きながら、見直しを進めているところであります。現時点では、10月と11月にアドバイザーから将来の施設の更新費用や効果額の算定、計画に記載すべき事項について助言を頂きました。

今後のスケジュールとしては、助言を頂いたことを基に12月までに更新費用や効果額を算定し、その後、計画本文の見直しを行うこととしており、最終的には令和4年3月に改定を目指しております。また、第7次総合発展計画による各施設の課題整理と公共施設運営委員会を中心とした管理運営の方向性の検討については、コロナ禍の状況を踏まえながら委員会の設置や検討時期等を見定めて計画の見直しを図っていきたいと考えております。

6番 それでは、二、三再質問をさせていただきます。

ちょっと声が変わるので大変失礼しますが、一般質問の時期になるとちょっと声がいつもこうなってしまう。

まず、認知症対策の件でございますが、認知症対策につきましては、以前にも質問させていただいておりますので、その後の事業の成果あたりをお伺いしたいと思います。

ここにちょっとした資料ございますが、高齢化の進展に伴う高齢化状況なんです、全国的に見ますと全国の高齢人口は9月末で3,640万人、ちょっと想像がつかない人数でございますが、高齢化率にしますと29.1%。本町はもう少し高くなってございますが、あわせて100歳以上の方につきましては、昨年から6,060人増加して全国で8万6,510人いらっしゃる。大変結構なことだと思っております。あわせまして、平均寿命もどんどん伸びてございます。町

長もご存じかと思いますが、1990年と2020年、ここ30年経過してございますが、この30年で男女ともに10歳以上伸びているということで、どんどんと健康寿命が伸びておる状況にございます。

このような中で認知症に至っては、先ほどから申し上げておりますが、先ほど全国的な数字を申し上げましたが、世界的に見ても増加しておると。世界的に見ますと毎年1,000万人近く増えていると。3秒に1人認知症になっているという計算になるということで、私自身もそろそろ認知症を心配しなくちゃいけないかなと心配しているところでございまして。

本題に入りますが、答弁書にございました「認知症初期集中支援推進事業」の実績、これは事業開始以来、実績がないということでございますが、病気の相談でございますのでないことに越したことはないでございまして、ないのが先ほど答弁書に理由は様々書いてございますが、この事業そのものを町民の方々がご存じなのか。こういう支援体制をしている、サポート体制があるということを町民の方がご存じなのか、ちょっと実績がないというあたりで私ちょっと不安に思っているんですが、町長そのあたりどうお考えでしょうか。

町長 私もちっと具体的な内容等について、ないのがどういうことなのかというふうなことにについては、町民が知らないからなのかというふうなことなのかというふうな意見もあるかと思いますが、基本的には包括支援センターのほうで相談の乗りやすい形になっているというふうな状況で、そういった中でスムーズに武藤先生のほうにもつなぐことができて、というふうなことがあって、というふうな先ほど答弁したとおりのことなのかというふうに思っております。

町民がどこまでケアパスと言われるようなそういったことについて、周知しているかというふうなことについては、もし分かれば健康福祉課のほうで答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 では、ただいまの件につきまして補足をさせていただきたいと思います。

住民の皆様について周知につきましては、この認知症地域支援・ケア向上事業についての中で、認知症ケアパスというものを作成しております。それについては、現物がこちらになるんですけれども、こちらにつきましては、一番最初のやつにつきましては平成28年度に作成しております、全戸配布をしております。そして、今ご覧いただきましたこのガイドブックにつきましては、30年度に改訂をいたしまして、これにつきましては住民の方に全戸配布をしております。

このガイドブックにつきましては、タイトルに認知症安心ガイドブック、舟形町認知症ケアパスというふうに書いてございますけれども、認知症についての概略についてまとめたガイドブックでございまして、認知症のことについてだったりとか、その症状についてまたは認知症である方にどういうふうに接すればいいかなどということが書いてありまして、その中

にそういった相談する場所であったりとか、医療機関であったり、そしてこの認知症初期集中支援チームのことなども記載しているといったような内容でございまして、こちらのほうを全戸配布させていただいており、周知のほうに努めております。

また、地域包括支援センターの常日頃の活動の中で、毎日いろんな方が直接役場のほうであったりとか窓口のほうに来て相談いただくわけですが、その中でもそういった認知症の関連するような相談であればこういった事業についても紹介させていただいているというふうなところでございます。

以上です。

6番 そうしますと、課長の見解ではそのチラシ等々全戸配布しているので、それによって皆さん周知しているんだろうということだと思いますが、答弁書にございます、先ほども町長がおっしゃってございましたけれども、町や包括センターのほうに情報が寄せられる前にその前段でも医療機関等々に受診をされているということなんでしょうか。この答弁書にある、町や包括センターに情報が寄せられる段階で、医療機関や介護サービス支援に結びついているというそのくだりは、そういうことなんでしょうか。町に情報が来る前にもうそういう兆候があった場合は、医療機関を受診しているようだという事でよろしいのでしょうか。ちょっとその辺分らないんだけれども、町長お願いします。

町長 やはり基本的には医療と介護の部分をつなげる認知症キャンパスというふうなことだと思うんですが、それがどういう段階なのかというふうなことの相談体制というふうな部分もあるかと思います。

その中で受診をするかしないかというような判定については、包括支援センターのほうで検討しているものというふうに思うんですが、受診の割合等については、健康福祉課のほうでもし分かれば答えていただきたいと思います。

健康福祉課長 補足をさせていただきますと、この認知症初期集中支援チームにつきましては、基本的にまだお医者さんであったり、介護サービスであったり、どこにもつながっていないというような人に対して関わっていくというふうなチームの目的がございます。

当町におきましては、いろんな形でこの認知症についてお医者さんにはかかっていないかもしれませんが、いろんな形で普段から病院のほうにはかかっている方が多いですので、そういった意味で次、薬もらいに行ったときに相談してみてもいいかなとか、そういったことを言いやすい状況にほとんどあるというようなことで、全く受診をされていないという方についてはかなり少ないというふうに思っております。

以上です。

6番 そうしますと、この事業、先ほど申し上げました初期集中支援推進事業は、このチーム体制というのは、そういう症状が出た、認知症の症状が出た段階でまだお医者さんにかかって

いない方々をサポートするチームであって、ですね、実際に包括支援センターに相談に来る前に、今課長がおっしゃったようにかかりつけの病院なり、何らかの形で手当てを受けられていると。ですから、この事業についても町民は知っているんだろうということと理解でよろしいのでしょうかね。

町長 はい、そのとおりだと思います。

6番 そうであれば、町民の方よくご存じであれば、これからそういう体制、またそのまま存続していると思いますので、チーム体制をよろしく願いをしたいと思います。

もう1点のほうでございますが、認知症地域支援・ケア向上事業でございますが、先ほど答弁にもございましたサポーター養成をやっているということで、3年前質問させていただいたときには、3年前で668名、今回の答弁では1,077名ということで、倍近く増加してございますが、現在、この方々のサポーターの方々の具体的なこの事業に対する支援、どんな形で関わっているのかお伺いします。

町長 県の認知症施策推進行動計画の中に4つの柱がございまして、その中の一つとして認知症の正しい知識や普及促進というふうなことで認知症サポーターを増やすという目標がございまして、したがって、認知症を正しく知って、認知症の方々に対するケアというか、接し方等について知っている人をとにかく増やしていこうというのが認知症サポーターでございまして、先ほど言いましたとおり、認知症サポーターを養成する認知症キャラバンメイトという方も増やしているというふうな状況でありますので、成果としてはそういった認知症サポーターが増えていくというふうなのが一つ目標であります。

6番 この事業が始まった10年くらいになりますかね、あの頃よく皆さん街中でオレンジのリストバンドをやっておりましたが、今それ見かけなくなったんですが、あれそのものなくなったわけではないんですよ。このサポーターの方々がリストバンドをしておったんですよ、昔はね。そういう方々が街の中で見かけたら対応するような形ということで、私はそういう講習を受けているんだよという意味でリストバンドをしたと思うんだけど、最近全然役場の方も全然見かけなくなったんですが、あの制度なくなったんでしょうかね。

町長 制度はなくなっておりませんので、今詳しい状況は健康福祉課のほうから説明をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 オレンジ色のリストバンドにつきましては、制度はそのまま残っております。

養成講座を開催した場合には、そのリストバンドについてもお配りしているというのは変わっておりません。ただ、私も講座を受けましてそのリストバンドを持っておりますけれども、正直最初の頃はネームにぶら下げたりとかしておったんですが、最近は正直机の引き出しに入っているような状況です。

やはり大分そじてきて色もちょっとはげかけておりますし、そういったことで当初受けた

方々につきましては、持っておると思うんですけども、そういった状況で大分しまわれている方とか、あとそじてきたとかいう方が多いのかなというふうに思います。

制度につきましては、以前と変わらず同じように対応しているところでございます。

6番 そういう制度が残っているのであれば、せっかくこの養成講座を受けてそういう知識を得たわけですから、街の中で病気の方と会ったらそういう対応できる方なんですから、色分けをする必要があるんですよね。ですから、そのリストバンド、1回したら取れないようなものにするとか、何か考えないとせっかく制度が始まったのが何か立ち消えになってしまって非常にもったいないんじゃないかなと思いますので、もしお持ちであればまた活用して町民の方への対応といいますか、ご指導サポートをよろしくをお願いをしたいと思います。

ちょっと質問を変えます。

先ほどの答弁書の中で、事業成果について包括支援センター運営協議会に報告している、様々協議をしているということでございますが、この協議会の委員の方というのはどのような立場の方々のお話し合いなのでしょうか。

健康福祉課長 すみません。

地域包括支援センター運営協議会につきましては、8名委員の方いらっしゃいます。中身としましては、保健医療関係者ということでまず当町にあります介護事業所の代表者の方2名、あと被保険者代表者というようなことで介護保険の一般の住民の方で被保険者になっている方の代表者が2名、あと福祉関係者ということで民生児童委員の方が1名、あとは学識関係者ということで医師と看護師、あと薬局の方ということで、医師につきましては当町に舟形クリニックしかございませんので、舟形クリニックの武藤先生から入っていただいているということで、これらの方合わせて9名の方が委員になってございます。

以上です。

6番 はい、分かりました。

それなりといいますか、それぞれのお立場で専門の方々の集まりのようでございますので、十分に協議をして進めていただきたいと思いますところでございます。

同じように答弁書の中に協議内容云々ございますが、認知症対策の事業の成果の一つとして介護認定を受ける人数が緩やかな上昇にとどまっていると表現がございます。大変いいことでございますが、この認定の割合といいますか、隣8市町村、郡内8市町村と比べると本町の割合についてはどのような状況になっているのかお伺いします。

町長 なかなか認知症の数というふうなものについて、認知症になった割合というふうなところが明確にはお答えするものがないんですが、一つ資料としては令和3年度の上半期の最上地域介護認定審査会の資料によりまして、新庄市を除く7町村の支援1、支援2、介護1から介護5までの認定された方の割合が出ております。75歳以上の人口の割合としまして、当町

は21.9%が75歳以上の方になります。しかしながら、その介護度の支援割合というのが27%、介護割合というのが73%になります。これはほかの舟形町を除く6町村が大体75歳以上の割合が多いところで、舟形が一番割合が高いんですが、次が真室川の21.8%、一番少ないところで最上町の、失礼しました、鮭川村の20.3%という75歳以上の割合がございます。その中で、支援割合、要は要介護の低い要支援1、2の方々の割合の平均が14.5%になります。要支援の割合は舟形町が一番高いというふうな状況です。

一方で今度、介護1、2、要は認知症度が進んでいって介護が必要だというふうな割合なんですが、6町村の平均で85.5%です。当町が一番低い73%ですから、こういったことで見ますと、認知症が緩やかに伸びているというふうな表現がこのことから分かるのかなというふうに思っているところでございます。

6番 分かりました。数字様々お伺いしましたけれども、ちょっと聞き取れない部分もあったので、後でゆっくりとお伺いしたいと思います。

いずれにしても、健康でいるのが一番いいわけでございますので、今後とも健康相談等々の充実を図りまして、健康寿命に努めていただければなと思っているところでございます。

ちょっと予定の時間ちょっとくるってしまいまして、次に移りたいと思います。

次は、公共施設等の管理計画でございますが、まず1点目でございますが、管理計画の1期が10年ということで、今度会計改正が令和8年。ちょっと10年というスパンが長すぎるんじゃないかなと私自身思うんですが、このあたり手短めに町長どんなお考えでしょうか。

町長 最初の平成29年の3月に策定したものについて、やはり国の指針で10年間というスパンが設定されたものというふうに認識しております。

6番 先ほど壇上から申し上げましたが、時代の変化に的確に対応する行政運営というくだりからすれば、ちょっと時代がずれていってしまうんじゃないかなと考えるところもございますので、このあたり国の指針ということでございまして、今後十分に検討されてはいかがかなと思っているところでございまして。

ちょっと急いで申し訳ございませんが、個別計画でございますが、個別計画で方向性判断基準が存続以下の部分が先ほど答弁書にございましたが、その施設については今後どうされるのか。先ほどの令和8年までそのまま放っておくのか、どういう方向性なのか簡単にお伺いします。

町長 やはり町の施設というふうなことはあるんですが、一つ堀内生活改善センターについては、山村振興の補助事業で造ったものでありまして、当然補助事業の縛りはもう無くなっておるんですが、その際に堀内地区の方々から負担金を頂いているというふうなことがあるようです。そういったことも踏まえて、堀内地区の連合町内会の方々にどうするのかというふ

うな利用方法を投げかけているところであります。そういったところをうまく調整しながら町としては新たな行政ニーズに応える、あるいは住民サービスに応じていくために必要な経費を削減していくためのものとして、不必要なものについては廃止をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、随時調整がつき次第、廃止の方向で考えていくというふうなことになるかと思います。

6 番 今出ました堀内の生活改善センター、補助金の縛りというのはいつまでなんですか。それが過ぎれば廃止という形に持っていくんでしょうか。そのあたりの方向、せっかく計画があるんだから方向性として廃止検討とか様々基準を区分しているわけですから、そのあたりはつきりさせたほうがよろしいんじゃないかなと思うんですが。

町長 そのとおりでありまして、その点について先ほど申し上げましたとおり、町のほうとしては廃止する方向で考えているんですが、負担金を頂いているというふうなところもありますので、地域の方々にその問題を投げかけている状況であります。それらの合意がなった際に取壊しというふうな形になるかと思います。

旧堀内村というふうなこともありまして、馬形地区も入っているようなところがございますので、そこら辺の調整をしながら不必要なものについては廃止をして、今現在の維持管理というふうなものの経費がかからないようにしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

6 番 時間がなくなりましたが、方向性の判断基準、これを算式の中に年間の利用者数、算式の中に入っていますね。こういう高齢少子化で利用者も少なくなっていますので、そのあたりの検討も含めて公共施設の適正な管理に努めていただきたいと思います。

終わります。

議長 以上をもって、6 番斎藤好彦議員の一般質問を終結いたします。

ここで3時20分まで休憩をいたします。

午後2時55分 休憩

午後3時18分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。9 番奥山謙三議員。

9 番 それでは、通告書に従い一般質問を行いたいと思います。

今回の主題につきましては、1 としまして町歴史民俗資料館を若あゆ温泉地内に移設を、第2 点としまして、灯油購入費助成を全世帯にと題しまして行います。

町歴史民俗資料館の展示内容は、日本の国宝土偶5 点（レプリカ）と西ノ前遺跡出土品64 点を展示紹介し、舟形町の歴史と縄文文化をPR しています。過去3 か年の入館者数は、2018

年946人、2019年860人、2020年390人となっています。

若あゆ温泉を中心とする施設利用者は、2018年15万1,010人、2019年15万8,839人、2020年9万3,337人の実績です。

県民ゴルフ場の入場者数は、2019年3万31人、2020年2万7,777人、2021年11月18日現在2万6,177人となっています。さらに、若あゆ温泉付近には広場、グラウンドゴルフ場や最近オープンしたラ・テールやマッシュルームスタンドがあり、町一番ににぎやかな場所となっており、交流人口が多い場所と思います。猿羽根山に来られる人数は把握しておりませんが、若あゆ温泉地内に来るほうが圧倒的に勝つと考えます。

11月10日に、町の宝である国宝縄文の女神のすばらしさを実感してもらうために、高精細レプリカ除幕式を行いました。縄文の女神を活用した町のPRと交流人口拡大、さらには若あゆ温泉地内のにぎわいを創出し、縄文の女神の里帰り実現のためにも温泉地内への移設を行い、より多くの方々に見て触って、そしてよさを実感してもらうためにも検討すべきと思います。新たに施設を建設すると高額な費用が発生しますので、現在利用されていないふれあい広場管理等を有効活用していくのがよいのではと思います。前には薫風窯があり、相乗効果が期待できると考えます。移設について町長の考えをお聞きます。

次に、灯油購入費助成を全世帯へ。

今般、原油価格高騰が続き、灯油価格は前年比で1リットル当たり30円以上の値上がりとなっています。冬季間を迎え、灯油はこれから本格的な需要期になります。そのような中で、大幅な価格上昇は家計に大きな打撃を与えることが想定されます。国では補助を出してガソリン価格の上昇を抑える対策を打ち出しています。

当町にとって、灯油は冬季間の暖を取るには必須のものとなっています。平成26年度から実施している低所得世帯への灯油購入費の一部補助事業を参考にしながら、今回のような異常な価格高騰の中では町独自で全世帯に灯油購入費助成すべきと思うが、町長の考えは。

以上です。

町長 それでは、9番奥山謙三議員の町歴史民俗資料館を若あゆ温泉地内に移設をについての質問にお答えします。

舟形町立歴史民俗資料館は、昭和55年8月に着工し、展示室を備えた管理棟と長沢楯の叶内氏宅を移築し、民族、農耕、生活資料等を展示する資料棟が昭和55年12月にそろって完成し、舟形町の文化的資料の保管と展示の場として昭和56年7月にオープンいたしております。

歴史民俗資料館は、昭和60年にオープンした農林漁業体験実習館、昭和63年にオープンした猿羽根山スキー場などとともに町内外の皆様にご利用いただき、猿羽根山一帯のにぎわい施設として一翼を担い、さらに平成4年には、新庄尾花沢高規格道路建設に伴う調査で、西ノ前遺跡より発掘された貴重な土器土偶も展示され、歴史的価値も高まっていきました。

その後、西ノ前遺跡出土の土偶縄文の女神は、日本最大の高さで均整のとれた美しい容姿から、平成10年には国の重要文化財に指定、平成24年には国宝に指定され、名実ともに町民の宝であり、国の宝となりました。

国宝指定を受け、管理棟では縄文の女神の企画展を実施するなど、町の考古文化を発信し、資料棟では亜炭の企画展をするなど、歴史民俗資料館は町民の文化的向上、そして町の歴史を伝える学習の場としての役割を担ってまいりました。

その一方で、昭和から平成にかけ、観光需要の変化や町の施策の展開の中で、若あゆ温泉や県民ゴルフ場をはじめとした周辺整備が進み、次第に猿羽根山遊園地やスキー場は役割を終え、観光振興の若あゆ温泉一帯と歴史文化の猿羽根山一帯というすみ分けが行われてきたように感じます。

歴史民俗資料館の入館状況に関しましては、近年、やや減少の横ばい傾向にあります。舟形小学校では毎年4年生がふさと学習で、舟形中学校では1年生が総合学習の時間に見学を訪れ、民族、考古、歴史を学んでおります。また、今年度は舟形大人塾で、農具や民具を学ぶ事業を実施したり、河北中学校2年生の教育研修活動や西堀町内会の歴史散策事業で、来館いただくなど、町の社会教育施設として様々な方よりご活用いただいております。

さて、議員からのご提案のありました舟形町立歴史民俗資料館の移設につきましては、民俗資料館が管理棟と資料棟が一体となつての資料展示施設であること、また収蔵及び公開している展示物のボリュームなども考慮し、ふれあい広場管理棟への移設は考えておりません。

引き続き、施設及び収蔵品の維持管理に努めながら、町民の文化的向上と歴史を伝える学習の場となるよう運営してまいります。

次に、灯油購入費助成を全世帯についてのご質問にお答えします。

町では、低所得世帯への生活の安定と経済的負担の軽減を図ることを目的に、舟形町灯油購入費助成事業を実施しております。対象者は、町民税非課税世帯で、かつ65歳以上のみの世帯、障害者等の方が同居している世帯、18歳未満の児童と生活しているひとり親世帯、歳末たすけあい募金支給世帯、東日本大震災による避難者世帯のいずれかに該当する世帯に、5,000円の灯油購入助成券を支給しております。この事業は、山形県と町が助成の2分の1ずつを負担する事業となっております。

令和2年度は、高齢者世帯228世帯、障害者世帯22世帯、ひとり親世帯7世帯、歳末たすけあい募金支給世帯2世帯、合計259世帯に支給しておりますが、そのうち10世帯は未使用となっており、249世帯の方が実際に灯油購入にこの助成券を利用し、事業費で124万5,000円となっております。令和3年度についても同様に事業実施を予定しており、12月10日頃に民生委員を通じて助成券を配布する予定であります。

ご質問の灯油購入費助成を全世帯にという内容については、原油価格の高騰は、家計だけで

なく町内商工業者や農業者にも影響を及ぼすことが懸念されることから、灯油購入費に限定した助成や全世帯を対象とした助成は考えておりません。現在、国において新型コロナウイルス経済対策について検討されておりますので、今後の国の動向を踏まえながら経済対策の一環として検討してまいりたいと考えております。

9番 今回の一般質問の中で、私ちょっと舌足らずなところがあったのかなというふうに感じているところであります。再質問する前に確認をしてから再質問をしていきたいと思います。

というのは、歴史民俗資料館の移設が主目的はなくて、縄文文化に縄文の国宝女神に関連する展示物、これを何とか若あゆ温泉地内に展示できないかなというふうなところが主目的であります。やはり回答の中でこれだけの展示物があるとすれば、当然あの施設には入らないということは分かります。そういった中で、今回は縄文の女神に関わる、この縄文時代のすばらしさを伝えられるような展示施設、これを何とか若あゆ温泉地内にできないのかなというところが私の一番の目的であります。やはりこれまで果たしてきた町歴史民俗資料館の役割というふうなものについては、やっぱり子供たちにとっては、また舟形町民にとってもよかったのかなというふうに思います。そういったことを踏まえながら再質問に入りたいと思います。

まず第1点ですけれども、歴史民俗資料館の中には本体、そして附属ということであるようでもありますけれども、本体のほうに入っていくと縄文関連で埋め尽くされているなというふうな感じをしております。確かにこれからの縄文の国宝、里帰りを実現するというふうなことを考えていくと、もっと多くの方に触れて触っていただくような、見ていただくような場所に移すというのも一方法なのかなというふうに考えております。そういったことを前提にこれから再質問を行いたいと思います。

まず第1点が、今回、高精細なレプリカ2体つくりましたけれども、その活用について、この2体の縄文の女神の活用についてお聞きしたいと思います。

町長 奥山議員の考え方分かりましたが、一つ民俗資料館というのがひとつ誤解しているのかなというふうに思っておりますが、旧叶内邸のところが民俗資料館で、今縄文の女神等の出土品等を展示しているところは管理棟でありますので、そこがまず第1点であります。

その中で、若あゆ温泉のほう人が来るので、そちらのほうにしたほうがいいだろうというふうなことはあるのかもしれませんが、逆に言うと少ない人数ではあるんですが、それらのものがあるがゆえに猿羽根山の歴史民俗資料館にこの方々が来ているというふうなことになるかと思います。

あそこに縄文の女神関係、出土した土器土偶が例えばなくなつたとすると、なかなかあその歴史民俗資料館を維持していくというふうなことというのが非常に難しいのではないかとこのように考えます。

そういった意味で、視点的には若あゆ温泉のほうにつきましては、いずれ本物の縄文の女神を県立博物館の所蔵から舟形町の所蔵にするべく、町のほうとしては今年度から職員のプロジェクトチームをつくりながら、どのような博物館にしたらいいかというふうなことで取り組んでおります。当然、財源も必要でございますし、また1つの土偶と46の残欠というふうなことで、かけらがあるものでありますので、一回見るとあと二度と来なくていいよというふうなことにならないようにしなければいけないというふうなことで、職員がいろいろと今検収をしているところでございます。

その中で方向性がある程度決まった段階で、どのようなものにするのか、あと国宝でありますので、紫外線を当てていい量とかもありまして、1年365日のうちに展示できる日数も決まっております。国宝でありますから警備の必要性も出てきます。さらには学芸員等の配置もしなければいけないというふうなことで、非常に厳しい条件をクリアしていかないとなかなかできないんですが、いずれそういったものをつくっていくというのが一つ目標にあるのかなというふうに思っています。

そこで、ご質問の高精細のレプリカの活用方法でございますが、いろんな機会を通じて直接大きさ、それから重さもほぼ本物と同じというふうなことでありますので、実際に触ることのできる高精細のレプリカでありますので、こういったことで子供たち、それから町民の皆さんに縄文の女神をしっかりと認知していただきながら、縄文文化というふうなものを我々の住んでいる土地に4,500年前から根付いているそういった縄文文化があったということを誇りに、この舟形町に住み続けていただきたいというふうな思いもございますので、そういったことを周知していくというふうなことののために使わせていただきたいというふうに思って2体をつくらせていただいております。

9番 高精細レプリカのつくった趣旨は分かりましたが、今現在どこに置いているのか教えてください。また、見たいと思います。

町長 1体は公民館にあります。もう1体はできたばかりですので、自慢げに町長室においておまして、しばらくの間は町長室に訪れる方々にいろんな方に自慢をしているというふうな状況であります。

9番 町長の思いは分かりました。ただ、中央公民館にどれほどの方々が見て触って触れてというふうなところができるのかというのはちょっと疑問なんですけれども、これをあちこちに持って行って触らせる、見せるということは、今後やっていくのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

教育長 除幕式には保育所の子供もいらして、大変びっくりしたような面持ちで触れていたように思います。

今後の貸出しについては、いろいろと相手との調整もあるし、どういった環境で展示される

のか、そういったことも含めまして聞きながら対応していきたいなというふうに思っています。

9番 せっかく高価なものを作ったわけですから、やはりより多くの方々からということを考えれば、固定せず持って行って触ってというふうなところも必要なのかなというふうに思いますので、有効活用をお願いしたいと思います。

次ですけれども、現在あります歴史民俗資料館と管理棟も含めてですけれども、イベントをして人を増やしていくんだというような考えがあるのか、このままで何もしないでただ展示して、来る人来てくださいますかみたいな感じなのか、町の考えをお聞きしたいと思います。

教育長 今まで亜炭の展示期間とか、今まで町の歴史なんかを伝えるというふうなことで期間を設けて展示した経過があります。ここ最近、私昨年からなんですけれども、コロナ禍の中でなかなか企画展までには行っていないというような状況です。この後、いろんな文化財保護委員の皆さんと協議をしながら町でPRできる文化財の展示についても考えていきたいなというふうに思います。

9番 ぜひ、せっかく非常に貴重なものだというふうな町のほうで認識しているとすれば、もっともっとイベント等を開催しながら見ていただくというふうな工夫をお願いしたいというふうに思います。

あわせてですけれども、この入館料です。平成30年度が6万9,510円、令和元年が7万1,890円、令和2年度では3万1,900円ということで、金額から見て本当に入場券をつくって、そしてお金を管理してもらって、それを集約室に持って来て、そういうふうな手間を考えると決して町の財政には大きな寄与はしていないような感じがするわけです。現在は、条例等で決まっているからというふうなことなんでしょうけれども、無料にして来てくださった方々からはちゃんと記入をしてもらうというような形でやっていけば、別に入場料を取らなくてもいいような気がするんですけども、これについて町の考えをお聞きしたいと思います。

教育長 今、議員さんがおっしゃる内容について、内部でもそういった議論をしています。なかなか多額な見学料というふうなことではなくて、学童とか来てもやはり減免とかそういったこともありますので、町外からいらっしゃる方がいますし、そういったことも踏まえてさらにちょっと検討をさせていただきたいなというふうに思っております。

9番 ぜひ前向きに、無料でも別にいいのではないかなと、私個人的には思いますので、むしろ多くの方々に来てもらうような対策を講じていただきたいというふうに思います。

併せて今日、町長のほうから里帰り等についての具体的な場所等についてもお聞きすることができましたので、これが早く実現してさらに温泉地内がもっともつとにぎやかになるような場所になってもらうように、我々も協力をしながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

次ですけれども、灯油購入費の助成、全世帯にというふうなことで、答弁書の中では当然だろうというふうに思います。やはり私的にも質問する中で、現在の家はオール電化で灯油も使わない家もあるんだろうなと疑問に思いつつ、今回、一般質問したわけでありまして。そういったことを考えていくと、新型コロナウイルス感染症関係の臨時交付金が来た段階で現在、全ての原材料が値上げというふうな状況下でありますので、ぜひ交付金等来ましたら、商品券でもよいかと思っておりますので、ひとつ前向きに検討していただきたいなというふうに思います。町長の答弁をお願いします。

町長 その件につきましては、答弁したとおりでございますが、やはりオール電化であったり、それから所得が高いというふうなことで、子育て支援世帯への臨時交付金等でも該当しないというような方もいらっしゃいます。要は高所得者というふうなことも方もいらっしゃるの、やはり全世帯へというふうなものについては、一見平等の観点もあるんですが、やはり手厚く困っている方に支給するべきものではないかなというふうには思っております。

そうしたときに、どこで所得を切るのかというような問題、国でも960万円というふうな話が出たり、1,300万円というふうな話もあります。そういったことも踏まえながら我々は検討しなければいけないというふうに思います。

いずれ財源的にもどうするかというふうなこともありますので、国の動向を見ながら新たな経済対策として示されたものがあるとするれば、それに対応する一つの選択肢としては考えられるのではないかなというふうには思います。

9番 いろいろな収入が多かったりといういろいろな条件があるにしても、舟形町町民にとっては大多数の方々には、大変歓迎するんじゃないかなというふうに思います。

いろいろな条件があるにせよ、やはり全員よかったというふうなことにはならないかと思いますが、大多数の町民がよかったというふうなことであればやってもいいんじゃないかなというふうに思いますので、前向きに検討をしていただくことをお願いをしまして、一般質問を終わります。

議長 以上をもって、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程はこれをもって全て終了いたしました。

明日の本会議は午後1時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時49分 散会

令和3年12月8日（水曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録
（第2日目）

令和3年舟形町議会第4回定例会第2日目

令和3年12月8日（水）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森富広	教育長	伊藤幸一
副町長	菅原正春	教育課長	鍛冶紀邦
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小野芳喜	地域強靱化対策室長	伊藤英一
住民税務課長	伊藤茂樹	会計管理者	須貝孝子
健康福祉課長	沼澤伸一	総務課財政主査	佐藤拓
地域整備課長	伊藤秀樹	住民税務課長補佐	森英利
デジタルファースト推進室長	沼澤一征	監査事務局長	相馬広志
まちづくり課長	曾根田健	代表監査委員	齊藤徹
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤雅博		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相馬広志	主	任	伊藤優
--------	------	---	---	-----

議事日程

- 日程第1 承認第4号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第4号）の専決処分について
- 日程第2 議案第42号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第3 議案第43号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後1時00分 再開

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから2日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 承認第4号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

議長 日程第1 承認第4号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。承認第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

日程第2 議案第42号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第5号）について

議長 日程第2 議案第42号 令和3年度舟形町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

総務課財政主査 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。なお、質疑は、歳入歳出一括で行います。款項目を明言され、簡潔をお願いします。質疑ありませんか。

7番 それでは、28ページ土木費の道路橋梁費、道路新設改良費の8款2項2目の社会資本事業、これ測量設計と工事請負費が行って来いのような状態になっているものですから、この事業、変更になったのかなというふうに思いますけれども、これの理由について質問いたします。

地域強靱化対策室長 そちらの金額につきましては、橋梁補修設計費の概算見積額を積算したところ、1,160万円となっております。工事費につきましては、社会資本整備総合交付金事業の全工事費の算定を行った上で委託料を差し引いたところ、金額のほうがたまたま0になって

るというような状況です。

以上です。

7番 ちょっとよく分からない部分があるんですけども、つまり道路設計橋梁費の設計を行ったという説明ですけども、工事請負費を最初にとっておったわけですから、どこかの工事をやることになっていたんだと思うんです。それが、内容、メニューが変わって、その橋梁費の設計委託業務のほうに変わったのかという質問なんです。

地域強靱化対策室長 そちらにつきましては、まずは橋梁の判定区分の説明をした後に、補正の考え方についてちょっとご説明したいと思います。

橋梁の内容としては、橋梁の判定区分は、1というものから4というものがありまして、1につきましては、構造物の機能に支障が生じていない状態ということです。判定2につきましては、構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全型の観点から措置を講ずることが望ましい状態、こちらが2になります。3の判定は、構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずるべき状態。4のほうは、いま支障を来して緊急に措置を講ずるべき状態という状態にまずはなりまして、それを踏まえた上で、今回の補正の考え方についてですが、当初予算では、判定区分の2、こちら長尾橋の工事を実施する予定でありました。今年度に入りまして、県のほうから指導があった内容として、橋梁の判定区分が3のものを最初にやってくださいという計画の見直しをするようにということがありまして、判定区分の3というものが樺坂橋、紫山の八鍬建設さんの北側の橋になります。そちらのほうを実施するという計画にしましたので、その変更によりまして工事費のほうを減にしまして、業務委託料のほうに補正しました。

以上です。

7番 やっと一番最後に私の聞きたいところ言ってくれたんですけども、最初は長尾橋のほうをやる予定だったものを紫山のそこの橋、八鍬建設さんの裏の橋の測量設計に変わったということなんですけれども、こういったことが県の指導という説明がありましたけれども、私の感覚ではそう簡単に換えれるものなのかなという気がするんですけども、これはやはり当初予算のとおり長尾橋のほうをやるっていうことはできなかったのか。そこら辺のところ、県との協議もあるんでしょうけれども、それを紫山のほうに変えたというそのいきさつについて、やはり私の感覚では急に変わったという印象があるんですけども、説明をお願いしたいと思います。

町長 その件につきましては、橋梁については昨日の一般質問のほうにもありましたけれども、いろんな長寿命化の計画等がございまして、橋梁の長寿命化計画の中でいろんな橋についての長寿命化をしておるんですが、先ほど室長が言われましたとおり、判定基準というものがあって、一番状況が悪いものについてから県のほうではやりなさいということだったんです

が、そういうところについては櫛坂の櫛橋についてはそうではないんですが、もう1橋のほうについては、鼠沢の橋というふうなことであまり人が通らないようなところが多くあります。

町としましては、長尾の橋について交通量も多く、そこを最初に直したいんだというふうなことで計画をしたところであったんですが、一つは県のほうからかなり費用がかかると、それについて県代行事業というふうな話も受けたというふうなことで、そうすることによって町の社会資本全体の予算の中からその分を支出することがなくなるというふうなことが一つと、それから県のほうの主導で先ほど言ったとおり、順位と言いますか、判定基準でやっぱり早急に直すべきだという判定があったものについてやってくださいというふうなことがあったものですから、長尾の橋については来年度以降、県のほうの代行事業等でやっていただけるようお願いをするというふうなこと、合わせて県のほうの主導に基づいて判定度の高い、早急に修理を必要とするところについては、県の主導どおりそちらをやらなければいけないということで、そちらのほうの長尾橋の工事費を一旦鞍替えしまして、櫛坂橋とかのほうの実施、測量、設計というふうなことで来年工事ができるようにというふうなことで、今回組換えをしたものでございます。

2番 18、19ページの2の1の6まちづくり推進費について質問いたします。

これ空き家対策事業ですけれども、今年度の見込みが9件を見込んでいるというふうな内容ですけれども、これは住宅とあとは附属建物ですか。その辺の内訳を教えてくださいと思います。

地域整備課長 現在相談ある8件が終わっておりまして、現在1件相談あるところで、補正についてはその1件分の補正になるわけなんですけど、これにつきましては、住居の部分、住居になります。

以上です。

2番 実績が8件ということで、できれば旧学区ごとの実績、空き家解体をされた旧学区単位で何件ずつあるのか教えてくださいと思います。

地域整備課長 大変申し訳ないんですけれども、学区ごとのデータはただいま持ち合わせておりませんので、後でお知らせしたいと思います。

5番 21ページになります。2の1の22子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、これ主な事業内容を見ますと、高校生世帯までが給付金の対象というふうになっております。高校生までがということは、高校に行っていない方でも18歳未満の方いると思いますけれども、こういう方というのは対象になるのでしょうか。

健康福祉課長 高校に行っていない子供さんでも18歳までであれば該当になります。

以上です。

5番 そうしますと、例えば病気とかけがとかで高校を休学したというふうになれば、例えば19歳でも高校生の場合は、これも対象になると、こういうふうなことでよろしいんですか。

健康福祉課長 高校3年生までというのは、あくまでも18歳のことを言っておりまして、その年齢を超えますと該当にはなりません。

以上です。

6番 今の話なんですが、10万円、5万円とあと5万円のクーポンと話が、昨日辺りから情勢が変わってきて10万円1本という話で、本町では10万円1本での予算計上をしていますが、支給については今後どのように考えているのかお伺いします。

町長 国のほうで、官房長官が10万円の現金給付もよしとするというふうな、でも基本的にはクーポンですという発言がございました。大阪市、それから静岡県、島田市、群馬県の太田市では10万円の給付をするというふうなことでありますが、現在国から示されているのは、そもそも予算が違ふと。予備費が最初の5万円でクーポンは補正予算だと。目的が違ふというふうなことで、6月までに、来年の6月までにクーポン券の配付が終わらない場合に限って10万円の現金でも致し方ないというふうな書きぶりでもございました。その後どうなるのかというふうなことについては、各この間の説明会を受けていろいろ私どもも県の町村会にこういふのではまずいというふうなことで、ぜひ現金の10万円を支給していただきたいというふうなことでその旨県の町村会をとおして国に伝えていただけるように申し上げましたけれども、昨日までですと県全体で4町村がそういう旨の方向で、県町村会のほうに通知があったそうですが、そのほかのところについてはまだはっきりしていないという状況であります。

これの一番の問題は5万円のクーポン券を町で発行して、これを使えるお店というものを町が公募することになるんですが、応募していただけないとその5万円のクーポン券が使えないと。来年の9月までが一応有効期限でありますので、それまでに使い切れないとクーポン券が失効するというふうな話でありました。そうすると山形市で応募したときの応募者数と舟形町が応募したときに扱ってくれる応募者数が当然違ふと思います。要はパイが違ふので、そうしたときに我々としてはそのクーポン券を配ることでクーポン券を受ける側のほうで格差が生じるというふうなことで、それは非常に不条理だというふうなことで国のほうに申し上げているところです。

ここ数日、国の情勢が変わってきておりますので、せっかく今回10万円の予算を計上しておりますので、国が認めていただければ現金給付で10万円をしたほうが、保護者の方々については非常に助かるものだというふうに思っておりますので、できれば現金給付で行きたいなというふうな思いはございます。

6番 ちょっと仕組み、国との関係と言いますか、ちょっとよく理解できないんですけども、町長が冒頭おっしゃりました大阪とかもう決めちゃってる自治体もございます。その中でうち

はまだ悩んでいるというそのギャップというのは、どうなのでしょう。うちが、各自治体が決めていいものなのか、駄目なのか、その辺りははっきりどうなのでしょう。

町長 本来であれば、大阪市の市長さん、維新の会の共同代表でございますが、あのぐらいのパワーがあれば私も現金10万円というふうに言い切れるところもございますが、今のところ、やはり財源、できれば町としては5万円を国からいただきたいというふうなこともございますので、若干様子を見ながらというふうなことで、ただ思いとしては先ほども言ったとおり、使う側の保護者にとって一番何がいいかといったら、やっぱり現金給付だろうというふうに思いますので、そういったことを町としては今考えていこうというふうに思っております。

今朝の教育委員会のほうから資料を取っていただいて、小学生と中学生の年間の各学年ごとの教材費とか給食費とか、学校から集金される金額というのを見せていただきました。小学校については7万円から8万円ぐらいの間。中学校は11万円から14万円ぐらいの間というふうなことであります。そういったものにそのクーポン券が使えるといいんですが、そういったもので使えるというふうなことになりますと、町とか学校がそのクーポン券を受ける形になりますので、換金は駄目だとかいろいろ制約がございますので、なかなか難しい状況ではあるんですが、本当に子育て世代への支援をするのであれば、そういったかかる経費について支援ができれば非常にいいのかなというふうに思っているところでございます。

6番 そうしますと、自治体で財力があれば、もうはっきりうちは10万円出しますよと言えるけれども、そういう財源の関係で今のところまだはっきり言えないということなのでしょう。そうしますと、この6,300万円、半分のクーポン券の部分というのはクーポン券出せば来るわけでしょ、国から。あと現金の分5万円も来るわけでしょ、最終的には。であれば、町長思い切って舟形は全部10万円ですよと言っても戻ってくるのであれば、それはそれまでじゃないの。何をどうなのか足踏みしてるのかよく分からないんだけど。

町長 先ほど最初に申し上げましたが、原則としては前半の部分5万円、それは12月中に交付しなさいというような話があるんですが、それと合わせて来年の6月までにクーポンを配付しなさいというのが国の原則であります。クーポンを配布した際に、事務手数料と、あの900億円かかると言われている事務手数料とその5万円分のクーポン券の金額に相当する分を国のほうで交付するというふうなことでありますので、一応補助事業という形になっておりますので、補助金申請してお金をいただくという形になります。それが現金で支給した場合について先ほども申し上げましたとおり、来年の6月までクーポン券を配付することができない場合に限り現金給付を認めるというのが今の国からの通知というふうなことでありますので、今のところ現金10万円を給付して、その5万円分について国のほうで補助金をよこすというような確信が今のところないと、というふうなところでございますのでもう少し状況を見ながらというふうに思っております。

これは大都市というか、山形市とかと我々のようなところでは先ほども言ったとおりクーポン券を使えるというようなところの応募する商店であったり学業とかそういったもののサービスを展開する事業者が手を上げていただければいいんですが、上げていただけないとすると先ほど言ったとおり、使う側がいろいろ制約されて自由に使えないということが起こりますので、そこでやっぱり格差が出てくるというふうなことになるんだろうというふうに思いますので、できれば10万円の現金給付が舟形町にとっては、そして保護者の方々にとっては一番ありがたいものではないかなというふうには思っております。

1 番 では、同じページの21ページの子育て世帯への給付金ですけれども、給付方法ですけれども、デジタル庁とかデジタル推進室、マイナンバーカードとか登録等行ってますけれども、これ世帯主への給付ということで家族的なもの世帯主っていうと、子育てじゃなくてその親のほうになるんですけれども、その辺の給付の仕方は世帯主っていうのがもう決まりがあつての世帯主なんでしょうか。

健康福祉課長 5万円で現金支給する分につきましては要綱も来ておりまして、今叶内議員おっしゃるように子供さんの人数によって金額が決まりますけれども、支給されるのはその保護者の方に支給になるというふうなルールになっております。

世帯主ということではなくて、その子供さんの保護者、あの児童手当をもらっている方が原則になりますので、そのルールにのっとった仕組みでございますので、世帯主とかいう考えではなくて、その保護者というふうな考えでございます。

6 番 ちょっと皆さんしゃべってください。時間があんましあれなので。すみません。私ばかりしゃべって申し訳ありません。24ページ4款衛生費、健康増進事業費、右のほうに説明ございます。健康管理システム改修委託料256万3,000円、この内容を見ますとマイナンバーカードを活用し、健康診断結果等の情報連携のためのシステム改修にかかる経費ということで、ちょっと中身的にちょっとマイナンバーに健康診断の結果を情報入れるとちょっと中身もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 こちらにつきましては、町のほうで持っております健康管理システムの様式のほうが全国统一ということで標準化になるというためのシステム改修が一つであります。もう一つがそれについて全国的に個人番号、マイナンバーのほうと連携をするというふうなことでそういったシステム上の改修をするというものの2点でこの改修費というふうになっております。

6 番 そうしますと、簡単に言えばマイナンバーカードの中にどっかで受信したその結果が入力されるということなんですか。それは誰がどうやって見るわけなんですか。

健康福祉課長 健康診断の結果につきましては、それぞれその住所地の市町村でデータを持ってございます。舟形町についてもその健康管理システムの中で健康診断について持っておりま

す。それが例えば、転居したりしますと転居先ではデータがありませんので、そのマイナンバーカードの番号をもとに全国どこに転居しても転居先からその情報を得られるというふうな形でございます。

6 番 ちょっと私勘違いしたのかな。カードに情報を入れるのではなくて、健康診断結果のそのサイトの番号なんたらかんたら番号がマイナンバーカードの番号と一致をさせるということなんですか。佐藤さんうんうんって言ってるんですけれども、そうなんですか。よく分からない、その辺りもう一度教えてください。

町長 各市町村で健康診断の結果を登録しているシステムがございます。各市町村のシステムがそれぞれなものですから、転居した場合にその健康診断の結果が反映されないということで、健康診断の結果を管理しておくシステムの様式を全国统一するというふうなことなんだそうです。そこにマイナンバーカードの番号を振っておけば次のところに行ったときに、そのマイナンバーカードによって自分の健康診断の結果を別の移動先の市町村が管理できるというふうにするんだそうです。したがって、マイナンバーカードに自分の健康診断の結果が入るということではなくて、健康診断を登録しているシステムにマイナンバーカードを入れ込むというような作業になるようでございます。

議長 齋藤君の本件に関する質疑は既に3回に達しておりますが、標準会議規則第55条の但し書きの規定によって特に発言を許可します。

6 番 マイナンバーの話今出たんですけれども、マイナンバーと健康保険証を一体化すると今話あるんですが、それは各自治体でもう作業進めているんでしょうか。どんな進行状況なんでしょう。

健康福祉課長 健康保険証とひもづくということについては、町で何かやっているということではなくて、国のほうで進めておりまして、既に10月からはマイナンバーカードを医療機関のほうに、先にマイナポータルというところで設定をしておかないと駄目なんですけれども、その設定をしておけば医療機関に行ってそこがマイナンバーカードを使えるシステムを入れる医療機関であればそのマイナンバーカードを持って行って保険証の代わりに使えるというふうな中身でございまして、その点について町で何か改修作業であるとか事務をやっているということは特にございません。

デジタルファースト推進室長 ちょっと補足させていただきます。現在マイナポイントという国から5,000円電子マネーで来るというものがあまして、その設定作業についてうちの室では一般住民の方来られてするときがあります。そういう設定作業の際に、健康保険証と連携するという作業も一連の中にありまして、するという方についてはしてますし、さらに今、今度補正で国でなるその連携した場合に7,500円、また電子マネーで来るというものについてはちょっと今別の話になってしまったんですけれども、それは今後の話でして、その相談に来

た方については保険証と連携はさせていただいてるということです。それは自分のスマホでできるものなので、されてる方は自分で行っているという状況でございます。

- 1番 マイナンバー出たのでちょっと再度ですけれども、そもそも国が最大2万円の国民1人にするというシステムで、ちょっと疑問点が最大2万円でマイナンバーを登録した人に5,000円と。ということは、登録してた人には5,000円来ないわけですね。ということは、登録してた人は。質問じゃなくて今、すみません。今すみません。ページはないんですけれども、ちょっと聞きたかっただけなので。だからマイナンバーの5,000円は登録してる人には給付されないということでもいいんですか。

デジタルファースト推進室長 今報道の話でしかないんですけれども、予定としましては今持ってる方について、今年の4月までにマイナンバーを申請された方については5,000円もらう権利がございます。その権利がある方については、今月中までマイナポイントを申請しないといけないことがあります。マイナンバーカードを4月まで取ったとしても5,000ポイントを申請してない方については、今後の補正予算で救うというような形になると思います。あとの1万5,000円は保険証の連携と口座を結びつけるということで7,500円ずつの1万5,000円と先ほど言った5,000円で2万円という予定でございます。

- 4番 22ページ、23ページ2款1項の老人いこいの家管理事業工事請負費269万8,000円減額になってますけれども、これはどういう工事が減額になったのか教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 老人いこいの家管理事業の工事請負費につきましては、当初予算におきまして大広間のエアコン改修工事ということで予算を計上しておったんですけれども、当初予算成立後、国のコロナの臨時交付金のほうでこちらのほうは対応できるということで、そちらのほうで予算措置をしていただきまして改修工事は終わっておりますので、今回はこちらの当初予算分に置いていたものを減額をして要求させていただいたという形になっておりますので、こちらの改修工事については夏前に既に終了というふうなことでなっております。

以上です。

- 2番 28、29ページの8の2の3です。除雪対策費で除雪対策費の修繕料1,500万円、これにしまして、老朽化した除雪車の格納、定期点検費用というふうな備考欄に書かれてありますけれども、これをもう少し具体的にお願いいたします。

地域整備課長 除雪対策費の修繕費1,500万円の補正につきまして、まず老朽化により現在20年以上運用しているロータリー除雪車、予備車含めて4台、予備車を含めないと2台走行しているわけなんです、それにつきましての走行時のニュートラルが出なくなったりして走行用ポンプ、モニター、モーターの交換に約280万円ほど。さらにほかの機種ではシュート部分の交換2機で160万円。さらに窓枠交換、オーガ車両の修理、車軸周りの部品交換という形でさらに全車両につきましてなんですけれども、昨年度大雪であったため緩みやがたつき、油

漏れが多くなっておりまして、それら合わせて格納整備等々で例年よりも1,000万円ほど多くなっている状況でありました。

以上です。

2番 備考のところに除雪車の格納というふうな言葉書かれてあったもので、格納する場所なのか建物なのか造るのかなと思ってちょっと見てたんですけども、そういうことじゃなくって、修理というふうな理解でよろしいでしょうか。

地域整備課長 除雪車両の修理費用になります。

9番 ページが26、あと27ページ、圃場整備事業1,530万円の減ということで説明書を見ると小松原田地区において、県から今年度の配分決定を受けての減ということなんですけれども、この集積が予定どおり進まなかったがために減額になったのか、それとも集積は進んでいるが今年度の予算配分としてこれしか来なかったというふうなことなのか。この辺についてお聞きしたいと思います。

地域整備課長 農業経営高度化支援事業補助金につきましては、小松原田地区の受益者負担、国55、県27.5、町10で残り7.5%が受益者負担になるわけなんですけれども、それについて面的集積が65%以上達成した場合、その受益者負担分7.5%が促進費として返ってくるような仕組みになっております。集積の状況につきましては、要件が65%のところ実績で70.5%になっておりまして、達成しております。ただ、小松原田地区につきましては、令和2年度で事業終わっておりますので、通常で言いますと令和3年度に清算という形で1,500万円来て総額で促進費が令和元年度5,000万円、令和2年度1,000万円概算で来ておりまして、さらに今回の1,500万円で7,500万円ほど、実際対象工事、対象事業費がそれにかかる対象事業費が10億円くらいということで、今回1,500万円来れば満額で清算という形になるんですけれども、昨年度予算要求時点で県の要望に対して、予算措置したんですけども実際交付決定ならなかったというところで今回減額になっております。目標については達成しておりますので、来年度この1,500万円いただくような形になってくると思います。

以上です。

6番 同じページ、今のその下です。農村環境改善センター管理事業で測量設計委託料ということで、説明書見ると大規模改修ということございますが、改修の内容についてお伺いします。

まちづくり課長 農村環境改善センターの改修内容についてですが、一つが館内の暖房機更新です。体育館部分とあとはエアコンとか、既存の悪くなったヒーターの撤去とか、あとFF暖房機とか、館内の暖房機器の更新、あとは体育館のボイラーの更新工事、あとはキューピクル更新工事、外壁屋根更新工事、あとは玄関の屋根部分の改修、多目的ホールの窓改修、あとは床、壁紙張り替え、あとは照明のLED化、体育館部分と1階の多目的ホールの間がちょっと雨漏りが大分続いておりますので、ここの雨漏りの修繕、あとは外の農村広場にあ

るトイレ等の屋根外壁内装改修工事といったものが主だった工事の内容になっております。

6番 様々な工事を今回やるということでございますが、暖房機、2点目にあった体育館のボイラーというのは、このボイラーというのは体育館を暖めるためのボイラーですか。コロナ対策でステージの上にでかいエアコン付けましたね。あれは冷やすだけ。暖房にはならない機械なんですか、あれは。

まちづくり課長 体育館に設置しましたコロナ対策事業で設置しましたエアコン、あれ冷房暖房機能ついておるんですが、完全にあの体育館を冷やしきる、暖めきるといったものでは、あの容量のものではないです。ですので、既存の体育館のボイラーと併用を考えております。

6番 あれだけ大きな金をかけて、あれだけ大きなものをステージの上に上げて、何か役に立たないような言い方なんだけれども、あれをやる段階でボイラーがそういう修理の段階に来ているのであれば、暖房にも使えるようなそういうシステムをすればよかったんじゃないかなと今さら思ってるんだけれども、その辺り検討には全然ならなかったのか再度お伺いします。

まちづくり課長 既存のボイラーがありましたものですから、やはり検討の段階では新しく付けるエアコン、ステージのほうにあるエアコンの容量も検討したんですが、やはりできるだけ既存のボイラーと併用でできるだけ予算をかけない体育館の上のほうのエアコン設置というふうな方向に決定したものです。

7番 それでは、18ページの総務費2款1項22のコロナウイルス感染症対策費7,223万3,000円ですけれども、この中の1の新型コロナワクチン接種体制確保事業と、2の新型コロナワクチン接種対策事業ワクチン接種委託料、この2つに係る質問ですが、第3回目のワクチン接種に向けた準備の資金ということになるかと思いますけれども、今の段階でどのような形でその第3回目の接種を実施していくような考えているのか、以前は手と手に皆さん集めて接種してくださったり、あるいは終盤には武藤先生のところに個別に行くようにという後半にはそういう指導になったかのように思うんですけれども、第3回目の接種はどのような体制で行っていく予定なのか質問いたします。

健康福祉課長 3回目の接種につきましては、国の方針が今8か月以上を経過した人ということで話が出ておりますけれども、そちらの方々につきまして1回目2回目の接種と同様に福祉避難所としてのほうで集団接種ということで基本的には考えてございます。また、町内の高齢者介護施設などに入所されている方につきましては、入所先のほうで先生から行ってもらって接種をしていただくというふうな形で第1回目2回目と同じような接種体制で考えております。

7番 それで、接種の8か月後、経過された方々というのは順次出てくるんだというふうに思うんですけれども、1クールに対して1本の瓶から何本でしたっけ、10本だか取れるんでしたっけか。その無駄にならないようなそういう体制もその順次8か月過ぎた方々をうまく割り

振りできる体制、そういったものも構築をされているものなんではないでしょうか。質問いたします。

健康福祉課長 先ほど専決処分のほうの承認もいただきましたけれども、そちらのほうでいただいた予算でシステムのほうを改修させていただきまして、3回目の接種券及び予診票のほうを印刷しまして、まずは今、医療従事者の方々向けに接種券のほうを発送しております。そして、順次医療従事者の方が終わりましたら、高齢者の方というふうに順次送付をする予定でございますけれども、接種日との兼ね合いから、また今おっしゃられるようなそのワクチンが無駄にしないというふうな方向からこちらのほうで、事務局のほうで人数の割り振りをしまして通知のほうを出したいというふうに考えてございます。日にちのほうもできれば設定をしてというふうなことで、効率的に無駄にならないようにするような形で通知のほうを行い、都合の悪い方についてはその都度申し出ていただいて調整をするというふうな形で接種体制のほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

4番 同じ19ページ、新型コロナワクチン感染症対策で質問をさせていただきたいと思います。

2回まで接種をした方が他県、または他町村で受けて、その後舟形町に転入して来ている方がいた場合には、その人の何と言うかな、町として把握して接種の予約の券を配付する予定なのかをお聞かせください。

健康福祉課長 1、2回目を接種してきた後に舟形町に転入した方については、その都度こちらで住民基本台帳のほうを参考にしまして、こちらから案内を差し上げるふうな形になっております。

4番 町で把握しているのであれば何ら問題ないと思いますけれども、そういう方もいらっしゃると思うので、順次発送のほうよろしくお願いしたい。

6番 最後に1点だけ、戻ってすみません。歳入ですが、14ページのこれは18款1項2目の教育費寄附金80万円、この内容についてお伺いしたいと思います。

総務課長 教育寄附の内容でございますが、一つとしては港区の最上電気の佐藤社長様のほうから30万円と、あとはマッシュルームの長澤社長さんのほうから50万円というふうなことでそれぞれ教育に関して使っていただきたいというふうなことで寄附をいただいたものでございます。

以上です。

7番 それでは、また18ページの2款1項20目のふるさとづくり応援事業、これ1億円の増ということで嬉しいあれじゃないかなというふうに思うんですが、今現在のふるさと納税の状況等について分かる範囲で教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 それでは、11月末現在の状況です。寄附金が約3億7,600万円の寄附をいただいております。昨年に比べても状況としては、同じ月の段階では少し上回っている状況で寄

附をいただいているところです。

以上です。

7番 本当に顔が緩むようなうれしい報告だというふうに思います。いつだったか、何年前だったか町長に3億円なんて夢のような数字を出すんだなんて言った記憶ありますけれども、まさにそれを上回って大変すばらしい納税額になっているのは、大変よいことだと思います。今、コロナの影響で逆に落ち込むのかなと思ったら、それが幸いしてか巣ごもり需要というような話も聞かれますけれども、ぜひこの際そういったものが長続きするようなことを願っているわけですが、そういった対策等取られているのかどうか質問いたします。

まちづくり課長 このふるさと納税業務を委託しています舟形町の振興公社のほうと町担当のほうとも十分な連携を取って情報の更新をまめにするなどして、できるだけ最新の情報をお客様に届けるなど頑張っているところでございます。こういった取り組みが功を奏しているのかなというふうに感じております。今後もきめ細かい情報発信を続けてもらいたいと思っております。

1番 先ほどの18、19の2の22、新型コロナウイルス感染のワクチン接種についてですが、全協でも説明ありましたが、3月以降の接種のものについてはどちらが来るか分からないということなんですけれども、まれにですけれども、例えば事前とか当日通知もなくその日行ったらモデルナだったとかファイザーだったりする場合で、もしモデルナが嫌だというふうな人がいた場合の接種については、まれだと思うんですけれども、どういうふうに考えているか教えてください。

健康福祉課長 まだワクチンの供給状況がどういうふうになるか分かりませんので、こちらも決めかねてはおるんですけれども、できるだけ希望には沿いたいというふうには考えております。変更のほうも、というふうには考えておりますけれども先ほどもお答えしたんですけれども、そのワクチンを無駄にしないで使えということもありますので、必ずしも希望には沿えない場合もあるかとは思いますが、できるだけ変更したい方については変更できるような形でしたいというふうな意向は持っております。具体的にどうするかというのは、これから決めていきたいというふうに考えております。

1番 やはり接種のファイザーとモデルナでは、やっぱり副反応が違うというのがニュースにも流れてますので、なるべくファイザーが入ればいいんですけれども、まれにそういうことがあれば対応をしっかりとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁要りません。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第42号を採決します。議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第43号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)について

議長 日程第3 議案第43号 令和3年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます

総務課財政主査 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。

6番 それでは46ページ、47ページ3の歳出の1款1項1目、右のほうにマイナンバーカード健康保険云々出ております。9,000円ですが、先ほどもマイナンバーでちょっとお伺いしました。ここを見ると今度マイナンバー健康保険証利用申込支援事業委託料と、これはさっきの何か、保険証はまだ何あれだという話なんだけれども、これはどういう委託料なのでしょうか。

健康福祉課長 こちらにつきましては、国のほうでマイナンバーカードで健康保険証の代わりにできるということを推進しているので、町でもPRしてくださいということで、それらについてのパンフレットを医療費の通知書を発送するときに合わせてそのパンフレットを同封するというようなことを国保連のほうへ委託するための委託料となっております。

以上です。

6番 このマイナンバーとその保険証のその一体化についてのパンフレットを被保険者に送るために国保連にその送付を依頼する事業、9,000円で。そういう事業なの。町長うんと言っている、ちょっともう一回町長お願いします。

健康福祉課長 議員おっしゃるとおりで、1月に医療費のほうを通知する予定になってます。その通知書にそのパンフレットを同封をするというのを通知書の発送は国保連のほうでしていただいているので、それに合わせてそのパンフレットを詰めて送ることを国保連一緒に委託するというふうな形の事業です。

6番 パンフレットを送付するための委託料9,000円、何か金額的に少ないんだけど、その該当する保険、何と言いますか、その国保へ加盟している方の全員の分っていう意味で9,000

円なんですか。これちょっとよく分からない。

健康福祉課長 全員ということではなくて、一応1月に送付するのを予定しているのを大体700人と言いますか、700通ぐらいというふうに聞いてございます。

4番 同じマイナンバーカードで質問させていただきます。これさっき課長答弁したんですけれども、毎月私らに国保の明細書送られてくるんですけれども、その中にこういうものが入ってくるということでよろしいんでしょうか。パンフレットが。

健康福祉課長 この1月に送付予定となっておりますものについては、確定申告などで使うために送るための年に1回の通知書になってます。それに同封するということでございます。

6番 同じページ46ページの一番下です。6款2項1目事業活動費で消耗品5万円ございます。この歳入を見ますと前のページですが、保険者努力支援制度交付金というのがございます。この交付金というのはどういう内容の交付金なんでしょうか。

健康福祉課長 交付金の中身ということですが、消耗品として今回計上してあるのは糖尿病性腎症の重症化予防用のパンフレットを購入し、その糖尿病性腎症になっている方について国保の加入者でありますけれども、方について重症化しないような予防のための指導をするというふうなことで、そういったことをパンフレットを購入するというふうなことで計上したものでございます。努力者支援交付金については、そういった国保の医療費を抑制するために、いろいろ保険者で取り組んでいることについて交付金を差上げますよというふうな形で今回はこういった糖尿病性腎症の方に対しての重症化を予防するための事業をするというふうなことでいただく交付金でございます。

6番 そうしますと、この保険者努力支援制度というのは、制度があつて様々なその活動をする中で交付金をあげますよということで、今回舟形手を上げたのはその糖尿病のパンフレットをつくるための費用ということで手を上げて歳出のほうで消耗品ということでそのパンフレットを購入したということなんですか。それでよろしいですか。

健康福祉課長 そのとおりでございます。

7番 46ページの2款2項1目の高額医療に関しての質問をいたします。700万円今回上がっております。歳出の700万円ですが、この財源内約が全て県支出金と、こういうふうな財源内約になっておるわけですが、この高額医療に関してこの出せる金額の上限等とか決まっているのかどうか質問いたします。

健康福祉課長 高額療養費につきましては、自己負担分が決まっておりますけれども、それ以上につきましては、病気の中身に応じてそれぞれ高額ななかった分については来るということになってございます。あとこのほかに高度先進医療とかそういったものもございますけれども、こちらはまた別のことになりますので、上限というのは確か決まっていなかったというふうに思っております。

7番 そうしますと、保険者にとっては大変ありがたい話だというふうに思いますけれども、この私が聞きたいその理由の一つに、9月の議会でもちょっと質問しましたがけれども、これは高額医療が必要となるのはやはり突発的なことで予想がつかないことなので、やはり何かの備えは必要だと、そこの部分はもう全額県が持っていていただいているわけです。今の答弁を聞くと。そこに対して、国民健康保険給付基金、これが2億4,000万円ほどの貯金が積み上がってきているものですから、要するにそういう突発的なものに対して、例えばこういう700万円のところに上限があって給付しなければならないようなことが出てきたときに、町が備えておくものなのかなという認識でいたものですから、上限がなくそういった突発的な医療を県が負担してくれるという内容のものであるということで、その確認の質問ですけれども、この700万円というのは、これはこれでいいですけれども、上限はないということで本当によろしいのでしょうか。

議長 暫時休憩をいたします。

午後2時25分 休憩

午後2時26分 再開

議長 再開します。

健康福祉課長 国民健康保険につきましては、平成30年から県一つで実施することに保険者変わっております。療養費かかった分につきましては、県のほうから全て市町村のほうに来るといふような流れに変わっておりますので、かかった医療費相当分につきましては、県から全て賄われていると。ただ高額になれば国民健康保険料のほうに跳ね返ってくるということにもなりますので、医療費全体、またはそういった保険料のことも鑑みまして基金のほうは考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 ほかにありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。議案第43号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会といたします。ご苦勞様でした。

午後2時28分 散会

令和3年12月9日（木曜日）

第4回舟形町議会定例会会議録
（第3日目）

令和3年舟形町議会第4回定例会第3日目

令和3年12月9日（木）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 斎藤好彦
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 奥山謙三
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	総務課財政主査	佐 藤 拓
副町長	菅 原 正 春	住民税務課長補佐	森 英 利
会計管理者	須 貝 孝 子	デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	地域強靱化対策室長	伊 藤 英 一
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊 藤 幸 一
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	相 馬 広 志	主 任	伊 藤 優
--------	---------	-----	-------

議事日程

- 日程第1 議案第44号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第45号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第46号 舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等の設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第47号 字の区域の変更について

日程第5 議案第48号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定について

日程第6 議案第49号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定について

日程第7 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

日程第8 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時01分 再開

議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第44号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第1 議案第44号 舟形町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

6番 まず、ちょっと細かいことを言っておし訳ありません。提案理由なんですが、全協のとき様々説明いただきましたけれども、この軽自動車税、納期限を変更するため提案するものというのは、これは提案理由じゃないんじゃないでしょうか。その前段に何かがあって、こういうことがあるからこの4月から5月にするというのが提案理由ではないのかと思うのですが、ちょっと文章でちょっと舌足らずなことのような気がするんですが、そのあたりも含めまして、ちょっと1点お伺いします。これは質問ではないので。

4月から5月になったわけですが、口座振替については、どのように変更になるのでしょうか。

住民税務課長 口座振替につきましても、4月、たしか納期限の2日前ぐらいに引き落としをかけておりましたが、来年度からは5月末日の2日ぐらい前に口座引き落としという形になりまして、固定資産税と同じ納期限になります。

6番 この自動車税は、新しくなって、5月16日から31まで期間ありますよね。その中で納めれば延滞はつかないわけですよね。口座振替であれば、その納期二、三日前という話なんだけれども、その期間での口座振替をすればいい話じゃないんでしょうか。なぜその1日を設定するのか、そのあたりがよく分からないんだけど。普通であつたら、この期間で納めてくださいというのであれば、その期間で毎日、口座振替を取るようにすればいい話であって、今までの変わる前も同じだったんだけど、何かちょっとおかしいなとも今までも思ってたんだけどね。その期間を設定してるのであれば、その中で何回も口座振替トライするのが普通なのではないのでしょうか。勝手にこっちから何日に口座振替しますというのは決め方はおかしいんじゃないでしょうか。

住民税務課長 期間が16日から31日とございますのは、自主納付の方もいらっしゃいますので、

納付書が発行した翌日から末日とさせていただきます。口座振替につきましては、引き落としする日たびに金融機関のほうにいわゆるCDなりDVDで口座振替依頼書を出すためその回数を大変申し訳ありませんが、今まで1回とさせていただきます。例えばそこで3回引き落としするとすれば、金融機関のほうへ3回データを送付するという形になりますので、1回でお願いしているところであります。

6番 それは、金融機関のほうに、指定金融機関のほうのシステムにそういう仕組みがあって、例えばこの半年の間で毎年取れるようお願いしますよと、それは可能なんですか。可能なのであれば、その期間を口振の期間に設定して、お客さんはいつでも口座に入れば、例えば16日から始まるわけですから、16日に口座に入れておけば16日に引き落としになるような、そういう仕組みが普通なるのではないの。そういう仕組みは無理なの、仕組みは、そもそも。

住民税務課長 一度金融機関のほうに確認してみますが、たしか1回というふうに今まで聞いております。再度確認いたします。

議長 暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時10分 再開

議長 では、会議を再開いたします。

9番 前回の全協の中では、車検時に納税証明書を添付するというようなところで、この4月の分ですか、この車検するときにこの納税証明書を発行するのが非常に今の納期限では都合が悪いということで、1か月ずらすというふうな説明でありましたが、もう少し詳しく、何で、これが5月になっても結果的には車検は毎月皆さんの車検あるわけです。そのときの納税証明書の発行、結局は5月末にすれば6月1日以降に証明書発行という形になってしまうわけですね。これがだから4月になった、4月のものが5月になってもどういうふうに改善になるのか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。

住民税務課長 これはあくまで例えばの話なんですけれども、5月の連休中にいわゆる業者に出して車検を受けたいとする場合なんですけれども、それにつきましては、4月に末日まで納めていただいた納税額を証明して、その証明書で車検を受けるような形になってございます。4月末で口座振替等を確認してうちで証明書を出せるのが、連休がございましてそれを過ぎまして日程等確認しまして、大体10日過ぎぐらい、最短で10日過ぎでないといえないということになりますので、その間は車検が受けられないということになりますので、それを5月に変更しますと、その確認するまでの期間が短くなりますので、車検が受けられるという形になると思いますので、そのような形で変更させていただくために提案してございます。実際、若干クレームがあったケースもございまして、あと郡内の状況を鑑みまして、郡内

で4月になっているのが、うち、舟形町だけですので、合わせて5月にしたいということで提案しているものでございます。

9番 そうしますと、5月末を納期限にした場合、6月1日以降では最短で何日ぐらいで納税証明書を発行できるのか、お聞きします。

住民税務課長 口座振替のデータをいただきまして、会計室のほうで日計を固めまして、それからになりますので、最短でどれぐらいというのはなかなか申し上げにくいんですけども、会計管理者のほうで最短でどれぐらいかは分かるかと思うんですけども。

会計管理者 口座振替の場合なんですけれども、銀行あるいは指定金融機関のほうから結果が来るのは、個人のデータにつきましては、各担当のほうには、翌、2日後、2日後ぐらいになります。そこからデータを各担当のほうで各システムに取り入れますので、こちらのほうでは銀行のほうからその結果を数字としていただくのが翌日になります。最短で行きますと、合わせて早くて2日後になります。ただし、ゆうちょさんのほうは、1日遅れますので、3日後ぐらいになります。

以上です。

9番 現在の4月30ですとゴールデンウィークに入るということで、かなり遅れているのを3日、4日、早くて3日、4日ぐらいで出せるということで住民サービスにつながるのであればやむを得ないのかなと思います。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第44号を採決します。議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで、日程第2に入ります前に、昨日の2番荒澤議員の質問に対して、地域整備課長より追加の答弁がありますので、受けます。

地域整備課長 補正予算書18ページから19ページ、2款1項6目18節空き家除却事業補助金について、8件の申請を受理しており、1件の相談があり、100万円の補正をしたところでありますが、各学区ごとの申請数のご質問についてお答えします。

長沢が3件、舟形が3件、富長が1件、堀内が1件の8件となっております。相談を受けているものについては、富長学区となっております。

以上です。

2番議員、いいですか。（「はい」の声あり）

日程第2 議案第45号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第2 議案第45号 舟形町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第45号を採決します。議案第45号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第46号 舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第46号 舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

3番 全協の中でる説明はございましたが、コテージの使用料に関してちょっと質問させていただきます。

コテージの使用料は、スタンダードから和室タイプ（Ⅱ）まで4つに分けて旧のほうでは明示されています。今回改正に当たって、スタンダードからこの和室タイプまで4つを宿泊3万円の一くくりで日帰りを1万5,000円の一くくりにしております。なぜこういったくくりに

しなければならないのか、お聞きします。

まちづくり課長 一くくりにした理由としましては、近年コテージの利用については様々な社会的なニーズが発生しております。一つがお客様のカード決済、そういったものがご要望が増えてきております。現在、若あゆ温泉についてはカード決済等々は対応しておりません。全て現金でのお支払いしていただいていると。なぜかと言いますと、カード決済に関わる手数料がこれは発生します。あと、観光旅行会社様から若あゆ温泉のコテージが大変環境もよくとても魅力あるコテージであると。もっとお客様を紹介したいのだけれども、率直に言いますと、旅行会社様が入中に入ってお客様を連れてこられるということは手数料が発生するということになります。これも現在、若あゆ温泉のコテージの利用料金には手数料を旅行会社様にお支払いする設定の料金設定にはなっておりません。そういったもので、様々な社会的なニーズがこれから発生するといった中で、個々にスタンダードから和室タイプ（Ⅱ）までの料金を設定するよりも、まず上限を3万円ということで設定する中において平日の料金、土日、金曜日とか祝日前の料金、あと繁忙期の料金、そういったものを自由に現場で担当している公社、振興公社の提案、自由に提案していただき、町がそれを承認していきたいということから考えて、一くくりに上限を3万円としたものでございます。

以上です。

3番 4つのタイプに分かれていて、4つそのものが料金体系が違うわけです。その料金体系を違うものに関して一律に3万円上限を設けたと言っていますけれども、今回改正する条例の中にその上限という言葉が一言も入っていないわけです。今、課長、答弁の中でいろいろ上限という言葉、使っていますけれども、その上限という言葉が入っていないこの条例で果たして通用するのか、お聞きします。

まちづくり課長 今回提案いたしました内容については、改正部分のご提案内容になります。したがって、新旧対照表におきましても、改正部分のご説明というふうになっているんですが、条例の中において、条例の第6条のほうに、使用料についてうたわれております。ちょっと読み上げたいと思います。使用料です。第6条。使用料は、別表に定める使用料の範囲内であらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定めるといったことがうたわれておりますので、この別表に定める使用料の範囲内であるというのがこの私の申し上げております上限の範囲内であるようなことになろうかと思っています。

3番 使用料の第6条、確かに使用料は別表に定める使用料の範囲内、あらかじめ町長の承認を受けて指定管理者が定める。確かにあります。ここにも上限という言葉は入っていません。どこにもこの上限という言葉は入ってこないで、この条例で上限という言葉を使っていますけれども、上限という言葉をここの入れておかなければちょっとこの条例としては何となくこの料金の体系は、私はおかしいのではないかとこのように考えるんですけれども、

その上限という文言はどこに出てくるのでしょうか。

まちづくり課長 議員のご質問の中で、上限と、どこに出ているのかということなんですが、上限という文言は出ておりません。ただ、この範囲内ということが私のちょっとご説明した中では上限というふうに置き換えさせていただいたものでございます。ただ、範囲内が上限と違うものではないというふうに考えております。

議長 ほかにありませんか。

4番 私のほうからはキャンセル料についてお聞きいたします。

新のほうでは、100%、キャンセル料については料金の100%以内で徴収することができると思いますけれども、旧のほうでは事細かくキャンセル料について6日から2日間までは30%、前日のキャンセル料50%、当日は100%のような文言になっておるわけですが、なぜこういうふうにアバウトに文言になったのか、その辺をお聞かせください。

まちづくり課長 この100%にという表記にだけしたというのも、100%以内で指定管理者のほうで自由にここは設定していただきたいということを考えたものです。なお、この旧のほうにあるパーセンテージを大まかに変えるといったことは今想定はしてありませんが、100%以内ということで指定管理者のほうで提案できるんじゃないかといったところからこういった表現にさせていただきました。

4番 ちょっとこれちょっと違うんじゃないかなと。前の利用した方々はこれを見てそこに予約を入れてきているわけですので、こんなアバウトな、前のやつはどこにいったのかな。振興公社の裁量だけで幾らでも上限の変更、例えば逆に言うともらわなくてもいいような、以内だったらどうでも、どこでも当てはまるような条例改正になっているようなので、ここはちょっと細かく今日のやつを引用するか、それに合わせたものをつくるか別として、これ以上はアバウト過ぎてちょっと利用者としては納得できないのではないかなという思いがありますので、その辺をお願いします。

まちづくり課長 指定管理者が自由に提案できるといったものの内容でありまして、条例にもありますようにこれは町長の承認を受けなければなりません。全協でもちょっと私お話をさせてもらったんですが、町が必ずこの料金の提案については全てチェック、承認に入るようになっています。100%にくくったというのは、この100%以内というところにしておいたほうがいろんな特殊事情があった場合に、旧のこの細かな設定でいきますと、特殊事情に対応でいなくなってくるケースが出てこないのかなと。だとすれば、100%以内で町がきちんとこれは公社の提案をチェックして承認していったほうが対応できるのではないかなというふうに考えて、こういうふうな設定をした内容であります。

4番 何か、話を聞いていると、雲の中の、あるのかなと。やっぱり利用者目線で考えたときにはちゃんときちんとした料金設定というのはどこでもあるわけですから、その都度繁忙期と

使わないときと一緒にしろと私は言いませんけれども、その辺も含めてそういうふうな料金体制の設定、何というか、キャンセル料の設定についてもう少し考えてもらいたいなという思いがありますので、よろしくお願いします。

町長 キャンセル料等については、ホームページ上で従来のとおり提示するものと思っております。今回100%以内としたのは、この定めているものについては自己都合で例えば当日したら100%ですよというようなことになるわけですが、当日キャンセルの中には、自分の都合だけでなく、社会的な都合、例えば住んでいるところが地震に遭って来られなくなったとか、そういった火災になったとかというふうな場合があるわけです。今の規定の中でいくとこれはもらわなければならないので、そうした場合について100%以内ということにしておけば振興公社さんの判断の中である意味軽減することも可能になるということになるわけですので、基本的にはこの従来どおりのキャンセル料は提示しておりますけれども、これを運用する料金の別表のほうではこういうふうにしておけばそういった特殊事情に対応することができて、お客様の利用にしやすいのではないかということで提案しているものでございますので、ぜひその点をご理解いただきたいなと思います。

3番 先ほどに引き続きなんですけれども、この3万円にしたということと、カード決済というのは、イコールになるんですか。

町長 先ほどの3番とかですね、カードの決済とか、旅行会社のというふうなことがあるんですが、現在の料金体系でいくと、その手数料分等については振興公社がその料金の中から払わなければいけないという形になります。そうした場合に、振興公社の商品として利用していただくことにはなるんですが、実入りが少なくなるということがあるわけです。そうした場合に、上限を3万円以内にして、3万円の範囲内ということであれば、その手数料分を上乗せして料金としてもらうこともできるだろうということで、旅行会社さんのほうの商品に組み込んでもらえれば、そういったものが利用の増進につながるということで、3万円という上限を設定しながら、しかも基本的なスタンダードタイプとか、そのことについてはホームページ上で大まかな利用というふうなものの目安となる料金は提示するということでありますので、あくまで振興公社側での裁量というふうなことの中で活用を推進するためということでご理解をいただければと思います。

3番 今、町長説明しましたけれども、そういった内容が条例には明示されていないわけです。口頭ではいろいろ質問されれば分かります。でも条例に書かれていないということは、極端なことを言えば、このスタンダードタイプの金、土、日及び祝日の前日並びに特定期間、このときは1万1,000円、1棟当たり、これが極端なことを言えば2万9,000円でもいいわけですよね。まずは、であれば、このタイプごとに上限、上限という言葉はここにはないんですけれども、その範囲内というのとは、ホームページ上、お客さんに出すのはいいんですけれど

も、条例上そういったものをちゃんとここに明示しておかなければ、私はまずいと思います。

町長 そういう旧の体系、料金体系があってそれでは使いづらいということで今回全てのタイプを3万円という範囲内というふうにさせていただいたので、ここはやはり運営する振興公社、そちらの方とそれからそのコテージの活用をどんどん進めていくという中でカード決済であったりそれから旅行会社の商品のパッケージに組み込んでもらうという等々のことがありますので、やはり振興公社としてはしっかりと活用、そして収益につながるようなことにして行かなければいけないと思います。条例の中ではこれを縛ってしまえばその料金しか取れなくなるわけですから、その点についてはやはり自由裁量の中で閑散期であったり繁忙期であったり、そういったところの中で自由に料金を設定することができるというふうなことが振興公社としては自由裁量にもつながりますし、利用の増進にもつながるということでもありますので、その点については、本当にご理解をいただくしかないんですが、あまりにも条例で事細やかに決めてしまうとそこから動けないということになりますので、ぜひその点についてご理解をいただいていたきたいなと思います。

3番 ちょっとなかなか私の頭では判断できないというか、理解できないところであります。

もう1点、旧のほうで、6番目に、3日以上連泊と、5棟以上、今町長の説明でそれを自由裁量の中で振興公社のほうでやれるようにということでもありますけれども、こういった文言を全部削除したというのは、やっぱりこれをある程度条例に私は載せておいていただきたい。というのは、やっぱりこの条例というのは、ホームページで常に見られるわけですね。見る方がいれば。そんな中で、この条例に一切ないものがこの振興公社のほうで自由裁量の中でできるって、確かに町長の承認を受けて決めるとはありますけれども、それとこの条例というのは、私は違うと思います。そこら辺この(6)を外したのはなぜか、お伺いします。

町長 これも先ほどと同じでありまして、連泊する場合等について、大まかに変更するつもりはないんですが、基本的には従来のを事細かに設定するよりは、これらをもとに振興公社のほうで決定すればいいだろうということで、やはりワンシーズン全て繁忙期ということはないわけですから、閑散期であったり繁忙期であったり、ウィークデーであったりホリデーであったり、それぞれの中でその料金を決定するというふうなこと、更には連泊であったり等々についてお安くする等についての判断というものについては、しかるべき運営しているところがある程度自由に動いたほうが活用にはつながるということで判断したわけでございますので、我々が一々このときはこうだというふうな設定をするよりは自由裁量の中で3万円の範囲内とか、町長の承認を得るというふうなこともありますので、その中で自由に振興公社のほうで運営をしていただくというのが実に今の情勢に合ったやり方だというふうなことで提案をしておりますので、ぜひご理解をいただきたくと思います。

1番 では、新旧対照表ですけれども、4ページの新のほうのスタンダードタイプ、ファミリー

タイプの3万円、1棟、その下の定員を超える場合、1名につき2,000円とこれありますけれども、この例えばチェック機能をどうしているのかと、あとは単純に考えると、スタンダードタイプ4人が泊まれたとして4,500円なわけです。そこで、1人が増えれば2,000円になるというのは、ちょっと計算上ちょっとおかしいのかなと思うんですけれども、この2,000円にしたというのは、これも上限が発生するというふうなのか、その辺ちょっと教えて下さい。

まちづくり課長 この定員を超える場合の超過1名につきの2,000円につきましても、これはこの2,000円の範囲内といったことでこちらは設定させていただいております。

1番 もう一つ、チェック機能というか、コテージの場合だと受付する人が受け付けして、あとほぼ見ないわけですね。1棟分取っていけばわかるんですけれども、やっぱり追加も分からない状態でそれを見極めて判断するという、そのシステムがどうなのかということ。

まちづくり課長 コテージの宿泊の人数のチェックということですが、これまでもまずは予約の際に何名でご使用ですかといったことと、あとはお泊りの場合だと入浴券買われるお客様がほとんどですので、入浴券で数を把握したり、あとは追加があった場合は精算時にやはり申し出いただくと、こういったチェックしかないのかなというふうに感じています。なかなかちょっとコテージを訪問して何人いるかというチェックまではできないのはちょっと現状であります。

1番 となるとやはりこの2,000円というのがちょっと高いのではないかと私思うんですけれども、大体4人泊まれて大体1人1,000円という計算をすると、これファミリーの2タイプで10名がプラスできると、ということはもう2万円そこで発生しているわけですね。この料金が必要なのか、1棟分で精算してはいいのかと思うんですけれども、その辺、チェック機能がやっぱりできないと思うんですよ、コテージの場合だと。これが必要なのか、あとはこの2,000円というのはちょっと高くないのかという、ちょっとその辺、お聞かせください。

まちづくり課長 これまでも超過1名につきといった料金は設定させておりました。この超過1名につきという料金設定は私は必要かなというふうに感じております。できるだけ公社としまして収入の確保、そういったところも念頭に置きながら営業していかなきゃいけないという一面がございますので。

あとは、この料金の3万、あとは2,000円。この設定については、一番大きな和室タイプ(Ⅱ)、この116が一番大きなコテージで収容人数も一番大きいですので、そこを設定して範囲を2,000円というような上限に持っていっているところです。ですので、この金額についてはこの範囲内というところでこちらのほうでチェックをかけていきたいと考えています。

議長 ほかにありませんか。

7番 私はちょっと視点を変えまして、何ページかな、すみません、ちょっと待ってください。

今見て。議案書の別表第2のこの宿泊、日帰りの時間と料金の関係について質問いたします。

宿泊が先になっておりますけれども、PM3時から翌朝10時まで、朝10時まで。日帰りがAM9時からPM4時までということで、この日帰りの方がまず最初に1日の中では入られると思うんですけれども、4時まで。宿泊の方は3時から入れる。このダブった1時間の、この考え方ですね。これダブっていたのでは、この料金がどういうふうにもこの自由裁量の中でおかしくなるといえるんですかね、つまり出てから30分ぐらいは清掃時間というのは必要だと思うんです。今は利用客がそれなりでこれで問題起きていないとしても、今後その自由裁量の料金設定の中で、いろんな旅行会社と提携をしていくと。こういうふうな利用拡大を考えているときに、こういった時間設定と料金の設定では、ちょっとまずいんじゃないかなと、こういうことがすぐに分かるようになっておりますので、この辺の考え方について、質問いたします。

まちづくり課長 まず、コテージの使用については、まず第一に日帰りを優先でなくて、宿泊客をまず優先に考えております。そういったことから、議案書9ページの別表第2にコテージ使用料があるのですが、この6、備考の6のほうに、日帰りの利用については、前日及び当日に宿泊者の利用がない場合にこの時間帯でということをやちょっと備考に入れさせてもらったところでした。なぜかと言いますと、まず第一に、まず宿泊客を優先に考えてきていたし、これからも第一に考えていきたい。また、日帰りが使えるよとなったときに、9時から3時でお帰りくださいというのはちょっと早過ぎないだろうかということから、日帰りについては夕方4時くらいまで、清掃を含めて、4時以降の清掃も含めたりすると、4時ぐらいまでの設定と考えたところでした。

7番 今まではそれでいいと思うんです。そういう考え方で。今回のこの提案というのは、料金の上限を決めた中での自由度を高めて、さらに利用頻度というものも高めるという考え方があると思うんです。つまり、日帰りの方に使っていただいて、その後にお泊りの方を使っていただくという、そういうことが今後想定される、想定していくためのこの改正なんだろうと私は理解しています。だから、そのままで、この利用体系、ダブった1時間のこの利用体系でいいとなると、泊まりがあるときは本来日帰りの方も入れるものを入れないで日帰りの方だけに泊まっていただくという、稼働率が上がらない、1棟の中での。そういう考え方で料金設定になっているわけです。だからここは改善するべきところ、知恵を出すべきところだと思うんです。だから早く帰っていただくから料金をこう下げるとかですね、今度の自由裁量の中で。そういう考えがあるのかどうかということです。このダブった1時間のこの取扱い、これが非常に1棟の中での今後のこの利用率のアップというところには重要な部分だと思いますので、そういう考えが必要だと思うんですけれども、質問いたします。

まちづくり課長 3時、時間をできるだけ合わせて稼働率をということ、できるだけ私どもも稼働率を上げたいということで検討してまいったんですが、清掃については、やはり、特に昨

年からのコロナの状況において、入念な清掃を行っております。ですので、ちょっと30分、1時間で今まではできたものがそれ以上の時間がまずかかっているということになっております。そういったことも踏まえて、いつコロナが収まるかというのも分からない状況ですので、こういった時間を設定させてもらっております。ただ、宿泊がないときに日帰りが入っていたと。日帰りのお客様が、うちらは2時で帰るわといったお客様もいらっしゃるかもしれません。それで清掃が1時間以上かかってしまう。宿泊のお客様がその後予約が入ってきたと。そういったところは、公社においてお客様とご相談して、こういった状況なんですけど、それでもチェックインが遅くなってもよろしいでしょうかと、そういった交渉ができることを考えております。

以上です。

7番 私、若あゆのホームページ、見ていますけれども、そのホームページ上でもダブった1時間はダブったままの表記になっています。条例もこのような改正案についてもダブっているわけですが、今後利用されるお客さんが、やはりダブった1時間というのは、利用率を上げていけばいくほど、ここのダブった1時間に対しては疑問を持つと思うんです。私も疑問です。自分が実際に使っていたらですね。日帰り、日帰りで9時から入って、そのまま宿泊しようということになったら、これダブった1時間の分は両方の料金が取られているということになりますし、分かりますかね。日帰りで9時から朝から来れば、それで泊まりますよとなれば、ダブった1時間は両方の料金を払っているということになるわけですから、旅行者はシビアです。うん、本当に。ですから、ここはダブらないような時間設定で、その清掃時間というのは、そこをご理解を、待っていただく時間とか、早く退出していただくというのは、そこはご理解をいただく部分であって、ここはダブらないようにやっぱり時間設定をし、料金設定をするというのが、これが当たり前の考え方だというふうに私は思います。直すべきだと思います。

議長 暫時休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時10分 再開

議長 では、会議を再開します。

1番 すみません、また料金の話ですが、新旧対照表の5ページになりますけれども、テントサイト、テント及びタープの件ですが、旧ではテントサイト1,000円の日帰りが1,000円ということになっていますが、新のほうではテントサイトが2,000円の日帰り1,000円というふうになっています。温泉のほうではフリー区画はなくて、テントサイトという形での料金だとは思いますが、フリーというか、この2,000円とした理由は何で上げ

たのでしょうか。

まちづくり課長 温泉のほうは、現在フリーのほうになっております。ただ、人数をどこまでも入れるということはできませんので、公社のほうである程度人数を見て予約を受けている状況です。

金額の2,000円を設定した理由というのは、ちょっと近隣のキャンプ場を参考にちょっと調べてみました。あくまでもこの1張り2,000円というのも一番上の、上限の金額で設定させてもらっているんですが、お隣の最上町さんでは3,200円、安いところだと、1,500円が鮭川村さんであります。尾花沢市さんでは2,650円。そういったところを見てみますと、大体1,500円から3,000円はちょっと高いなというふうに感じておる関係上から、上限の設定は2,000円と、その範囲内で公社のほうで定めてもらえればなというふう考えたところです。

1番 今、最上の話しましたがけれども、それ、おらだの川公園なのか、何だ、前森のほうなのか、テントサイトなんですけれども、おらだの川だと1人幾らとなっているはずなんですけれども、その3,000幾らというのはどこのキャンプサイトなのか、教えてください。

まちづくり課長 最上町さんのキャンプ場については、前森高原のところをちょっと参考に聞いてみたところです。

7番 これも温泉側で料金設定を決められるという上限でしていますけれども、やはりキャンプとなると、独りキャンプするだったりとか、やっぱり人数が多くする場合ありますけれども、逆に1人設定にしたほうがいいのかと思ったんですけれども、やっぱり2,000円って、それが温泉側で決められると、だったら300円だったりもするのか、その辺ちょっとどうなるのか、お聞かせください。

まちづくり課長 このテントサイトにつきましては、公社ともお話してきているんですが、1人幾らということはちょっと考えていなくて、あくまでも1張りというふうに料金をいただきたいというふうに考えていたところです。

ですので、300円といった設定は、ちょっと今のところ想定はしておりません。1張りについても300円ということではなくて、近年のコロナの関係で、キャンプとかアウトドアの方が増えておりますので、ここは近隣市町村の料金を参考にさせてもらったところです。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

1番 すみません、もう一つだけ。

新旧対照表の7ページの農作業準備休憩、休暇施設の使用料でありますけれども、これは当初だか分かりませんが、これコテージで利用できたのかと、あといつからこの日帰りだけになったのか、そのちょっと期間がちょっと私分らないもので、今薫風窯さん入っていますけれども、この日帰り設定ありますけれども、実際これ日帰りで利用して、受付をし

ているのか、ちょっとその辺、お聞かせください。

まちづくり課長 この農作業準備休憩室は、条例にもございますので、受付をしています。1人500円ということで受付をしている状況でございます。

1番 何か、施設内の何か水道とかが何か、使用できないというようなふうになんて聞いておりますけれども、そういう状況で受入れ態勢ができて、また使えたときに言うとなんかいつばいとかって言われる場合もあるんですけども、ちょっとその辺の今の状況、教えていただき、何か物が置かれていたりとか、何かブルーシートが置かれていたりとか、そういう状況で利用できるのか、その辺どうなんでしょうか。

まちづくり課長 今年の春先に水道の故障がありまして、それについては修繕させていただきました。中に置いてある一部公社で使ったブルーシートとか、都市交流で販売先で行った物品とかがありますので、そういったブルーシートとかを置かせてもらっていたのですが、それについては撤去しております。

議長 いいですか。ほかにありませんか。

6番 様々意見が出ましたけれども、使用料については条例ではこの範囲内ということでそういう設定をしているんだという、またキャンセルについても100%以内というあたりで柔軟に料金設定をするという話なんですけど、実際料金設定するのは振興公社でしょうけれども、この条例、3万円以内という条例の中で、例えば今あるこのスタンダード、特定日で1万1,000円、それ以外で9,000円とありますけれども、今後この条例が通った後に、例えばスタンダードでどれぐらいの料金の設定を見込んでいるのか。町のほうで答えられる範囲で結構ですので、よろしくお願いします。

まちづくり課長 現段階では確定した料金はちょっとないんですが、スタンダードタイプの一番高い設定が、特定期間と言われておりますところで1棟1万1,000円。ここに冷暖房料がもう既に組み込むということで提案しておりますので、実際いただいておりますので、ここでもう既に1万2,500円になっております。ここから先ほどの旅行会社さんまたはカード決済等のほうに対応するということを考えると、確かな金額はちょっと今確定はしていないんですけども、特定期間で2,000円から3,000円ぐらいは上げないと、旅行会社様の手数料、あとカード決済の手数料には対応できないのではないかと。

あと、回転につきましては、現在改修工事を行っております和洋タイプ（Ⅰ）の3棟のほうからまずは考えていますので、実際ここに改修経費もかかっていますので、そういった分のかかった分の回収等含めても2,000円か3,000ぐらいは上げないと対応できないのではないかなというふうになんて今検討しているところです。

6番 そうしますとこの暖房料等々、これまでの見方と違う、それを除けばほぼ同じような料金設定でやれると、やると、社長が承認しているんで社長が判断するんでしょうけれども、そ

ういう今のところの方向性といいますか、そういうお考えでよろしいのでしょうかね。町長にお伺いします。

町長 はい、そのとおりであります。やはり先ほどから申し上げましたとおり、繁忙期であったり、閑散期であったり、ウィークデーであったりというふうなことを勘案しながらというふうなことです、基本的なところとしては従来の料金等というのはベースになるものだというふうに思っております。

6番 やっぱり3万円というこの上限というのが全面に出てきてしまったものですから、ちょっと一見相当高くなるような感じもするわけですが、そのあたり、3番議員もさっきから言っているその回転数を上げるのであればこれじゃあだめなんじゃないのと言っているのはそのあたりだと思うんですけれども、こういう料金設定、これまでとそんなに変わらないような料金設定でやるということであればそれに越したことはないので、そんな方向性で取り組んでいただければなと思っていますところでは。

9番 基本的な質問のところは今斎藤議員が質問した内容と重複しますが、第1点は、今回の町の考え方は分かります。上限の設定の仕方をしたというところは分かりますが、この金額からいくとかなり大幅な値上げにつながるんじゃないかというふうなところが我々がこの具体的な今斎藤議員が質問したこの金額等が提示されていないというところで一つが心配しているところであります。

あともう1点が、若あゆ温泉は指定管理であります。ということで、じゃあ町との関わりはということになってくると、公設民営であれば経営は任せることができますけれども、かなり町との関わりが非常に強いという中で、今回のこの改正によって確実に収支が改善し、町からの委託料が減らせるということが明言できるのか、この辺のところをお聞きしたいと思います。

町長 残念ながら明言はできないと思います。やはり、委託料の削減につながるように振興公社のほうで努力をしていただくというふうなことが大前提でありまして、そのためにある程度コテージの活用というものを増やしていただいて、できる限りということで委託料が減らせれば町としても大変ありがたいということでもありますので、今回いろいろご意見いただいたことを振興公社のほうにも伝えながら、しっかりと経営に当たっていただくよう、私のほうからもお願いをしたいと思いますので、ぜひこの自由裁量の部分があつて大変分かりづらいというご指摘もいただきましたけれども、その点についてご理解をいただければなと思います。

9番 今回、この条例等によって若あゆ温泉で料金設定となるかと思います。当然設定された際には、議員の皆様は配付をお願いしたいなということをお願いしておきたいと思います。

あと、さらにはこの施設というのは舟形町の財産であります。ということは、町民の財産で

もあるわけです。町民の方々がやっぱり利用してもらうということも考えていくとあまり大幅な引き上げということもちよっと心配されるところでもあります。そういったことを考えながら町民の方々へのこの料金改定後の内容等についても併せて周知をお願いし、利用促進につなげていただきたいと思います。町長の答弁をお願いいたします。

町長 料金の改定については、多分私の考え方では、シーズンごとでの、多分、改定が頻繁に行われるんだらうということで、その都度議会のほうにご提示できるかという、その点についてはなかなか振興公社のほうと相談しなければいけませんけれども、少なくともホームページ上では料金が出されるわけですから、それをご覧いただくとタイムリーな料金がかかるのではないかと思います。できる限りこういうことでありましたというふうな結果については次の議会あたりで出せるとは思いますけれども、確実にその都度都度料金がこう変わりましたというようなことについては、なかなかご提示することができないかと思います。

また、町民がご利用する際に非常に高くなってという話がありました。その点についてはそのとおりであろうと思いますが、町民の方についてもしっかりと利用料金を払っていただいた上でということですので、町民の方は特に平日とか利用していただければお安くなるかとは思いますが、そういった利用の仕方であったりとかということを考えていただければと思います。また、振興公社のほうで町民向けの商品というものを開発するのかどうかということもあるかと思しますので、その点については今後検討していく必要はあるかと思っています。

議長 ほかにありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

それでは、これより討論に入りますが、次第整理のため、暫時休憩をいたします。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

議長 それでは、会議を再開いたします。

これより、討論を行います。

まず、原案に反対の発言を許可します。

3番 現条例では、スタンダードタイプ1万1,000円、平日に関しては9,000円、ファミリータイプに関して1万3,000円と1万1,000円、和洋タイプ（Ⅰ）で1万5,000円、1万3,000円、和室タイプ（Ⅱ）で2万2,000円、1万9,600円の4区分にし、また3日間連泊利用、5棟以上同時に宿泊を利用した場合の割引料金もありましたが、今回の改正の提示された条例では、コテージ宿泊利用基本料金の上限という文言を使っておりますけれども、条例にこの上限と

いう文言は一切入ってございません。金曜日、土曜日及び祝日の前日並びに特定期間とこれ以外の割引料金を一律に3万円にすること、そしてその上限の言葉がないということも併せて、日帰り料金も1棟当たり4,500円から9,800円、このタイプ別ですけれども、これを一律1万5,000円にし、そのほかの割引料金も条例から消えているという、大変言葉はおかしいんですけれども、削除されたようなこの改正になっています。また、1名追加が1,100円から2,000円に改正した提示でございます。今までの利用客にとって非常にお得感がない改正に思われる。確かにホームページ等々で表示はするということ、ございますけれども、条例として果たしてどうなのか、条例にちゃんとそこら辺を明示しなければ私はならないと思います。タイプ別の上限料金の設定と割引料金は必要であると考えるので、この条例の一部改正に反対いたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。議案第46号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第47号 字の区域の変更について

議長 日程第4 議案第47号 字の区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決します。議案第47号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第48号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定について

議長 日程第5 議案第48号 舟形町農林漁業体験実習館等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

4番 これ、指定管理者なんですけれども、東北エコリサイクルネットワーク研究会のほかに公募は行ったんでしょうか。

まちづくり課長 公募は行っておりません。

4番 というと、随契みたいなものかなと思いますけれども、できればやっぱり公募ぐらいはしていただいてもらうのが本当、本来のあれではないのかなという考えでおりますけれども、その辺についてはどのようにお考えなのか。

まちづくり課長 この指定管理者になる団体、東北エコリサイクルネットワーク研究会様については、これまで指定管理をこの当該施設において受託しております。この経営内容も、このコロナ禍にあっても指定管理料の増額を行わずに自分たちの経営努力によってなんとかしのいできております。あと、利用客団体については、なかなか増えてきているという結果は出せないものの、直営にした場合と比べれば大変宮城県からのお客様を大変誘致してきてくださっております。そういった意味においてノウハウまたは営業等の実績等も今後の指定管理者を指定するに十分であると考えた上でこういったご提案をしているものです。公募をしなかったものです。

4番 大変な実績も分かりますけれども、やはりここは公募をやって、誰もいないんだったら何ら問題はないわけです。やはり公募という観点も取り入れていかなければならないのかなという思いがありますので、今後検討していただきたいと思います。

議長 答弁ありますか。

まちづくり課長 ご意見を頂戴して、今後指定管理のときにまた実績等も含めてまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

1番 指定管理ということで、私も公募も必要なのかなと思いますけれども、まず1つお聞きしたいんですけれども、全体としてスキー場の一部、畑なのかなと思いますけれども、この農作業小屋、これはスキー小屋みたいなところですよ。ここも併せてエコリサイクルさんで管理をするというのであれば、そこの利用法が今何もしていないような状況なんですけれども、そこも使用できるような取組をお願いしたりすることって、まちづくり課のほうではしているのでしょうか。

まちづくり課長 現時点においては、旧スキー場の管理棟の利活用といったところについてはちょっとお話ししていない状況なんですけど、現在のそこの使用状況としましては、この指定管理者であるNPOさんがこの指定管理をお願いしている草刈りとか、そういった作業、外の作業でNPOさんがシルバー人材センターさんに委託している関係上、そういった雪囲いの、一部雪囲いの材料を直したり、そういった作業をそのスキー場の管理棟で行っているといった利用状況に今なっています。

議長 1番議員、再質問。

1番 物置的なもので使っているというふうにお聞きしましたがけれども、そのシルバーに頼む際の、その物置小屋みたいな感じというのは、そのシルバーのそれは新庄市のやっている人たちの舟形の人たちの物置小屋になっているのか、ちょっとどういうふうなこう。例えば、どこに例えばこの農作業、スキー小屋を例えばちょっと使いたいんだと、例えば思ったときに、これはエコリサイクルさんに交渉してそこが利用できるようになるのか、それとも町がそこを指定できるのか、その辺どうなのか、教えてください。

まちづくり課長 この施設に関しましても、指定管理のほうになっていますので、町のほうでそこを使用させるというのはできない、直接はできないというふうになっています。

1番 では、そのシルバー用のその草刈り機だったりとか、そういうのはエコリサイクルさんが置いていいよという形になって置いているんですよね。

まちづくり課長 そうです。エコリサイクルネットワークさんの指定管理にさせてもらっていますので、エコリサイクルさんがそこを使っていいよというふうなことでなっています。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決します。議案第48号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第49号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定について

議長 日程第6 議案第49号 舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。

1 番 指定管理の中のものですが、センターハウスと炊事場棟が観光物産のほうになっているんですけれども、これは会計とかそういうのも含めてですけれども、何か利用すると観光だとかいうことを前に聞いたんですけれども、実際ここ、温泉で使用しているんですよね。センターハウス、炊事場棟、あとは使用されていないクラブハウス、その辺の利活用も全部温泉で仕切ってやっているのか、やはり範囲が広すぎて稼働しているところと何かごちゃごちゃになっていて、何かどこがどこの範囲というのかちょっと分からないんですけれども、その辺ちょっと詳しく内訳というか、観光とまちづくり課との線というか、どういうふうな利用をしているのか。センターハウスと炊事場棟も含めて、教えてください。

まちづくり課長 まず、センターハウス、炊事場棟、クラブハウスについてお答えしたいと思います。

この全て、ご覧の通り株式会社舟形町振興公社に指定管理を出させて、これまでも出させてもらっています。センターハウスについては、指定管理者である舟形町振興公社が観光物産センターにお貸ししている、その中で営業してもらって、すみません、物産協会です、観光物産協会にお貸ししているといった内容になっています。これについては、指定管理で基本協定というものを結んでいるんですが、その中で第三者に営業の施設の運営または営業促進について第三者にそういったものを貸していいというようなことを協定の中に盛り込んでおりますので、その協定に基づいてセンターハウスについては指定管理者は公社、指定管理者の下で観光物産協会がそこを借りているといったものになっています。

炊事場棟については、ここはあくまでも公社が運営しておりますので、ここに観光物産協会さんは炊事場棟のほうには関係しておりません。

あと、クラブハウスについては、現在この利活用については検討中でありまして、ちょっと具体的な検討の方向性はちょっとまだ決定していない状況であります。

以上です。

1 番 指定管理の下でかなり多くやっていると思うんですけれども、やはりテニスコートにしろ、照明がなくなったりとかしていますけれども、それはもう管理下の下で撤去したというふうなことでよろしいのでしょうか。

まちづくり課長 テニスコートの照明の撤去につきましては、まずは施設が基本まずは町の所有でありますので、老朽化あとは腐食等でまずは危ないということが公社の現場のほうから声が上がってまいりました。あとは、当時もちょっとお話ししたかなとはちょっと思ったんですが、今後の利用料、利用人数、あとは照明の経費等も考えて、町がそこは撤去したという

経過になっています。

1 番 指定管理という中で、いろんなものをし過ぎて何というかな、行き届かない面があるのかなとちょっと感じていますけれども、その辺しっかり徹底した運営だったり利活用だったり、そういうことも含めて活性化していただきたいと思います。答弁は別に要りません。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決します。議案第49号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第7 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第7 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

初めに、伊藤欽一総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和3年12月9日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長 伊藤欽一。

所管事務調査報告書。総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期日 令和3年11月24日(水)

2. 調査内容

(1) 舟形小学校のタブレットの活用状況について。

(2) 日本一のおいしい給食食育推進事業について

3. 調査方法

(1) 授業視察(2年生:生活科、3年生:社会科)

(2) 実施状況報告(教育課長)

4. 調査状況

(1) 2年生は、「舟形町たんけん」を、各自のタブレットで写真撮影を行い、その記録を基にまとめの授業を行っておりタブレットがうまく活用されていた。3年

生は、「火事になったときの対応」をタブレット内で情報共有し、一人一人の考えをタブレットで送り合いながら授業を行っていた。

(2) 今年度4月から11月までの実績・課題、今後の計画について報告を受けた。

5. 今後の対応

(1) タブレットを使った授業に関しては、教師、ICT支援員の指導により子供たちはスムーズに使いこなしていることに感心した。また、学校として「タブレット活用ルール」も決めており、保護者、子供たちにも周知され評価します。

課題として、

①タブレットを各家庭に持ち帰らせたとき、情報モラルやマナーで悪影響を与えないように、長時間使用ができないような制限が必要である。

②すべての家庭でネットワーク環境が整っていないため、タブレットを活用した教育活動を行う際に、子供たちに不公平が出ないような対策を講ずるべきである。

(2) 日本一のおいしい給食食育推進事業については、今年度も様々な取組を行っているが、ここ数年予算に対して事業の執行率が低下している。今後とも本来の目的である、地元食材を使って子供たちが「おいしい」と思えるような給食の提供を継続願いたい。

以上です。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をいたしました。

続きまして、佐藤広幸産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和3年12月9日 舟形町議会議長 八鍬 太殿。産業振興常任委員会委員長。

所管事務調査報告書。産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報

告いたします。

記

1. 期日 令和3年12月3日（金）

2. 調査内容①米を中心とした農作物の価格下落の状況

（1）水稻（主食用米など）の下落状況：令和3年のJA概算金と令和2年のJA概算金の比較（60キロ当たり、単位：円）

主食用米（はえぬき）、令和2年1万1,700円、令和3年9,300円、下落額マイナス2,400円、下落率マイナス20.5%。

加工用米（うるち）、令和2年9,000円、令和3年7,000円、下落額マイナス2,000円、下落率マイナス22.2%。

下落理由：コロナ禍による消費の低迷。在庫の過剰。

下落対策、町：生産の目安を守っている米の販売農家に対し、主食用米及び加工・備米、政府備蓄米の栽培面積10アール当たり3,000円を交付予定。

（2）米以外で下落している作物

対象作物及び下落状況、4月～10月期までのJA平均単価

・きゅうり（231円／キロ、前年比マイナス28.7%）

・ねぎ（296円／キロ、前年比マイナス22.7%）

下落理由：例年と比較し、他産地の出荷量が多く需給バランスが崩れ天候などの理由により他産地の出荷期間が長期化し単価安となっている。

下落対策、町：特になし。

（3）所感

米に対する下落対策は取られている一方で、町が推奨している園芸作物5品目に対しては、支援策が取られていない。今まで町が育ててきた園芸作物なので、今後も継続できる補助対策が必要である。

②桧原（太折）地区避難道路の現地調査

（1）概算事業費の概要

・1車線、概算事業費は約2億円で、内訳は（委託料：約2,000万円、工事費：約1億8,000万円）（当初契約状況）

・太折地区避難道路整備工事（第1工区）全長＝475.2メートル、工事費6,061万円
（第2工区）全長＝356.0メートル、工事費1億10万円

（2）事業の背景・目的

町道舟形太郎野線と太郎野富田線において、道路のり面の崩落や構造物の老朽化の

進行により、自然災害や不測の事故発生時の緊急輸送路の確保が十分でないことや
集落孤立が懸念され、地域住民の不安が絶えない状況だった。そのため、避難・救
援道路確保のため、都市防災総合推進交付金により町道の新設改良を早急に実施。
令和4年3月末までの工期で完成を目指しており、現在の進捗状況は約8割から9
割が完了している。

(3) 所感

①町道にする予定だが、災害発生時に避難・救援道路としてのみ活用し、通常は閉
鎖する考えであるため、道路の管理体制を広域事務組合と分担する形で検討を進め
ていただきたい。

②地元住民の意見として道路新設に伴い、不法投棄や山林への侵入などが懸念され
ることなので、対策が必要である。

③当工事現場において、事故が発生していることから、安全対策の徹底に努めてい
ただきたい。

以上です。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告についての質疑を求めます。質疑はあ
りませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定をい
たしました。

日程第8 議員派遣の件

議長 日程第8 議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の内容については、議会事務局長より朗読させます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 議員の派遣についてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして12月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。町長より挨拶の申出がありますのでお受けします。

町長 令和3年度第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

12月7日から3日間の日程で、令和3年度一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認が1件、一般会計補正予算（第5号）、国民健康保険特別会計（第1号）と予算の補正が2件、舟形町税条例の一部を改正する条例、舟形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、舟形町舟形若あゆ温泉『清流センター』等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例と条例の制定が3件、舟形町農林漁業体験実習館、及び舟形町舟形若あゆ温泉等の指定管理者の指定についてが2件、合計9件につきましてご決議賜りまして、御礼を申し上げます。一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいりたいと思います。

また、八鍬議長におかれましては、12月3日付で山形県町村議長会会長、最上地方町村議長会会長に就任されましたことに対しまして心よりお祝い申し上げますとともに、舟形町議会議長、そして山形県町村議長会会長としてますますのご活躍を心よりご祈念申し上げます。

さて、初雪を観測し、朝晩の冷え込みが厳しくなってまいりました。議員各位におかれましては、師走に入り文字どおり何かと慌ただしい時期となりますので、健康にはくれぐれもご留意いただきまして、舟形町発展のため引き続き特段のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。3日間、ありがとうございました。

議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。令和3年第4回定例舟形町議会定例会を閉会いたします。

3日間にわたる慎重審議、大変ご苦労さまでした。

午後0時07分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 八 鍬 太

署 名 議 員 小 国 浩 文

署 名 議 員 叶 内 富 夫